

5-1W-19

527
KE51
㊦

建設省 住宅基準

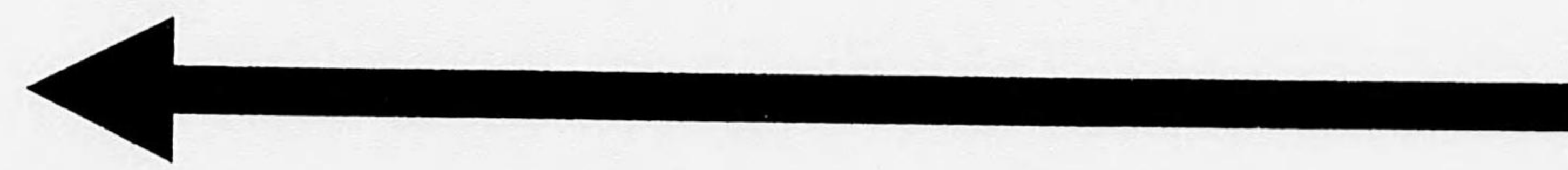
— 住宅設計の指針 —

×
複写

建設省大臣官房弘報課編

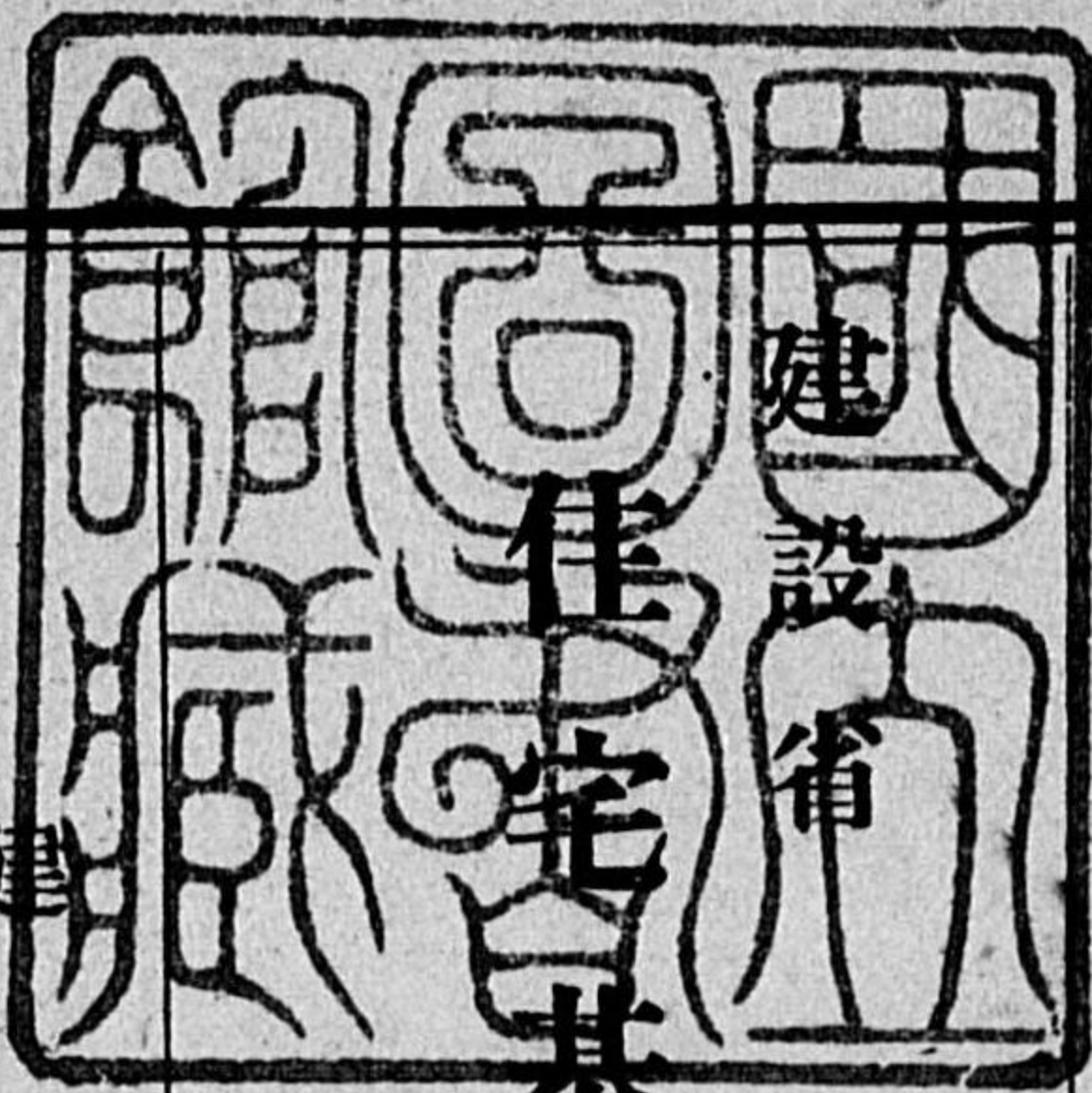


始



527

Ke51



住宅設計の指針

住宅基準

建設省
大臣官房
弘報課編

編者贈本



まえがき

住宅基準とはわかり易くいえば今の我が國においてどの程度の住宅が最も適當か、その標準を示したものです。現在住宅復興の重點は一般勤勞階級の住宅に置かれていますから、この基準で取上げている數字はかなり低いものとも思われましょう。しかしこの各項目が實地に當つて忠實に守られるならば、その住宅は不良住宅という汚名を免れ、健康な國民住宅となり得ようという、そういうた基準なのです。もとより日本の國力が回復し、建設力が増してゆくに連れ、國民の住水準も上昇するでしょう。そうなれば基準も又程度を上げてゆかねばなりません。

昭和二一年の秋より發足した建設省（當時戰災復興院）の住宅基準調査委員會は委員各位の御骨折と、諫早信夫氏はじめ各幹事の努力によつて二二年度版を作製しました。昭和二三年度はこれに基き同じ委員の御検討を経て新しい二つの基準を加えつゝ出來上りました。我々の努力の足らなかつた點もあり、色々の不備も残つておりましょうが、今後は地方の、現場の技術家・事務家各位の御意見をいれて訂正してゆきたいと思ひます。

來年度以降の基準はこの二三年度版を全面的に踏襲し、若干の改正、補遺補足、標準設計とその資材・建設費・家賃の算出などを追加してゆきたいと思ひます。

こゝに「昭和二三年度住宅基準」に解説をつけて一應基準の決定版として印刷にした次第です。尙、巻末につけた通信欄は實地に當つておきづきの點、こうしたらどうかという點等を記入して戴く爲のものです。宛先は建設省建築局住宅企画課です。

住宅基準調査委員會委員

——五十音順——

(昭和二二、二三年度關係)

- | | | | |
|-----------------|------|-------|-------|
| 井上新二(昭和二二年度委員長) | | | |
| 島田 藤(昭和二三年度委員長) | | | |
| 淺野新一 | 伊藤 滋 | 池田榮一 | 井上正朔 |
| 石井 桂 | 小野 薫 | 桑田貞一郎 | 黒崎幹男 |
| 輿石 武 | 後藤一雄 | 佐藤 鑑 | 佐々木京市 |
| 齋藤祐義 | 柴谷 邦 | 谷 重雄 | 高山英華 |
| 竹山謙三郎 | 坪井善勝 | 名古屋徳次 | 平山 嵩 |
| 二見秀雄 | 堀口捨己 | 横山不學 | |

目次

まえがき

一、住宅基準……………	九
(一) 住宅基準の必要性……………	九
(二) 住宅基準の對象……………	一〇
(三) 住宅基準の考え方……………	一一
(四) 昭和二三年度の住宅基準……………	一三
(五) 住宅基準の普及……………	一四
二、昭和二三年度住宅基準……………	一六
總 則……………	一六

I 一般基準……………一七

一、敷地 二、平面 三、室内氣候 四、設備
五、安全

II 木造住宅基準……………三三

一、敷地 二、平面 三、構造 四、資材・勞務・
輸送量・工期

III 鋼筋コンクリート造住宅基準……………三三

一、敷地 二、平面 三、構造・施工 四、設備
五、資材・勞務・輸送量・工期

附 簡易耐火構造について……………四六

III 一團地住宅基準……………四七

一、計畫 二、團地の選定 三、住宅 四、施設
五、敷地の造成

三、昭和二三年度住宅基準の解説……………六一

總 則……………六一

I 一般基準……………六二

II 木造住宅基準……………七三

III 鋼筋コンクリート造住宅基準……………七七

附 簡易耐火構造について……………八五

III 一團地住宅基準……………九六

附圖 1 木造住宅の間取り……………一〇一

—— 木造住宅一般について ——

附圖 2 木造住宅設計基本圖……………一一一

—— 計畫住宅の場合 ——

本文挿入圖

第一圖	住宅基準の考え方	三
第二圖	住居氣候區	三
第三圖	緯度と南壁影深	三
第四圖	ベチカ	三
第五圖	筋違・方杖・燈	三
第六圖	木造住宅の各部名稱	三
第七圖	東京高輪の鋼筋コンクリート共同住宅	六
第八圖	工大式組立式鋼筋コンクリート造	六
第九圖	佐々木式コンクリートブロック造	六
第一〇圖	近隣住區の模型圖	六
第一一圖	一團地住宅地區の一例	六

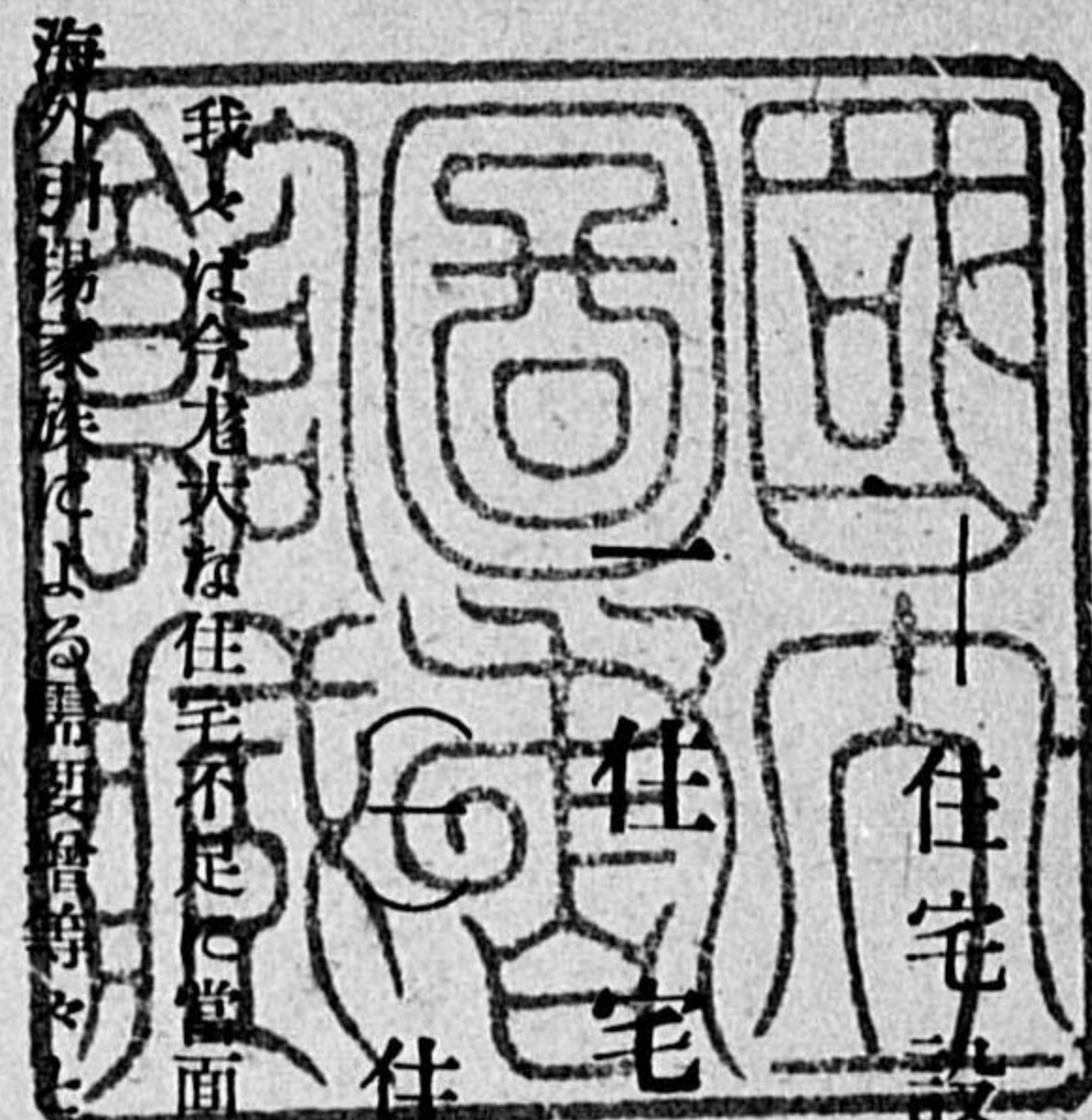
第一二圖	屋上積雪の處理と隣棟間隔	七
第一三圖	普通住宅周圍の空地	七
第一四圖	急勾配地の敷地造成	七
第一五圖	劃地と街廓	七
第一六圖	劃地の配列	七
第一七圖	裏界線と側界線	七
第一八圖	前庭のある場合の住宅路	七
第一九圖	袋路・入込路・喰違路	七
第二〇圖	地形に順應した道路	七

建設省住宅基準

住宅設計の指針――

住宅基準

住宅基準の必要性



我々は、戦前大に住宅不足の一面に面している。長い戦争期間中の供給不足、疎開、空襲による喪失、海外引揚家族による需要増大等々、敷え上げると不足戸数は四百萬戸に達する。この不足戸数を回復し、更に天災、自然腐朽、世帯の自然増加等による年恒常需要を満してゆく爲に、毎年數十萬戸を建設してゆく。現在の住宅復興計畫は凡そこの様な形で進められている。

しかし果してこれで我々の住宅難はなくなるであろうか。なるほど今日の住宅難は戦争によつて急に破局に到つたことは事實であるが、これは量の上の問題で、質の上では、不良住宅、過密居住などのかたちですつと以前から我々をおびやかしていたのである。例えば昭和一六年の住宅調査は我が國の都市住宅の三八パーセントが一人當り三疊未満、四パーセントが一、五疊未満という過密

な住い方をしていたことを示している。住宅難を單に量の上からのみ眺めて、不足戸數の復興を急いでも、それだけでは我々の住水準はあまり良くならないのである。その上敗戦後の日本では資金や資材の面より見て建設能力には多くを期待できず、その結果は國民住宅の水準の低下となつてあらわれる。そしてもしこの儘に何百萬戸復興の叫び聲の下にどん／＼住宅が建てられてゆくとして、一度天災に見舞われた時はどうだろうか。災害は災害を招き、その被害は時には建設を上廻ることとなる。一方不良住宅はじり／＼と國民の健康と感情を蝕み、住宅は最早再生産の基地どころか、生活の本據としてもあやしいものとなり、これでは經濟の復興も民生の安定もおぼつかない。「限られた建設能力の中で、できるだけ良い住宅を」——これが住宅基準の狙いであり、こゝにこそ住宅基準の必要性がある。

(二) 住宅基準の對象

昭和一六年庶民住宅對策が行政面で本格的にとり上げられて以來、住宅基準は官廳、諸団体によつて色々の形でつくられた。その中には大きい組織の下に當時の建築界の殆んど總力を集めて制定されたものも見られる。しかも之等の基準の共通した缺點は、それが中央の専門家の意見のみでつくられ、地方の實情にうとく、普及性がなかつたことである。尤もそれ等の大部分はかなり具体的

な實施計畫を對象とした基準として規格に迄固められたものが多く、そうでない場合も或は庶民住宅とか、戦時の居住用建物などと、その對象がかなり限定されていたことは事實である。

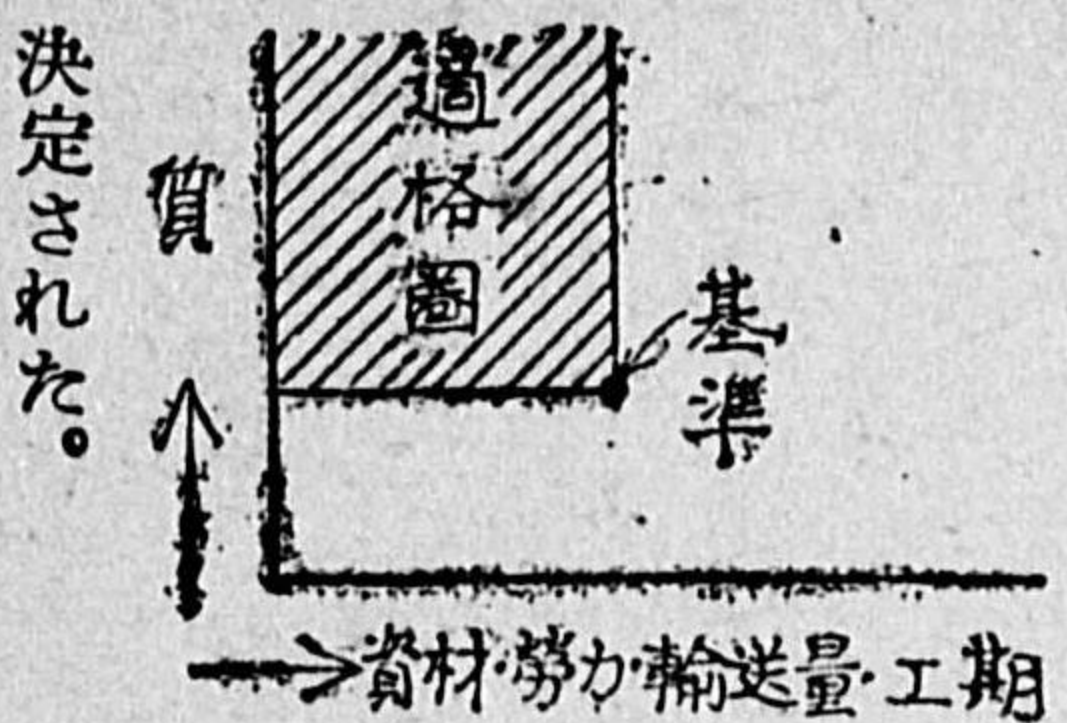
ところで我々は今どのような基準を必要としているのか。これから復興してゆかねばならない住宅にはあらゆる種類のもが含まれているが、之等を限られた建設能力の下に、贅澤でもなく不良化もしないようによつてまとめてゆくのがこの基準の役目であるから、その對象は廣く「國民住宅」の上に置かれねばならない。個人がその資力をつぎ込んで建てる住宅においてはそれが國民住宅としてあまりに奢侈にならないように、資金資材の健全な使い方を教え、又計畫住宅などとして建てられる住宅においては、それが國民住宅として不良住宅に墮さないように、限定された經濟條件の下で資金・資材の能率的で有効な使い方を教えるものでなければならぬ。基準の對象がこのように變つてくると、その考え方も又過去のものと異つてくることになる。

(三) 住宅基準の考え方

現在我國では住宅は個人及び公共團體の手によつて建てられる。之等に對して國で基準を決める場合に二つの大きい問題がある。一つは個々の建築家の創意工夫により設計されようとする住宅に對して、國できめられた基準がどこまで喰ひ込めるかということ、一つは氣候・風習・建築資材等

の異なる各地方に對して、基準にどのように地方性を持たせることができるか、ということである。建設省の住宅基準は昭和二二年度よりつくられたが、この二つの問題に關聯しながら最初の基準制定のいきさつを述べよう。

住宅基準の最初の出発點は住宅の質を測る指標をつくることであつた。丁度飛行機・自動車等の性能を種々のメーターで測る様に、住宅の諸元——保温度とか、安全度とか——を數字で表わし、この組合せで住宅の質を表示し、之を所要資材・勞務・輸送量・工期等の經濟條件と比較し、住宅の適格・不適格を決めようとした。



第一圖 住宅基準の考え方

決定された。

ところで之等の考慮がどのように基準の上にあられ、實効を奏したであろうか。一例をあげる

このような考え方をすれば、十分個々の設計者の創意と技術を生かしつゝ、住宅の質を限られた建設能力の下で向上させることもできる譯である。又工場生産という新しい建設方式が意味を持つてくるのも、この考え方の中である。

基準の地方性については、寒冷地方・多雪地方などに對する考慮が拂われ、その原案について現地の技術者の意見を徴し、之を尊重しつゝ基準がと我々は室内の保温度を表わすのに氣象條件・煖房條件の或る組合せの下で、冬季居住室の温度をどの地方では何度以上保つような保温構造を持たねばならないとした。そしてこれを實際の庶民住宅について實驗した結果、現今の住宅が非常に質が落ちて粗放になつてゐる爲、數字的の指標で表現することが困難なことを知つた。あまりに隙間が多過ぎて壁・床等の仕上と室の保温性との關係をはつきり示せないのである。地方性についても最初の基準は住居氣候區の區分がやゝ不徹底であつた爲に、基準の上でも曖昧なものとなつた。又この基準ができて後各公共團體で建設した住宅について調べた所は、基準の行政的な運用が殆んどなされていなかつたといへ、基準設定以前の住宅に比べてあまり進歩の跡が見られなかつた。

(四) 昭和二二年度の住宅基準

昭和二三年度住宅基準は大體二二年度のものに基いて制定されたが、「住宅諸元の確立とそれに基づく指標による住宅の科學的な評價」という昨年度の基準の考え方とは多少逆戻りしたものとなつてゐる。保温度を一つの指標で示すことは今年度もやはりできなかつた。思うに人間生活の容器である住宅については、その質を総合的に判定する指標をきめることは、至難かあるいは不可能なことではないかとも考えられてくる。

今年度の基準は、現在の建設能力より見て適當と考えられる國民住宅としての必要且十分條件を列記したものである。即ち高からず低からずの一線を引いたものである。建築法規や住居法に規定する最低條件ではなく、國民住宅の現水準をきめようという所に、本基準の難しさと曖昧さがあるようである。この基準はいわば昭和二三年度の住宅建築の常識である。しかもその常識に出来るだけ建築工學的な科學的な數字を興えようとした意圖は察していただきたい。我々はこれらの數字がいつかは綺麗に組み合わされて、住宅の性能表示板となるであろうという希望を捨ててはいないものである。

(五) 住宅基準の普及

住宅基準は建設省の中に設けられた「住宅基準調査委員會」(昭和二十一年一月設立)により検討され答申される。この基準の普及策としては、昨年度は印刷物によつて地方公共団体や一般に紹介・宣傳されたに過ぎなかつたが、昭和二三年度の基準においては、その中の特に重要な項目を抜萃して國庫補助新築賃貸住宅に對する設計基準として、之を守らぬ設計には國庫補助をしないことにした。基準に行政的な意味を持たせた點注目されるべきである。

今後基準は毎年度その年の建設能力に應じて更新されてゆかねばならない。又落している點はつけ加え誤つてゐる點は訂正されてゆかねばならない。其準の適合性・地方性については、現場の技術者・住宅供給者・住宅需要者等の貴重な實地體驗の報告をとつたり、實地調査などをして、もつともつと研究され検討が加えられねばならない。各地區についての標準設計までも作りたい。又住宅基準の地方委員會がつくられて、中央の委員會と連絡をとりつつ、地方性を正しく反映した良い住宅が設計されることも望ましい。

このような住宅基準は一にも普及、二にも普及である。普及すればよい住宅が建つのである。この基準の各項が單に基準の中だけの常識にとどまらず、一般の設計技術者の、更に一般の建築主の常識となることの一日も早からんことを切望してやまない。

二、昭和二三年度住宅基準

總則

- 一、本基準は昭和二三年度建設の住宅の質を確保し、所要資材・労力・輸送量・工期の基準を定め住宅建設の指標とするものである。
- 二、本基準は一般基準・木造住宅基準・鋼筋コンクリート造住宅基準・一團地住宅基準の四部よりなる。
- 三、本邦を左記の四住居氣候區に分ける。

地區名	地區範圍	備考
第一(北海道)地區	北海道	主として平均最深積雪量一米以上の地區である。 主として一月の平均氣温零度以下で雪の比較的少い地區である
第二(多雪)地區	青森・秋田・山形・新潟・富山・石川 福井の七縣	
第三(寒冷)地區	岩手・宮城・福島・長野の四縣	
第四(温暖)地區	第一・二・三地區以外の各縣	

但し、第三・四地區にあつて平均最深積雪量一米以上の地點は第二地區に準ずる。

四、設計はメートル制を原則とする。

I 一般基準

本基準は住宅一般にわたつて、其の質の基準を定めるものである。

【一】敷地

- 1、土地の総合的な利用計畫に基づくこと。
- 2、濕潤な土地及び山崩れ・出水氾濫・高潮等の危険の多い土地を避けること。
- 3、地方的に地下水位が浅い所では地盛又は排水工事をして土地の乾燥を圖ること。

【二】平面

- 1、平面形はつとめて凹凸を避け間取は簡明なものにすること。
- 2、平面の利用度を極力高めること。例えば中廊下を廢止し玄關の面積は節減する等の考慮を拂うこと。
- 3、居住室・就寢室は極力南面させること。
- 4、就寢室は獨立性を尊重し、別に食事室(茶の間)を設け夜間の通路となる様にすること。
- 5、就寢室の定員は第一表を標準とすること。

第一表

就寢室面積	定員	
	第一・二・三地區	第四地區
三疊 成人一	成人一	成人一
四、五疊 成人二	成人二	成人二
六疊 成人三	成人三	成人三
八疊 成人五	成人五	成人五

備考 兒童とは一ニ才未満をいう。

6、台所の廣さは瓦斯・水道等の設備に應じて考慮すること。
 7、便所は二穴式又は二段式一穴便所とすること。
 8、押入の廣さは居住室面積の一五%を基準とすること。
 9、物置は第一、二、三地區には必ず設けその廣さは三平方メートル以上とすること。

第二表 家庭用燃料消費量 (木炭換算値)

家族人数	年間消費量	地區	採煖期間	採煖用 (標準五人家族當り)
				同期間消費量
一人	五、五俵	第一地區	一〜四(六ヶ月)	一九俵
二人	七、五俵	第二・三地區	一〜三(四ヶ月)	一三俵
三人	八、〇俵	第四地區	二〜二(三ヶ月)	三俵
五人	一〇、〇俵	(東京)		
七人	一五、五俵			

備考 電氣は七七キロワット、瓦斯は二六立方メートルを以て木炭一俵(一五匁入)に換算するものとする。
 10、共同住宅に於て炊事場・洗面洗濯所・便所・浴室及び物置を共同にする場合は第三表を基準とする。

第三表

炊事場	洗面洗濯所	便所	浴室	物置
居室一につき床面積〇、八平方メートル	居室五につき流し巾員〇、六米	居室五につき大便所一、小便所巾員〇、六米	居室一につき浴槽面積〇、三平方メートル	住宅一につき第一・二・三地區では〇、八平方メートル、第四地區では〇、五平方メートル

【三】室内氣候

1、建物は冬至四時間完全日照がある様にする事。

第四表 日照上必要な建物南北間隔

都市名	北緯	南面壁体の影深(高さを一とす)	
		四時間日照	六時間日照
札幌	四三度〇四分	二、七二	三、六二
青森	四〇〇四九〇	二、四一	三、一一
仙台	三八〇一六〇	二、一一	二、七二
東京	三五〇四一〇	一、九〇	二、三七
大阪	三四〇三九〇	一、八一	二、二六
福岡	三三〇三五〇	一、七五	二、一六
鹿児島	三一〇三四〇	一、六一	二、〇〇

2、採光面積は第五表による事。

第五表

室名	床面積に對し	最小限(平方米)
居室	五分の一以上	一、五
台所浴室	五分の一以上	一
便所	五分の一以上	〇、二

3、第二・三・四地区の居室及台所の夏季通風については、恒風方向に室面積の十分の一以上の採風及排風面積をとる事。夏季西恒風のある地方では西窓は日射を防ぐ様考慮すること。

4、冬季恒風に面する居室の窓は、腰高窓の類とし、防風の考慮を拂うこと。

5、居室の外壁・床・開口部等は、隙間風を防ぐ様十分考慮を拂うこと。第一地区に於ては特に留意すること。

6、冬季夜間の居室の自然換氣回数は、毎時二〜三回とすること。

【四】設備

1、電燈は各居室・台所・便所及び浴室には一燈づつ設けること。

第六表 室別標準照度

室名	基準ルクス	最低ルクス	備考
居室・浴室・台所	100~50	25	基準ルクスは作業面のものを示す
便所・浴室・玄関	10~5		

2、**第一・二・三地区**に於ては一戸につき一ヶ所以上に採暖設備を設け、極力炊事用熱源を利用すること。採暖にはストーブ・ペチカ等を用いるのを標準とするが**第二・三地区**では切爐(切ゴタツ)でもよい。

3、台所に瓦斯の設備のない場合は煙突又は煙出しを考慮すること。

4、台所・便所等の給排水設備は入念にし、**第一地区**に於ては凍結に對し特別の考慮を拂うこと。下水は敷地外まで誘導すること。

5、汲取便所の場合は便所の腰廻り構造は特に注意を拂うこと。

汲取便槽の容量は**第一地区**は五ヶ月分、**第二地区**は三ヶ月分、**第三・四地区**では半ヶ月分以上とすること。

第七表 一人一日當りの給排水量

給水量	六〇立
下水量	五〇立
糞尿量	一立

【五】安全

- 1、構造計算は「日本建築規格 建築三〇〇一」によること。
- 2、建物は出来るだけ耐火的構造としこれが不可能な場合にも少くとも延焼防止を考へること
- 3、防蟲・防鼠・防盜に對して注意を拂うこと。

I 木造住宅基準

本基準は一般基準に基き木造住宅の基準を定めるものである。

【一】敷地

- 1、敷地の選定にあつては、防火上・環境上都心を避けることを適當とする。
- 2、一劃地の最小限面積は一〇〇平方米、**第一・二地区**に於ては一五〇平方米とすること。
- 3、建蔽率(敷地面積に對する建築面積の割合)は三〇%以下とすること。

- 4、建物の南北間隔は一般基準の日照条件より定めること。但し何れの場合も七米以上とすること。敷地の南側空地の奥行は平家建の場合は五米以上、二階建の場合は九米以上とすること。
- 5、建物の東西間隔は平家建の場合は六米以上二階建の場合は一〇米以上とすること。但し外壁を防火構造とした場合は四米迄近づけてよい。五〇平方メートル以下の一戸建住宅では片側のみ間隔をとればよい。

第一表 防火上安全な建物間隔

構造部分	一階	二階	備考
普通木造	一〇米以上	一三米以上	防火木造とは外壁を二層厚のモルタルで被覆したものである。
防火木造	五米以上	七米以上	

【三】平面

- 1、建物の平面形は長邊を略々南面させた矩形を標準としなるべく凹凸を避け、屋根伏を簡単にすること。
- 2、間取りはつとめて簡明にし、柱・小屋材等を節減すること。

- 3 居住室が隣戸の居住室と連続する際は、なるべく押入其の他を境界に配する等各戸の独立性を高める様にする。

【三】構造

- 1、筋違・方杖・燧等の斜材を有効に使用し耐震強度を高めること。
- 2、短計寸法は第二表を基準とすること。

第二表

各部	第一・二地區	第三・四地區
軸高(平家建)	三米〇〇	二米七五
全(二階建)	五米九〇	五米四〇
天井	二米二五	二米二五
内法	一米七五	一米七五
床高	六〇	四五

備考 軸高とは土台下端より敷板上端迄の高さをいう。

- 3、柱の断面寸法は第三表によることとし梁・土台等も之に準ずること。

第三表

地 區	區 分	
	第一・二 地 區	第三・四 地 區
平 家 建	一〇、五厘角(三、五寸角)	一〇 厘角(三、三寸角)
二 階 建	一三、五厘角(四、五寸角)	一二 厘角(四 寸角)

- 4、基礎には耐水材料を用いること。第一地區に於ては基礎は凍上に對し安全にすること。
- 5、土台下端は地盤上一八厘(六寸)以上とし、基礎に接する部分にはなるべく防腐材を塗付する等の考慮を拂うこと。
- 6、便所廻り床下は必ず腰積とすること。
- 7、屋根は不燃性材料を以て葺くこと。
- 8、台所等の火氣を用いる場所や長家建・集合住宅の各戸の界壁(小屋裏迄)、一階の天井、階段室の壁は防火力の大きな構造とすること。
- 9、居住室の外部開口部は雨戸等をつけて二重となる様にすること。但し第一・二・三地區に於ては南部主要開口部には必ず硝子戸をつけること。第一・二地區に於ては積雪時の採光上雨戸を硝子戸の内側に設ける等の考慮を拂うこと。
- 10、小屋裏及び床下には通風口を設けること。

【四】資材・勞務・輸送量・工期

1、資材は第四・五表を標準とする。

第四表 普通木造の場合

資 材 名	單 位	平 方 米 當 り 所 要 量	坪 當 り 所 要 量	備 考				
					内 木 工 事 用	内 建 具 用	鋼 材	内 補 強 鐵 物
木 材 (製材)	石	〇、七九	二、六〇	一、壁ベニヤ板又はテツクス張りの場合は木材平方米當り〇、〇五石、坪當り(一、一五石、ベニヤ板又はテツクス平方米當り一二平方尺、坪當り三六平方尺を増すこと)				
鋼 材	庇	一、二九	四、二三	二、第一・二地區に於ては二割増しのこと				
内 補 強 鐵 物	〃	〇、三〇	一、〇〇					
内 釘 鐵 線	〃	〇、五三	一、七〇	ベニヤ板張テツクス張の場合には平方				
内 鐵 鉛 鍍 鐵 板	〃	〇、〇一	〇、〇三	米當り〇、一庇、坪當り〇、三庇増				
セ ン ト	庇	七、六〇	二五、〇〇	庇及び樋用				
板 硝 子	平方尺	三、〇〇	一〇、〇〇	セメント瓦用は含まない				
屋 根 葺 材	把	二、三〇	七五	面坪當り所要量(役物、破損は含まない)				
柿 板 (亜鉛鍍鐵板)	把	〇、〇七	〇、二二	面坪當り所要量(土居葺用、三枚重ね)				

石	灰	一、二、四〇	四一、〇	塗壁の場合のみ
電	線	〇、〇九	〇、三	

第五表 工場生産の場合

課	内	鋼	木 (建 具 用 を 含 む)	資	單位	坪 當 り 所 要 量	備	考
				材				
亜鉛	鐵	釘	補	石	〇、六一	二、〇一	一、パネル・軸組併用式を豫想する 二、セメント其の他の副資材は普通 木造に準ずる	
鐵	鐵	鐵	強	〇、四二	一、三七			
鐵	鐵	鐵	鐵	〇、七〇	二、三二			
鐵	鐵	鐵	鐵	〇、〇一	〇、〇三			
鐵	鐵	鐵	鐵	〇、五五	一、八〇			

2、勞務は第六・七表を標準とする。

第六表 普通木造の場合

職	別	平方	坪	備	考
		米當り	當り		
		人數	人數		
大	工	一、八二	六、〇〇	一、手元平方米當り〇、一五人、坪當り〇、五人、假 設平方米當り〇、一人、坪當り〇、三人を含む	
高	工	〇、一五	〇、五〇	二、壁ベニヤ板張又はテックス張の場合は平方米當 り〇、二四人、坪當り〇、八人増	
土	工	〇、〇八	〇、二八	假設平方米當り〇、〇八人、坪當り〇、二五人を含む	
左	官	〇、五二	一、七三	整地に要する人員は含まない	
石	工	〇、一七	〇、五五	一、手元平方米當り〇、一七人、坪當り〇、五一人、 木舞工平方米當り〇、〇七人、坪當り〇、二一人 を含む	
其	他	二、〇〇	七、〇〇	二、壁ベニヤ板張又はテックス張の場合は不要	
計		四、七四	一六、〇六		

第七表 工場生産の場合

職別	平方米當り人数	坪當り人数	備考
大工	〇、九一	三、〇〇	パネル軸・組併用式を豫想する。
工員	〇、六七	二、二〇	
嵩	〇、〇九	〇、三〇	塗壁の場合のみ
土工	〇、〇八	〇、二八	
左官	〇、四六	一、五二	
石工	〇、一一	〇、三五	
其他	一、五一	五、〇〇	
計	三、八三	一二、六五	

3、輸送量は第八表を標準とする。工場生産住宅の場合は一二坪で、パネル・軸組併用式で二、五台、純パネル式で三台（何れも四階積貨物自動車使用）を標準とする。

第八表 普通木造の場合

資材名	平方米當り所要台数	坪當り所要台数	備考
木材(製材)	〇、〇五七〇	〇、一八九	一、四階積貨物自動車使用の場合 二、資材の入手其他の條件はすべて良好なものとす
鋼材	〇、〇〇〇三	〇、〇〇一	
セメント	〇、〇〇一八	〇、〇〇六	
板硝子	〇、〇〇〇六	〇、〇〇二	
瓦	〇、〇〇三〇〇	〇、〇〇九八	
其他	〇、〇〇九〇	〇、〇〇三〇	
計	〇、〇九八七	〇、三二六	

4、工期は第九表を参考とする。工場生産住宅の場合は一二坪、パネル・軸組併用式で現場着工より建上完了迄一〇日間（左官工事を含む場合は七日増）を標準とする。

第九表

普通木造住宅（一二坪平家建）の工期（東京又は其の近郊を想定）

工期	5	10	15	20	25	30	30 ^B
工期別							
準備工事							2
仮設工事	架設						2
基礎工事							2
石工(柱廻り)							1
木骨(土割)	柱廻り、土割						5
建具工事							15
屋根工事							1
硝子工事							1
左官工事							2
鋳工事							1
農工事							1
電灯工事							1
給水工事							1
排水工事							1
雑工事							2
計							166
							424坪当り、13.8坪

備考 第九表は次の如き想定条件により作製した。

1、建物の概要

敷地… 平坦で一五〇平方米地均し程度
 基礎… 捨コンクリート大谷石布基礎、便槽廻りコンクリート打
 壁… 外壁、下見板張 内壁、木舞下地塗壁
 屋根… 柿板下地瓦葺
 床… 居室畳敷、他板張
 開口部… 外接建具は硝子戸及び板戸、間仕切は襖又は紙障子
 設備… 電燈六燈（内線のみ）水道給水・排水は敷地内のみ

2、労働者稼働時間標準

時期… 三月—十月

稼働時間数… 八時間（一日）

3、天候・資材・職人等の条件は總て良好なものとする

Ⅱ 鋼筋コンクリート造住宅基準

附 簡易耐火構造について

本基準は一般基準に基き、主として鋼筋コンクリート造による高層共同住宅（三階建以上）の基準を定め、その耐火耐震性による不燃恒久都市の建設を目標とするものである。

【一】敷地

- 敷地はその構造の恒久性に鑑み、その建物の用途から見て、将来の都市計画に即應した適當な位置を選定すること。特に土地の集約的利用を必要とする地域、即ち都心部及び特に高度の耐火性を要する地域（甲種防火地区及び之に準ずる地区）を優先的に選ぶこと。但し區劃整理の地域で整理未了の地域は除くこと。
- 敷地の選定にあつては住宅地として悪条件の所は好ましくないが、天災の危険の多い土地に對しては本構造の防災性を積極的に利用すること。
- 建物の配置は日照・採光・通風及び隣接建物との關係を考慮するが、一方土地の高度利用を計ること。（一般基準第四表参照）

第一表

四時間完全日照に必要な建物の南北間隔

居住氣候區	都市名	北緯	階數							
			三	四	五	六	七	八		
第一・二地區	札幌	四三度〇四分	二四米	三二米	三九米	四六米	五三米	六二米		
	青森	四〇度四九分	二二米	二八米	三四米	四一〇	四七米	五五米		
第一・二地區	新潟	三七度五五分	一八米	二四米	二九米	三五米	四一〇	四七米		
	福井	三六度〇三分	一七米	二二米	二七米	三二米	三八〇	四四米		
第三・四地區	仙台	三八度一六分	一九米	二四米	三〇米	三六米	四一〇	四八米		
	東京	三五度四一分	一七米	二二米	二七米	三二米	三七〇	四三米		
第三・四地區	大阪	三四度三九分	一六米	二一〇	二六米	三〇〇	三五〇	四一〇		
	福岡	三三度三五分	一五米	二〇〇	二五〇	二九〇	三四〇	四〇〇		
第三・四地區	鹿兒島	三一度三四分	一四米	一八〇	二三〇	二七〇	三一〇	三六〇		

備考

- 右表は階高を二、七米、バラベットの高さを一米として計算した一例であるから、階高その他異なる場合には適當に修正を加えること。又敷地に高低がある場合には注意すること。
- 下階を店舗・事務所等にする場合、右表はその住居部分にのみ適用する。
- 右表は冬季四時間完全日照を満足させる爲に必要な南北間隔であるが、冬季の日照率が小さい所に於ては適當に間隔を緩和してもよい。

【二】平面

- 1、設計はメートル整數制によること。
- 2、建方は共同住宅を原則とし、高さは三階建以上とすること。
- 3、平面計畫は構造計畫を十分考へて行ふこと。例へば壁体を構造的に活用する爲に壁の配置を考へるなどは、平面計畫の當初に考へておかなければならない。
- 4、一戸當りの床面積はその建物の環境に適した家族構成を考へて決めるべきであるが、これができる場合には、將來容易に變更しうる様（例へば二戸を一戸にする等）に平面計畫構造計畫を樹てることが望ましい。
- 5、各戸間の界壁は防火及び獨立性保持の爲に完全防火界壁とするが、將來二戸を一戸に變更する豫定の場合には、その部分のみ構造上支障のない限り簡易間仕切でよい。
- 6、平面の形は凹凸を避けた柱割の單純なものとし、室内空間の利用率の高いものとする。
- 7、洗濯場・浴室・物置等は共同化し、又は集約して設けること。
- 8、店舗・事務所等を併用するものでは、住居部分は居住環境を保持する爲にそれ等の上階に配

置し、適當に隔離すること。

【三】構造・施工

- 1、各戸の平面・立面は統一し、假枠の規格化により假枠施工を容易にすること。
- 2、矩計寸法は第二表を基準とすること。

第二表

各部	地區	第一・二地區	第三・四地區
天井高		二、五〇(米)	二、五〇(米)
内法高		一、七五(タ)	一、七五(タ)
最下階の床高		〇、六〇(タ)	〇、四五(タ)

- 3、構造計算、施工は「日本建築規格 建築三〇〇一、建築物の構造計算」及び「コンクリート及び鐵筋コンクリート標準仕様書」（標準仕様調査委員會）によること。
- 4、コンクリートはその熱傳導率及び熱容量に基く居住性に缺點があるから、その對策に十分注意すること。特に最上階では必ず天井を張り、その天井裏は通氣をはかり、又西側壁面は押入その他を設けて、居室・台所等を隔離すること。

- 5、居室を疊敷となす場合には、疊の保存の必要から、根太床等を設けて適当な通気をはかること。
- 6、居室の開口部は防寒上雨戸と硝子戸、硝子戸と紙障子の如く二重にすること。
- 7、窓廻りの雨仕舞に注意すること。特に窓枠と壁体との取付部分は入念に施工すること。窓上には庇等の凸出部を設けること。
- 8、換気に十分注意し、欄間窓を設けるか、又は換気筒・換気孔の類を設けること。

【四】設 備

- 1、五階建以上の場合は昇降機の設備をすること。又は設備し得る様に場所をとつておくこと。
- 2、各戸には電気・瓦斯・水道の設備をなし、將來暖房用配管をなし得るように用意しておくこと。
- 3、便所は水洗式とすること。
- 4、給排水等の配管はなるべく集約的に配置し、故障時に修理できるようにパイプダクトに収めること。

- 5、水壓の低い所では動力による揚水設備を考慮すること。
- 6、熱源として必要あれば炭火も使える様天蓋（フード）・排氣道を設けること。
- 7、衛生的に考えられた塵埃処理施設（ダストシュート）を設けること。
- 8、階段、廊下の巾員、箇數、構造は建物の規模に応じて防災を考慮して決めること。又二階建以上の居室の外部に面する開口部には手摺等による危険防止の工夫をすること。尙階段の蹴上は一七樞以下、踏面は二三樞以上とすること。
- 9、避難設備（非常口・屋内・屋外避難階段等を考慮すること）。

【五】資材・勞務・輸送量・工期

所要資材・勞務・輸送量・工期についてはこのほど東京高輪に竣工した鋼筋コンクリート造共同住宅における諸量を主に掲げて、参考とする。尙高輪の場合の所要量の少いのは主として「日本建築規格 建築三〇〇一」を採用したためである。

一、資 材

第三表 各基準單位當り所要量 (主体工事のみ)

工事種類	資材名	単位	所要量		備考
			高輪の場合	在來の場合	
假棹工事	假棹	コンクリート一平方 米に付	四、三(平方米)	五、五~八、五(平方米)	高輪の場合は堰板 式の爲パネル式に 比し木材・釘の使 用量が多い。
	木材	假棹一平方 米に付	〇、〇四三(石)	〇、〇二六(石)	
鋼筋工事	鋼筋	延面積一平方 米に付	同上内譯	〇、〇二二(〃)	〇、〇一七(〃)
			九耗	〇、〇五〇(〃)	〇、〇一七(〃)
結束線	鋼筋	延面積一平方 米に付	同上内譯	〇、〇三二(〃)	〇、〇七三(〃)
			九耗	〇、〇一六(〃)	〇、〇一五(〃)
コンクリート工事	セメント	延面積一平方 米に付	〇、〇八(〃)	〇、〇五~〇、九(立方 米)	コンクリート一立 方に付高輪の場合 〇、〇七(〃)
			〇、〇二八(〃)	〇、〇三三(立方 坪)	

構造用〇、五〇(〃)
仕上用〇、二三(〃)
(調合一:二:三:四)

第四表

單位面積當り所要量——高輪の場合(主体工事のみ)

工事種類	資材名	単位	所要量	
			平方米當り所要量	坪當り所要量
假棹	假棹	一坪に付	〇、六三(〃)	六、四(平方米)
	木材	一坪に付	〇、三(石)	一、〇〇(石)
鋼筋	鋼筋	延面積一平方 米に付	〇、三二(〃)	〇、一〇六(〃)
	結束線	延面積一平方 米に付	〇、四四(〃)	一、四四(〃)
内譯	九耗	延面積一平方 米に付	〇、〇一五(〃)	〇、〇五〇(〃)
	一六耗	延面積一平方 米に付	〇、〇八四(〃)	〇、〇二七五(〃)
結束線	一六耗	延面積一平方 米に付	〇、〇〇四(〃)	〇、〇一三(〃)
	一九耗	延面積一平方 米に付	〇、〇〇四七(〃)	〇、〇一五五(〃)
結束線	結束線	延面積一平方 米に付	〇、〇二五六(〃)	〇、〇八四八(〃)

コンクリート工事		コンクリート	〇、四六(立方米)	一、五(立方米)
セメント	〇、二〇八(吨)	〇、六八二(吨)		
砂	〇、二五(立方米)	〇、八二(立方米)		
利	〇、四六()	一、四三()		

二、勞務

第五表

各基準單位當り所要量(主体工事のみ)

工事種類	職別	單位	所要人數		備考
			高輪の場合	在來の場合	
假棒工事	大工(假棒) 手傳 世話 人夫	假棒一平方米當	〇、二五(人)	〇、一(人)	一、加工及び組立を含む 二、高輪の場合は堰板式假棒である
			〇、〇六()	〇、〇三五()	
鋼筋工事	鋼筋工(曲方) (組立) 人夫	鋼筋一適當	三、〇(人)	一、五(二、五(人))	一、加工及び組立を含む 二、高輪の場合は亂尺で入荷した
			〇、二〇()	二、六(三、四())	
計	計	計	七、〇()	六、〇()	

コンクリート工事	材料計量運搬 運搬 敷物突固め 機械運轉手 世話役 雑役 小計 足場造換工	コンクリート一立方米當	所要人數	
			高輪の場合	在來の場合
〇、一七(人)	〇、〇八()	〇、一六(人)		
〇、二〇()	〇、〇八()	〇、〇八()		
〇、〇八()	〇、〇八()	〇、〇八()		
〇、〇二()	〇、〇四()	〇、〇四()		
〇、〇二()	〇、〇二()	〇、〇二()		
〇、〇一()	〇、〇二()	〇、〇二()		
〇、五〇()	〇、〇二()	〇、〇二()		
〇、二〇()	〇、四〇()	〇、四〇()		
〇、七〇()				

第六表

單位面積當り所要人數——高輪の場合(主体工事のみ)

工事種類	平方米當り所要量(延面積)	坪當り所要量(延面積)
假棒工事	〇、九(人)	三、〇(人)
鐵筋工事	〇、二三()	〇、七六()
コンクリート工事	〇、三二()	一、一()
計	一、四五()	四、八六()

三、輸送量

第七表

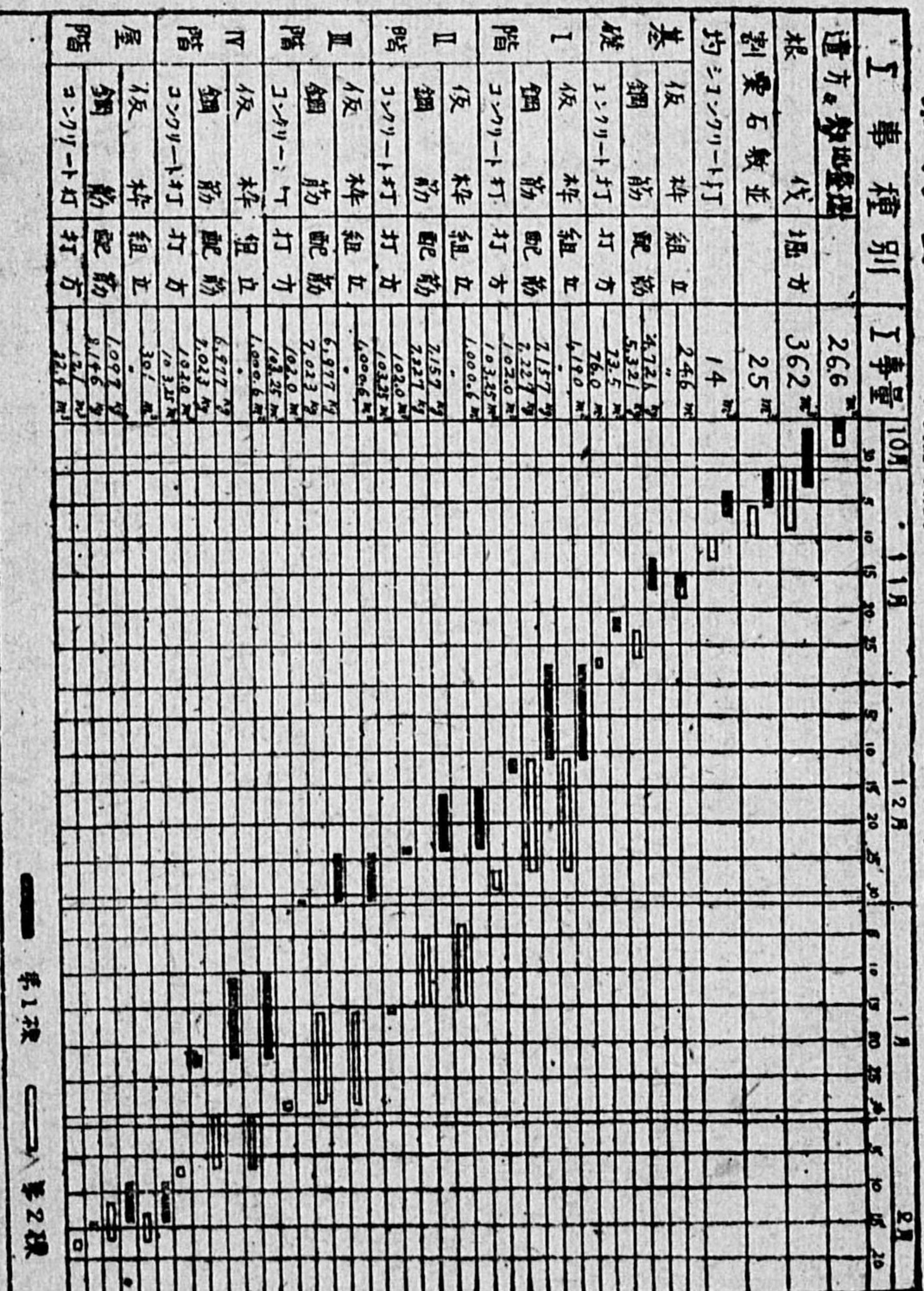
單位面積當り所要輸送量——高輪の場合（主体工事のみ）

工事種類	平方米當り所要台數	坪當り所要台數	備考
假柱工事	〇、〇〇六(台)	〇、〇〇二(台)	一、四越積貨物自動車の場合 二、主要資材單位當り所要量 (第五表)より算出した
鋼筋工事	〇、〇〇八(〃)	〇、〇二七(〃)	
コンクリート工事	〇、一六二(〃)	〇、五三一(〃)	
計	〇、一七六(〃)	〇、五七八(〃)	

四、工期

第八表

高輪鋼筋コンクリート造共同住宅工事實施工程表



第1棟 第2棟

附 簡易耐火構造について

四六

鋼筋コンクリート造は本年度に於ては資材その他の事情から、主として都市の中心部に建つ三階建以上の共同住宅に限らざるを得ないが、之と共に一般の住宅の不燃化を考え、併せて都市の不燃化を急速に、強力に進める必要がある。之等小規模の低層住宅を対象とする耐火構造としては普通の鋼筋コンクリート造と異つた特殊の簡易な耐火構造が研究されており、既にその二、三は試作を終り、実施に移されている。残された問題は多いが、之等新耐火構造に就て考えなければならぬ項目を擧げておく。尙セメント、鋼材を主材とする構造では、鋼筋コンクリート造住宅基準の各項を適當に準用するものとする。

一、條 件

簡易耐火構造として具えるべき條件は次のようなものである。

- 1、耐火震性を持ち、二階建の可能な構造であること。
- 2、資材を経済的に有効に利用していること。
- 3、部品の規格化等により施工を簡易化したものであること。
- 4、比較的輕量で施工が容易であること。

5、普及性があること。

二、敷 地

本年度としては第二地域（大都市の中間部、小都市の中心部及び之に準ずる地域）を優先的に選ぶこと。

三、平 面

二階建の共同住宅を原則とし、場合によつては獨立住宅、數戸の連續建住宅を対象としてもよい。

四、構 造・施 工

- 1、構造計算に基くものであること。
- 2、外壁・屋根・二階床・各戸界壁は少くも不燃性とすること。
- 3、施工には特に留意すること。

Ⅲ 一團地住宅基準

本基準は一般基準に基き、一團地住宅及び之に附隨する諸施設の基準を定めたもので、一團地

四七

としての総合的整備により、生活の協同化、能率化及び衛生化を計ることを目標とするものである。

【一】計 畫

1、一團地住宅地區は隣保區・近隣分區・近隣住區を構成する様計畫する。單獨で構成不可能な小規模の團地に於ても既存建物・施設との有機的關連を考え、之と併せて一團地を形成する如くすること。

第一表 一團地住宅地區の構成

種別	一團地		近隣分區	近隣住區
	隣保區	近隣分區		
概ね一街廓單位の一團地で、數十ヶ(普通一〇ヶ~二〇ヶ)集つて近隣分區となる	二〇~四〇戸	四〇〇~五〇〇戸	二〇〇〇~二五〇〇人	一、六〇〇~二、〇〇〇戸
購買其他生活協同施設を中心とする一團地で數ヶ(普通四ヶ)集つて近隣住區となる	一〇〇~二〇〇人	二〇〇〇~二五〇〇人	八、〇〇〇~一〇、〇〇〇人	ある

2、一團地住宅地區の規模は概ね第二表を標準とすること。

第二表 一團地住宅地區の面積

地域	一團地		隣保區	近隣分區	近隣住區
	一團地面積	一戸當平均敷地面積			
一	住宅敷地面積	七〇平方米	〇、二〇~〇、四〇 ヘクタール	五、三~六、三 ヘクタール	二五~二九 ヘクタール
二	〃	一五〇	〇、一四~〇、二八	二、八~三、五	一一、二~一四、〇
三	〃	二五〇	〇、四〇~〇、七八	九、六~一二	四二~五〇
	〃	〃	〇、三〇~〇、六〇	六、〇~七、五	二四~三〇
	〃	〃	〇、六四~一、二七	一五~一八	六三~七六
	〃	〃	〇、五〇~一、〇〇	一〇~一二、五	四〇~五〇

備考一、第一地域は大都市の都心・副都心、中都市の中心部、其他特に集約的な土地利用をなす地域である。

第二地域は大都市の中間部、小都市の中心部等特に防火上重要な地域である。

第三地域は大都市の郊外、小都市の一般市街地、其他密度の疎な地域である。

二、右表は一戸當平均敷地面積を決め、之に道路を第一・二・三地域につき夫々二五、二二、二〇%として加算し更に公園、小學校、其他公共施設用敷地(後掲)を加えたものである。

【三】團地の選定

- 1、一團地住宅地區の選定に當つては、土地の綜合的利用計畫に基き、濕潤な土地、惡環境の土地、天災の危険の多い土地、又一五度以上の北向斜面を避けること。地方的に地下水位の浅い所では、土地の改良工事を行うが、なるべく敷地造成費に多額を要しない土地を選ぶこと。
 - 2、居住者の通勤・購買等の便、電氣・瓦斯・上下水道等の施設の便、飲料水の適否等を考慮すること。
- 但し、通勤交通の混亂を來さない様な地點を選ぶこと。
- 3、近隣住区内には幹線道路の通過は好ましくないから、敷地の選定に當つては、幹線道路によつて距てられない可成り纏つた團地を取る様にする事。その團地内に小學校をとり得ない様な場合は、通學交通が幹線道路と交叉しない様に考慮すること。

【三】住宅

住宅の形式

- 1、一團地に建つ住宅の構造・階數は都市内に於ける立地條件を考慮して決めること。特に鋼筋コ

ンクリート造は現下の資材情況では都心部及び特に高度の耐火性を要する地域（甲種防火地區、又は之に準ずる地區）を優先的に選ぶこと。一方普通木造は都心部を避けること。

第三表

地域別の標準となる構造及び階數

地域	構造	例	階數	備	考
一	耐火構造	鋼筋コンクリート造	四〜九	四階は徒歩昇降許容限度 九階は建築法規に規定する上限	
二	簡易耐火構造 防火木造	簡易コンクリート造（組積式） 鋼骨乾式構造	二〜四	各構造により階數に限界がある	
			二	外壁を三層厚のモルタルで被覆した木造である	
三	普通木造		一〜二	密集した場合は防火木造とする	

- 2、一團地住宅はその外觀・機能・建設・防災、其の他あらゆる點に於て集團建設としての考慮を拂うこと。
- 3、住宅の外形・色調等は全体的に調和と變化を齎す様設計すること。
- 4、住宅の集團的機能をつとめて高めること。例えば一戸として獨立していなくても集團建設した

- 場合、数戸で完全な一つの住機能を發揮する如き平面計畫もよし。
- 5、建設の合理化の爲に量産方式を極力利用すること。
 - 6、防災特に防火には十分注意し、構造並に配置に工夫すること。

住宅の配置

- 7、住宅は南北二面以上開放とすること。但し中廊下式共同住宅とする場合は東西二面開放も考えられる。
- 8、配置に當つては通風・日照・防火に適當な距離・間隔をとること。第一・二地區に於ては特に雪量を考慮すること。但し、相隣る二戸の合計面積が一〇〇平方米以下の場合には、一方のみ防火上必要な東西間隔をとれば良し。

第四表

都市別建築物の南北間隔(冬至四時間及び六時間完全日照)

住居氣候區	都市名	北緯	平家建		二階建		三階建	四階建
			四時間日照	六時間日照	四時間日照	六時間日照	四時間日照	四時間日照
札幌	札幌	43°	10	15	17	24	23	32
青森	青森	40°	9	12	15	21	23	32
新潟	新潟	37°	7	10	13	17	20	27
福井	福井	36°	7	9	11	15	19	25
仙台	仙台	38°	7	9	11	16	20	28
東京	東京	35°	7	7	11	14	18	25
大阪	大阪	34°	7	7	10	13	17	24
福岡	福岡	33°	7	7	9	12	17	24
鹿児島	鹿児島	31°	7	7	9	11	16	21

第一・二地區	第三・四地區	平家建		二階建		三階建	四階建
		四時間日照	六時間日照	四時間日照	六時間日照	四時間日照	四時間日照
札幌	札幌	10	15	17	24	23	32
青森	青森	9	12	15	21	23	32
新潟	新潟	7	10	13	17	20	27
福井	福井	7	9	11	15	19	25
仙台	仙台	7	9	11	16	20	28
東京	東京	7	7	11	14	18	25
大阪	大阪	7	7	10	13	17	24
福岡	福岡	7	7	9	12	17	24
鹿児島	鹿児島	7	7	9	11	16	21

備考 一、軒高は平家建三米、二階建五米六〇、三階建九米五〇、四階建一三米とし、平家建及び二階建は勾配屋根、三階建及び四階建は陸屋根とする。

二、第一・二地區及び仙台の六時間日照では、影は南側建築物の棟により作られる。(屋根勾配第一・二地區六寸、第三・四地區四、五寸、建物の中―南北―は七米とす。)

三、青森以北に於ては高層建築の場合には日照條件を考えず、青森の数値をとることにした。

四、下階を店舗・事務所等にする高層建築の場合右表はその住居部分にのみ適用する。

第五表 防火上安全な建物間隔

構造部分	階		備考
	一階	二階	
普通木造住宅	一〇米以上	一三米以上	防火木造とは外壁を二層厚のモルタルで被覆したものである
防火木造住宅	五米以上	七米以上	

9、敷地内の主要空地は南側にとること。特に小敷地の場合は出来るだけ空地を集約してとり、その利用増進を計ること。

普通住宅の周囲にとる空地は第六表を標準とする。

第六表 普通住宅周囲の空地

空地	巾員面積	備考
敷地境界線よりの空地	巾一米以上	住宅の独立性の爲にとる
玄関前空地	巾一、五米以上	
便所汲取口前空地	巾一、五米以上	
台所用通路	巾一、五米以上	
洗濯場	二平方米以上	住宅内に洗濯用空間のない場合に、台所附近にとる洗濯場に連絡させ、午後に日照のある場所を選ぶ
物干場	奥行(南北の長さ)は五米以上	南側にとる

10、同一型式の平面の配置に於ても、土地の高低を利用するとか建物を中心線(東西方向)を喰違わすとか、多少の變化を考へることにより、美觀と各戸の獨立性を高めること。

11、配線・配管等の附帶設備を合理的・經濟的になし得る様な配置にすること。例えば台所・便所等は二戸宛向い合せたり二戸建では隣接させたり、又道路の幹線(配線・配管等の)に之等を近接させる等である。

12、第一・二地區に於ては、出入口の位置は冬季恒風を避ける様な位置に除雪を考慮して集約的に設けること。

13、塙塀には板塀・コンクリート塀を避け、防火的な生垣とするのがよい。高さは一、五米以下が適當である。

【四】施設

1、一團地住宅地區にはその規模に應じて適當な共同施設を設けること。

第七・八表はその標準を示す。

第七表 一般施設

施設名	数量	備	考
給水栓	二〜四戸に一	原則として各戸に一	
井戸	四〜六戸に一	水道給水が不可能な場合に設ける	
防火水栓	二〇戸に一	水道、井戸等を利用する	
街灯	五〇米毎に一		

第八表 中心施設

種別	施設名	数量	敷地面積	建築面積	備	考
隣保区 三〇〇〜四〇〇戸	幼児・少年公園	一	一〇〇〇平方メートル	—	隣保区を中心に交通路其の他危険物と隔離して設ける	
	共同洗濯場	二〜四	—	—	各戸に洗濯場のない場合に設ける。共用給水栓・共用井戸等を利用してよい	
近隣分區 四〇〇〜五〇〇戸 三〇〇〜三九〇人	生活協同組合	—	六〇〇平方メートル	一五〇平方メートル	隣接して設ける	
	集會所	—	八〇〇	二〇〇	兼用させてよい。集會所等と隣接させること	
	託兒所	—	一五〇〇	三〇〇	託兒所等と結合させて設ける	
	幼稚園	—	一五〇〇	三〇〇		
	授産所	—	三〇〇	一〇〇		
隣保区 二〇〇〜三〇〇人	共同浴場	—	六〇〇	二〇〇		

近隣住區 一六〇〇〜二〇〇〇戸 八〇〇〇〜一〇〇〇〇人	小學校	少年公園	圖書館	病院	郵便局	日用品配給所	診療所	警官派出所	消防派出所	公衆電話	公衆便所	郵便ポスト
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	二〇〇〇平方メートル	一六〇〇〇	二五〇〇	四〇〇〇	六〇〇	一五〇〇平方メートル	三〇〇	一〇〇	一〇〇	—	—	—
	二五〇〇平方メートル	—	五〇〇	八〇〇	二〇〇	一〇〇〇平方メートル	一〇〇	三〇	三〇	—	—	—
	小學校の運動場で兼用してよい											
	數近隣住區に一カ所の割で設けてもよい											

備考 一、右表中敷地面積及び建築面積は一例である。
 二、「緑地計畫標準」によれば児童公園としては、少年公園一カ所〇、八ヘクタール以上、幼年公園一カ所〇・五ヘクタール以上、幼児公園一カ所〇、二ヘクタール以上ときめている。
 三、「日本建築規格 小學校建物（木造）」（JES 建築一三〇一）によれば小學校敷地は児童一人當一五平方メートルを標準とするときめている。

2、各施設は夫々の地區の中心に配置するのが適當であるが、團地の形状、住宅・道路等の配置を考へ、地區全体の居住者に便利な様に配置すること。

- 3、各施設の構造・配置には、その公共性に鑑み、十分防災・衛生に注意すること。
- 4、資材其の他の事情で、以上の施設が建設出来ない場合（附近に利用し得る既存施設もない場合）には、将来施設を建設すべき用地を確保しておくこと。
- 5、小規模の一團地計畫をする場合にも、附近の既存施設との關聯を考え、併せて纏つた近隣住區・近隣分區等となる様考慮すること。

【五】敷地の造成

一般事項

- 1、敷地の造成に當つては土地の高低、樹木・池泉等は出来るだけそのまま利用し、敷地造成費の節減を計ると共に、地區の風致を高めること。
- 2、急勾配地で止むを得ず切取・盛土により敷地造成をする場合には、盛土部分は特に崩壊のおそれのない様に工事し、建物はなるべく切取面に配置する様にすること。
- 3、地下水位の浅い平坦地では特に地區内の排水工事に留意すること。

劃地

- 4、一劃地の最小限面積は一〇〇平方米、第一・二地區に於ては一五〇平方米とすること。
- 5、劃地の奥行・間口は、住宅の距離・間隔・周圍空地等によつて決めること。

6、劃地は街廓の長邊に沿つて二列に並べるのを原則とするが、短邊が商店街に面する場合には短邊側にも劃地を並べること。又南北を長邊とする街廓に數列配列するもよい。

7、劃地の裏界線は凹凸を避け、直通させること。又側界線は裏界線に直交させること。

街廓

8、街廓は矩形又は之に近い形状とし、その長邊は八〇〜二六〇米を標準とすること。

9、街廓の長邊はなるべく東西又は南北方向となすこと。東西・南北方向に對し三〇度以上振れることは好ましくない。

10、住宅路と幹線道路・補助幹線道路との交叉を少くし、且つ鐵道・軌道・自動車専用道路・堤防・公園・學校敷地等に劃地が直接に面しない様にすること。

11、長屋建・集合住宅地區の街廓には裏口通路（巾員一・五米〜二米）を設け、出來れば電柱を之に入れること。一般の住宅用劃地に於てもなるべくこの方針に従うこと。

道路

12、幹線道路は近隣住區内を、補助幹線道路は近隣分區内を貫通しない様にすること。住宅路の巾員は六米以上とするが、前庭のある場合には部分的に四米を混じてよい。

- 註 1、補助幹線道路は一團地の區域が大きい時に近隣住区内に通ず通過交通用道路で、歩車道の區分を可とし、勾配は一五分の一以内のものである。
- 2、住宅路は各住宅敷地に通ずる道路で、勾配は通常一〇分の一以内である。
- 3、遊歩道は散策などを主要目的とする巾員の広い道路で、美しい並木により飾られたものをいう。防火道路・防風林などと兼用させるのもよい。
- 13、幹線・補助幹線以外の道路は通過交通に用いられない様にその配置・形状を考慮すること。空地の多い地區に於ては袋路や喰違い道路の使用も適當である。袋路の終端部には相當の廻車廣場を設け、別に避難通路（巾員一、五米程度）を設けること。
- 但し、第一・二地區に於ては、雪處理の關係上袋路等は避けるが、空地・綠地を豊富にとり、雪溜めに利用し、場合によつては排雪専用路を設けること。
- 14、舗装・埋設物幹線等のある既存道路はなるべく利用すること。暗渠の下水設備のない場合には側溝を必ず設けること。
- 第一・二地區に於ては、水利（開渠・暗渠）を流雪溝として極力利用すること。
- 15、一團地住宅地區内の道路は地形の變化等を利用し、風致を考慮すること。特に遊歩道は防災・景觀を考へて植樹する。

三、昭和二三年度住宅基準の解説

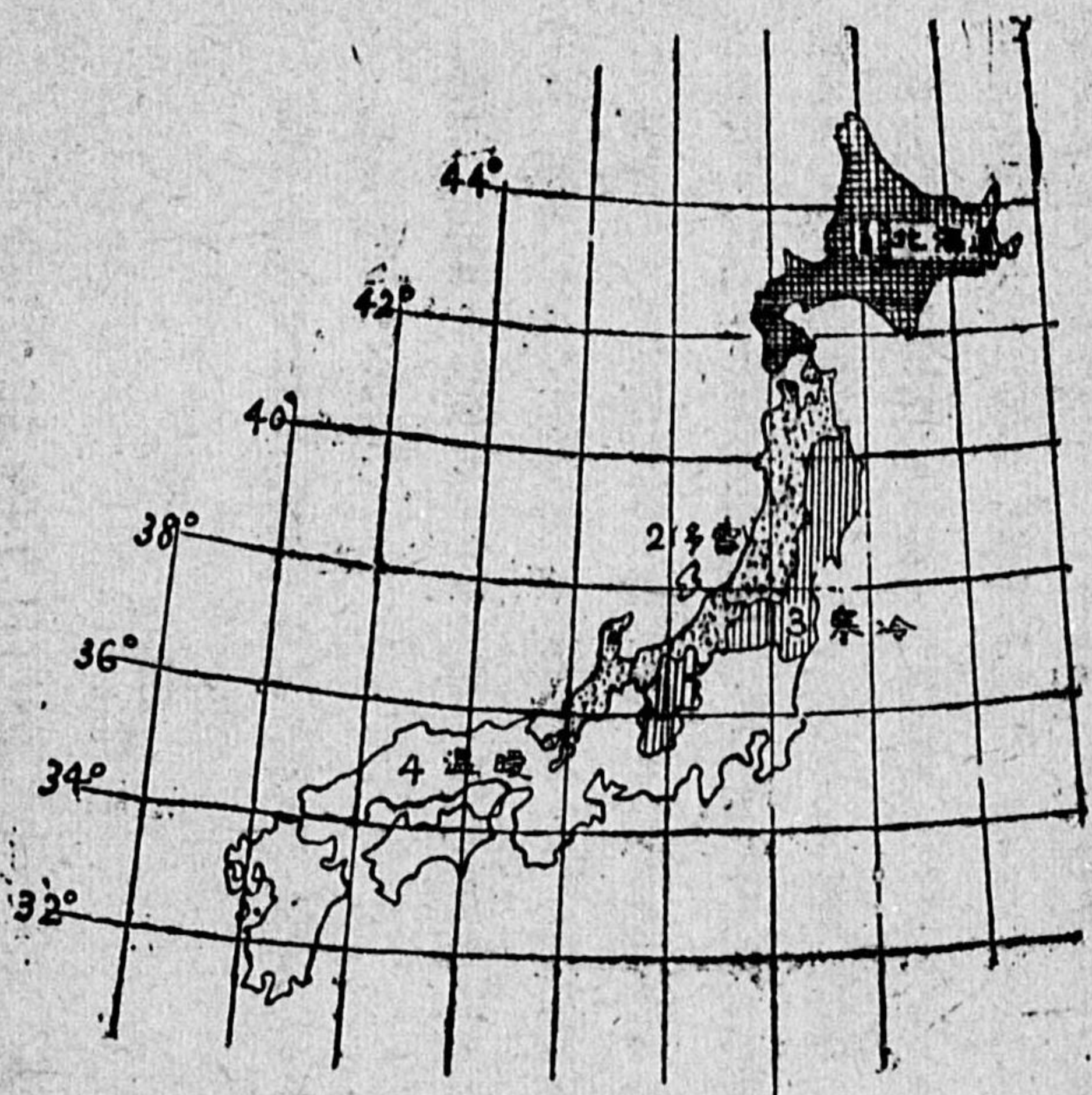
總 則

住宅基準の目的と構成、住居氣候區の區分、メートル制をのべて、昭和二三年度住宅基準の總則としてゐる。

住居氣候區（總三） 北は北海道の涯より南は九州の南端までかなりの緯度にまたがった我が國では、地方によつて氣候の差異が大きく、これが住宅に影響する所は甚しい。それ故住宅基準を考へる場合に先ず住居氣候の區分をして、夫々に適切な基準をつくらなければ、基準の地方性は實現されない。古いしきたりの夏型の住宅を寒冷地や多雪地に平氣で建てていた様な非科學的な頭を切換えて、寒地建築の質の向上を計ることは住宅基準の大きい目的である。

住宅の設計に影響を及ぼす氣候要素として最も大きいものは氣温であるから、これで日本を溫暖地區と寒冷地區にわけ、北海道は特に寒さが甚しいことと、凍上の危険があること、裏日本側は冬季大雪が降ることにより夫々**第一（北海道）地區**、**第二（多雪）地區**として區分した。尙雪については構造・設計に直接影響するから氣温の如何を問わず平均最深積雪量一米以上の地點は**第二地區**

に準じなければならぬ。



第二圖 住居氣候區

勿論住居氣候はこのように簡単に分類出来るものでなく、殊に雪や風は局部的に差異が甚しい。それ故具体的な設計に當つてはその土地の既往の氣象條件を調べることが肝要である。尙縣單位で區分したことは行政上の便宜―資材の割當量など―からである。

メートル制(總四)メートル制については従來種々の議論がされているが大體メートル整數制(柱眞々)を今後の建築計量法にしてよいであろう。

日本建築學會より提案された「メートル整數制による利點」にも次のような

項目が擧げられている。

- 1、建築の質を向上する。
- 2、居住の快適性を増す。
- 3、居住性が高くなる。
- 4、調度の收藏・配置に利便である。
- 5、資材の節約となる。
- 6、材料の大量生産を招來する。
- 7、舊來の京間式は大體メートル整數制と合致している。即ち計量稱呼が異なるだけで材料・施工に不便はない筈である。
- 8、補修材に就ても何等の支障がない。

こゝにメートル整數制に切替えるのに大きい困難の一つとして次のようなことがある。一五坪位の小住宅では、間尺制によつた方が部屋數が多くとれる爲、多數の家族で小住宅に住まねばならぬ現状ではどうしても間尺制の方が便利である點である。しかし之は在來の疊敷の和風住宅を考へるからで、柱眞々二米あればベッドが収まる等メートル整數制の採用は住い方の改良と結びつけて考へなければならぬ。もとよりメートル整數制の採用は建築資材の規格寸法、特に木材の市場寸法の改訂よりはじめなければならぬことは論ずるまでもない。

道や多雪地方では戸内から出し入れできるようにしなければならぬ。第二表の燃料消費量は炊事・採暖用燃料の現状を示したものであるが、之は物置の廣さや室内保温に關係するものである。

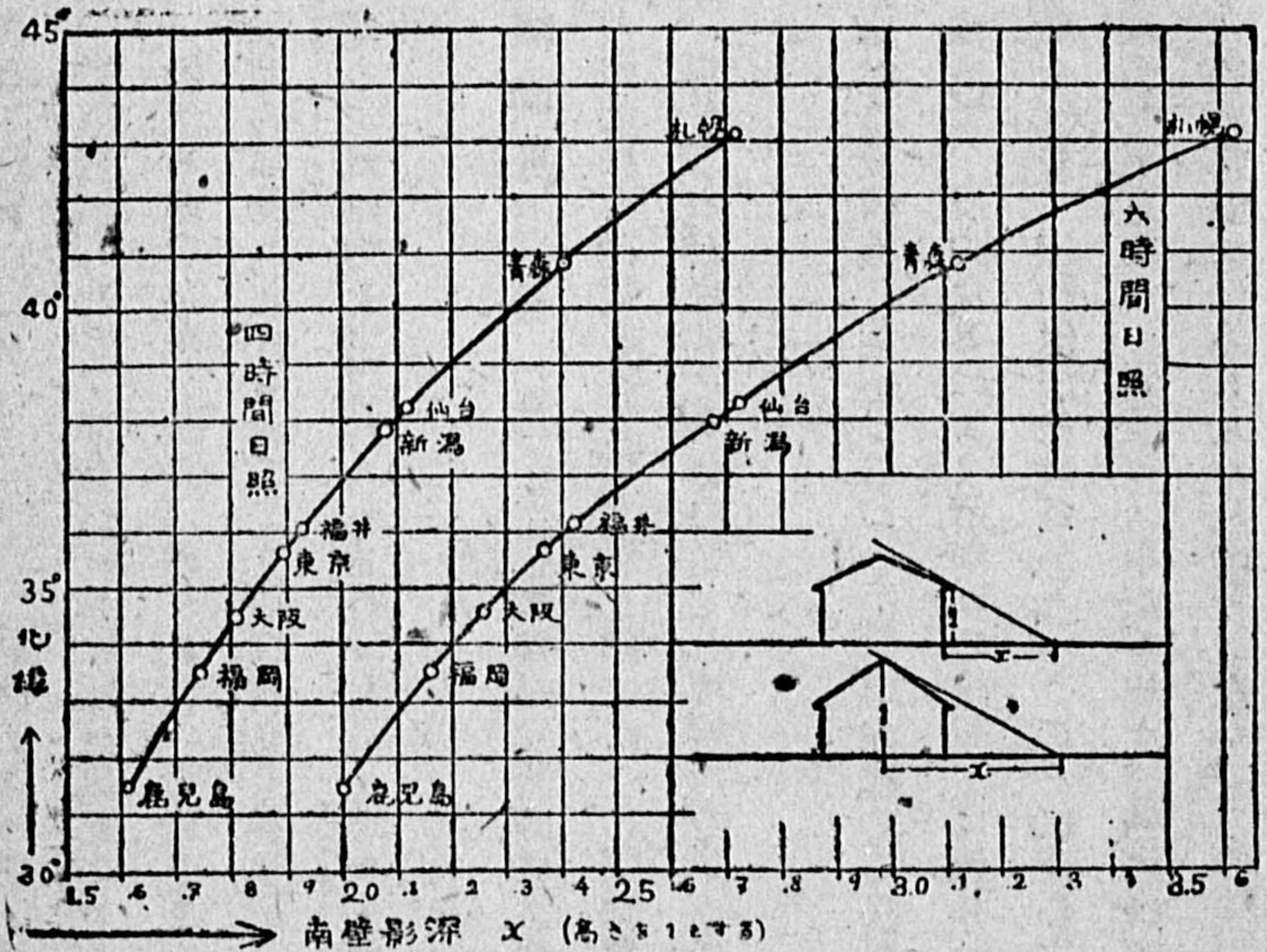
室内氣候 (一) 一般 (三) (三) 室内氣候とは日當りとか採光とか風通しとか室内の溫濕度等、室内環境の良否をきめる氣候條件である。

日照 (一) 一般 (三) (一) 冬至とは一年中で太陽高度が最小になる日——即ち日が最も南に傾く日——である(勿論太陽方位を一定にしての比較であるが)。この日には南側の建物の影が一年中で最も長くなるから、この日の南側建物の影深を基準にして南北間隔をきめれば、日照は十分となる。

四時間日照(六時間日照)とは午前10時より午後2時迄(午前9時より午後3時迄)日當りがあることで、普通の住宅では六時間日照をとりたい。第四表は南北間隔を南側建物の高さの倍率で表わしているから、實際には南側建物の實高にこの倍率を掛けて南北間隔の實長を出さねばならない。

同じ冬至の同じ時刻でも太陽高度は緯度により異なるから、倍率も又各地に異なつて違ふ。或土地の倍率を求めるには、第四表の各地の緯度と比較しても凡その見當はつくが、第四表をもとにした第三圖により算出すれば正確である。

採光面積 (一) 一般 (三) (二) 例えは八疊の居住室についてはその外部に面する壁に二、六平方米(八疊×五分の一)一、六疊約二、六平方米、四、五疊の居住室には一、五平方米(四、五疊×五分の一)以上の採光有効面積(窓)をとらねばならない。



第三圖 緯度と南壁影深

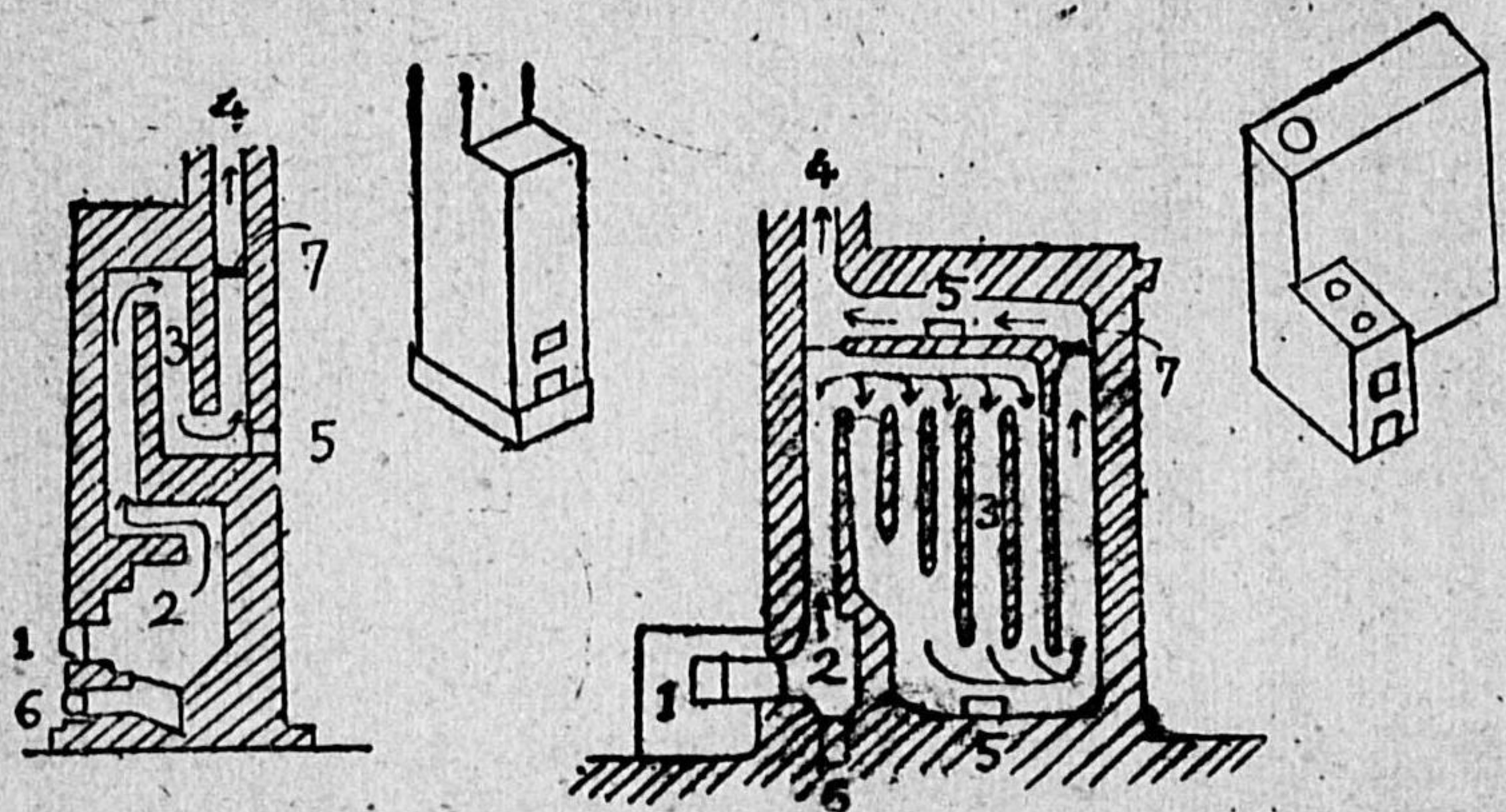
夏季の通風 (一) 一般 (三) (三) 日本のように夏蒸し暑い所では、夏季の通風は防暑上大切なことである。恒風方向に採風・排風面積をとるとは、例えは夏季に南の恒風の吹く地方(例東京)では、居住室等の南壁と北壁に通風口をとる意味で、普通開閉可能な採光窓と兼用する。通風には取入口と出口がなければ所謂袋風になつて意味がない。夏季西恒風のある地方(例大阪)では西壁に採風面積をとらねばならないが、西日を避けるために深い庇をつけたり、樹木を植える等の考慮が必要である。

冬季の防風 (一般 [三] 四) 防風の考慮とは冬季恒風に面する開口部に對して雨戸を附けたり、二重窓にしたり、腰高窓にして開口部を小さくする等である。冬季の恒風と夏季の恒風の方向は一致する地方が多いから、あまり開口部を小さくすると夏季の通風にさしつかえる。

季節的強風 (九月頃南方より襲う颱風、冬季北西より吹きつける旋風) のある地方では構造計算に際して風壓力を考慮に入れる外、軒先・蝮羽・庇等を頑丈に、屋根葺を嚴重にしなければならぬ。

隙間風 (一般 [三] 五) 戦後住宅營團によつて建てられた簡易住宅についての實驗結果は室内の保温には採暖よりも隙間風を防ぐことに重點を置かねばならないことを明かにした。床・壁・天井、開口部の召合せを入念に施工して室内の熱損失を防げば、暖房効果があがり、燃料の節約は著し。

自然換氣回数 (一般 [三] 六) 現在建てられる木造住宅では自然換氣 (機械力によらず室内外の温度差、風力などにより行われる換氣) は甚しい時には毎時十回にも及び、寧ろいかにしてこの回数を減じて室内保温を計るかということに苦心するが、鋼筋コンクリート構造などでは、特に換氣設備を考えないと炭酸ガス中毒を起す。殊に暖房の盛な室内では空気が濁り、埃づぼくなるから、特に換氣に注意しなければならない。



第四圖 ペチカ (左普通のペチカ、右壁ペチカ)

- 1 焚口, 2 燃焼室, 3 煙道, 4 煙突, 5 掃灰口, 6 灰取口, 7 ダンパー

照明 (一般 [四] 一) 照度とは「明るさ」即ち

或る面が照らされている程度のことである。照度の單位はルクス (Lux) とし、一燭光の光源が一米の距離にあつて光線に直角な平面を照らす明るさに相當する。照度の測定には照度計を用いる。

基準ルクスは作業面のもので、その室に於ける作業範圍——例えば台所では流し、調理台など——にこの照度を得られればよいのである。尙照度を満足させるばかりでなく、照明方法や照明器具も適切でなければならぬ。電球から出た光線が目に當る直接照明は最も悪い照明方法で、深型の笠を用いるとか、あるいはグローブを使用するがよい。

採暖設備 (一般 [四] 二) 炊事用熱源と暖房用熱源を兼用することは、燃料經濟上考へたいことである。炊事は一日の中に限られた回数のみ行われるが、

この熱を蓄積しておいて徐々に放熱させるという採暖器が最も適當である。ペチカとは煉瓦などで築いた爐体で、壁形をしたものもあり、燃料は薪などを用いる。爐体に蓄積された熱は徐々に放射され、その輻射熱を採暖に使うわけで、以上の目的にかなつたい採暖器として我が國でももつと普及されてよい。

給排水設備 (一般 [四] 四) 台所・浴室・便所等は住宅の中で最も入念につくらねばならない。殊に給排水設備が不完全であれば、非衛生で、建物の腐朽を早める。嘔込みといつて、台所を出た僅の所で穴を掘つて、地面に汚水を吸収させる下水は最も不潔である。汚水は土管で敷地外まで導き、道路の側溝又は埋設本管に接続しなければならぬ。この場合途中(敷地内)に溜槽を設けて掃除に便利にする。又溜槽より内側にトラップをつくつておけば衛生的で防鼠上もよい。

汲取便所 (一般 [四] 五) 便所はできるだけ水洗式としたいが、之ができない場合は汲取便所の腰廻りは嚴重につくつて、汚水や臭氣の漏れないようにする。その容量はその土地の冬季の積雪期間(積雪の爲に汲取の出来ない期間)に應じてきめる。第七表の一人一日當りの給排水量は、北海道や多雪地方で屋内に水道設備や井戸のない場合に、屋内水槽の容量をきめたり、又汲取便所の容量を出したりするのに参考とならう。

構造計算 (一般 [五] 一) 構造計算は建物の防災性と耐久性の上から極めて重要である。木造

小住宅では従來構造計算を行わないことが習慣となつてゐるが、構造計算を行つた構造物は災害に遭うと忽ちその眞價を發揮する。構造物の設計には必ず構造計算を行うことをそれからの習慣にしたいものである。

耐火構造 (一般 [五] 二) 日本のような地震の多い國では耐火構造としては鋼筋コンクリート造が最もよいが、この外に組立式鋼筋コンクリート造や、ブロック造や、鋼骨乾式構造などの新しい耐火構造がある。延焼防止とは建物の外部を不燃物で被覆するとか、距離・間隔を十分とつて建てるなどである。

防虫・防鼠・防盜 (一般 [五] 三) 防虫としては白蟻に對する基礎構造(コンクリート基礎がよく、できれば床下をコンクリートのベタ打とし、土台・根太・大引等に防蟻處理をした木材を用いる)、蠅・蚊等に對する防蟲網戸など、防鼠に對しては鼠の通路を塞ぐこと、又作らないこと(下水管を通つて外部より屋内に侵入するものには、トラップをつけたり、金網によつて防ぎ、天井裏に通ずる穴はやはり金網、鐵板等で遮断する、台所の食品庫などは特に嚴重にする。防盜としては戸締りを嚴重にすること(雨戸は有効で、又建具に角柄ツツがらをつけ、一ヶ所だけでより外れない様にする)等である。

I 木造住宅基準

七二

山林資源に恵まれた日本では、古來住宅は木造のみで建てられてきた。木造住宅は我が國獨得の亞熱帯氣候によく順應し、重量の割にねばりが強いから、地震に對しても設計さえよければ、割に安全であると云えよう。唯、火災に對しては全く無抵抗であるから、都市住宅として集團的に稠密に建てられた場合は、よくいわれる「薪の都市」をつくることになる。鋼筋コンクリート或は其の他の耐火構造による不燃都市の建設には、國を擧げて努力しなければならぬが、一方その數にして斷然多い木造住宅に對して、基準をつくつてこれを良い方向へ——特に防災的に——導いてゆくことは最も大切なことである。

木造住宅の立地條件 (木造「一」一) 都心部を避けることは防災上からいつても當然のことであるが、又地價が高く土地を高度に利用しなければひき合えない都心部に二階までの低層構造である木造住宅を建てるのが不向なことはいうまでもない。

一劃地の最小限 (木造「一」二) 劃地とは一住宅の宅地のことで、之があまり小さくなることはそこに建つ住宅の零細不良化を招來する。これが一劃地の最小限面積を決めた理由である。第一・二(北海道・多雪)地區に於て其の他の地區より五〇平方米増したのは、主として雪處理のため廣

い空地がいるからである。

建蔽率 (木造「一」三) 建蔽率三〇パーセント以下とは、例えば一〇〇平方米(約三〇坪)の敷地に對しては三〇平方米(約九坪)以下の家より建てられないことである。住宅が敷地一杯に建てられると、日當りも通風も悪く、火災の危険性も増すからである。

建物の南北間隔 (木造「一」四) 南北間隔の決め方は一般基準の所でのべたが、何れの場合も七米以上としたのは、日照だけから計算すると緯度の低い南の地方では五米位でもよいことになり、之は防災や通風に支障を來すからである。

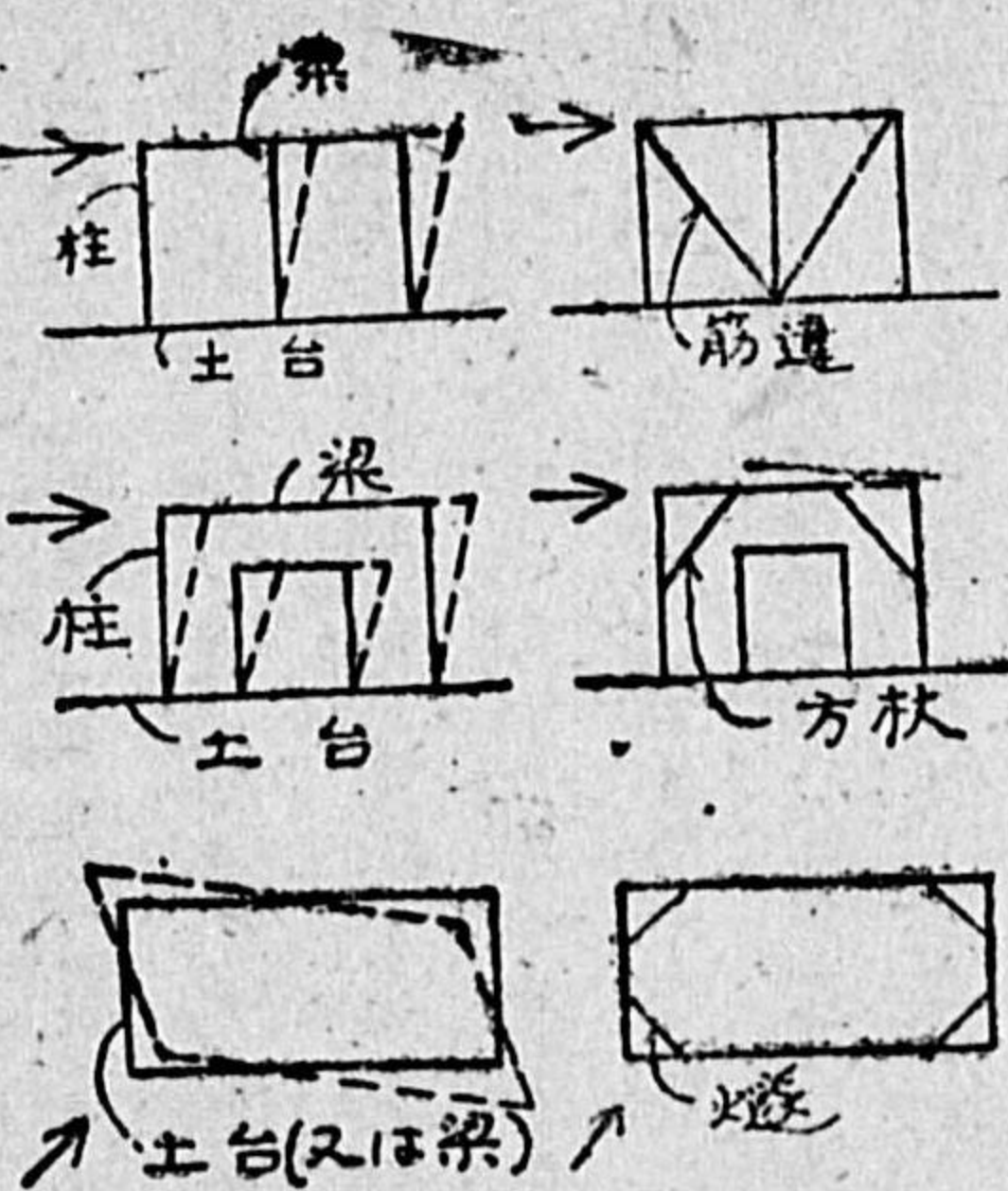
敷地の南側空地とは住宅の南壁より敷地の南境界線までの距離——つまり南の庭の奥行——のことである。この最小をきめたのは、極端の場合をいえば南の庭が全然なくても前に七米の道路さえあれば、日照條件は満されるという不都合を生ずるからである。

建物の東西間隔 (木造「一」五) 東西間隔は防火上の安全距離をとればよい。基準では防空建築規則第四條に定められた値をとつたが、できれば第一表の値(研究の結果五に類焼の危険がないと考えられる建物間隔)まで間隔を広げたい。尙五〇平方米(約一五坪)以下の小住宅では二戸宛近接させ(各戸の獨立性を失わない程度に)、まわりの空地を集約的に有効に利用した方がよい。この極端な場合が二戸建住宅である。

七三

建物の平面形 (木造) (三) (一) 小住宅が大邸宅のまねをして、ことさらに凹凸の多い平面をつくり複雑な屋根をのせることは、資材が無駄で不経済で見た目もよくない。建物の長邊を南面させることは、日當りのよい部屋をなるべく多くとるための考慮である。

簡明な間取り (木造) (三) (二) 簡単な平面形、簡明な間取りは、柱や小屋組などの部材の数を減らし、その種類を少くし、住宅の生産を単純合理化する。住宅の工場生産もこういう考え方からはじまる。



第五圖 筋違・方杖・燧

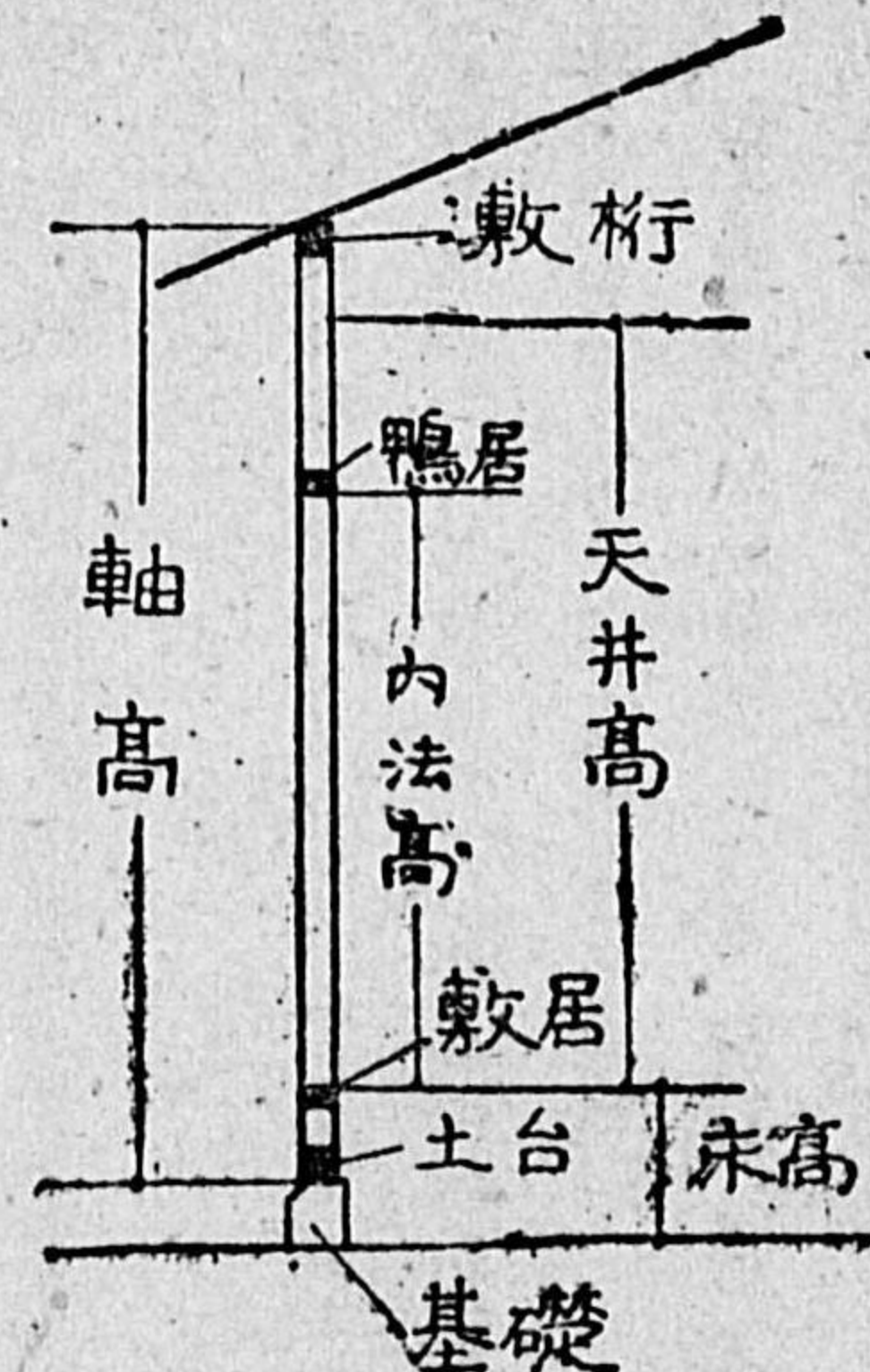
便所を隣接させたりする。これは資材の點からも、附帯設備の點からも合理的である。

木造住宅の耐震 (木造) (三) (一) 従来経験によつて建てられてきた木造住宅は、柱と貫による垂直・水平架構に重い小屋組・屋根をのせ、申し譯のように貧弱な筋違を不完全な仕口でとりつけたものが大部分であつた。このように非耐震的な木造も、構造計算を行つて合理的に設計すれば、

耐震的に割合にいゝ構造となる。木造住宅の耐震要領は「屋根軽く、筋違・方杖・燧類、仕口に金物、基礎も堅固に」で盡されよう。

矩計寸法 (木造) (三) (二) 住宅各部の寸法をきめておくことは、住宅の居住性を高めるためにも、市場にある木材を有効に使用するためにも必要なことである。第一・二(北海道、多雪)地区

では積雪を考慮して床高を少し高くした。従つて軸高も若干高くなつてゐる。



第六圖 木造住宅の各部名稱

柱の断面寸法 (木造) (三) (三) 柱の断面寸法は構造計算をして合理的に設計すれば、各の場合について具体的に決定されるものであるが、一應の標準を示した。第一・二(北海道・多雪)地区では太い柱を使うのは、積雪荷重に對し安全な爲である。

基礎と土台 (木造) (三) (四・五) 土台が腐るといふことは家としての壽命がきたことを意味する。家を建てる場合に一番力を入れねばならないのは基礎と土台である。基礎は従來の都市の庶民住宅では、玉石を柱下に置いてその上に土台をのせる簡単なものが多かつたが、今後は布石を廻すか、出来ればコンクリート布基礎としたい。軟弱地盤では基礎下に杭打をする等の考慮がある。基礎の

地盤上の高さは、土台の防腐という點から一八厘以上はほしい。土台の材質はなるべくひのきやひばなどの水濕に強いものを用いるとよいが、下面の基礎に接する部分にクレオソート・コールタール等の防腐塗料を施すとよい。

便所廻り (木造 「三」 六) 汲取便所では特に床下廻りの構造に注意する。即ち便所の床下は石積・煉瓦積・コンクリートなどで完全に廻し、汲取口は密閉できる様にする。

屋根葺材料 (木造 「三」 七) 飛火により屋根から引火した例は案外多い。これには柿板葺・杉皮葺・藁葺などは最も不利で、粘土製品・セメント製品・天然スレート・金屬製品等の不燃性屋根葺材を用いねばならない。しかし屋根の重量が重いことは地震に對して弱點となるから、粘土瓦の葺土を用いて葺いたものはよくない。

居室の外部開口部 (木造 「三」 九) 開口部は室の保温に對し最も弱點となる。これには開口部を二重にして空氣の斷熱力を利用するとよい。第一・二・三地區の如き寒冷、多雪地では、南面開口部は冬季の防寒と採光・日照が同時にできるよう、硝子戸を必ずつける。又第一・二(北海道・多雪)地區では外部につけた雨戸は雪のため開閉が困難となるから、硝子戸の内側に引くようにする。この場合は雨戸でなく襖・紙障子の類でもよい。

小屋裏・床下の通風 (木造 「三」 一〇) 小屋裏・床下に通風口を設けることは室内の防暑・防

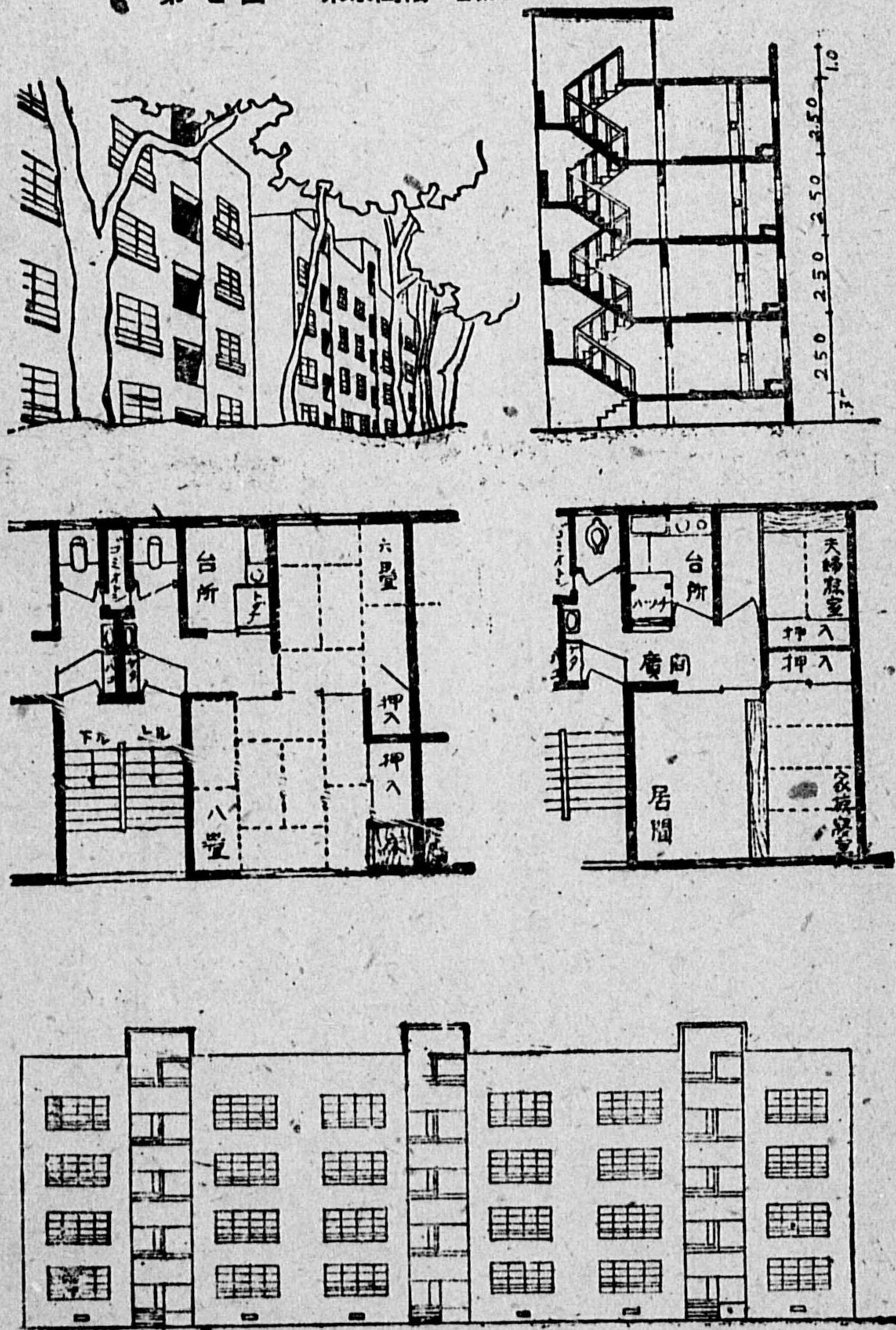
濕、小屋組材・床組材の保存上是非行いたい。

工場生産住宅 (木造 「四」 一) 大工が現場で鋸や鉋でこつこつと建てる代りに、能率のよい木工機械により工場であらかじめ部材を加工しておき、之を注文に應じて現場に運んで組立てる方法で、建て上げが早く品質の保證された住宅ができる。この構法はパネル式と軸組式に大別できるが、前者は柱や梁による骨組構造ではなく、工場で生産された壁・パネル・小屋組パネル・屋根パネルなどを現場でつなぎ合せてゆく構法、後者は構造的には従来の柱・梁の木造と同じであるが、その部材は工場であらかじめ加工(ほぞを作つたり、穴をあけたり、溝をほつたり、鉋がけする)され、それを現場で組立てる構法である。

Ⅲ 鋼筋コンクリート造住宅基準

都市の不燃化は復興計畫の基本方針であることは、今更あらためてのべるまでもない。日本のように地震の多い國の耐火建築には、今のところ鋼筋コンクリート構造が最もよい。この構造の主要材料は鋼材とセメントであるが我が國に於てはセメントの原料である石灰岩は殆んど無盡藏で、その生産設備も殆んど戦災を免れているから、一に石炭増産にかゝつており、鋼材も又我が國に許される生産量より見て十分成算がある。建築費は木造に比べて若干嵩むが、耐震・耐火・

第七圖 東京高輪の鋼筋コンクリート共同住宅



耐久などを考えると木造よりも遙に有利である。

戦後鋼筋コンクリートによる住宅の建設は東京高輪の共同住宅二棟を以て、緒についたばかりであるが、今後は國に於ても民間に於ても急速に本構造による住宅の建設が豫想され、こゝに基準を作つてこの恒久構造を最初より正しい方向に導いてゆくことが先ず必要となる。

鋼筋コンクリート造住宅の立地条件 (鋼筋「二」一) 本構造は恒久構造であり、一度建設されると容易には移築も改築もできないし、又天災によつて滅失することもない。それ故建設當初より色々の點について十分慎重でなければならぬが、とりわけ最初の敷地選定をあやまれば取返しがつかない。元より都市の何十年後、何百年後の姿を今的確に定めることは不可能であるが、少くとも現在進められている都市計畫に沿つて立地しなければならぬ。唯、資材・建設力に制約のある現在の復興建設を重點的に進めてゆく點から、先ず大都市の都心部を優先的に選ぶべきであろう。

構造の防災性 (鋼筋「二」二) 本構造は他の構造に比べて特に優秀な防災性を持つてゐる。或程度悪条件の土地でもこの構造ならば災害を防ぎうるという場合が多い。

土地の高度利用 (鋼筋「二」三) 我が國に於て三階建以上の高層が地震に對して危惧なく建てられるのは、現在の所一應本構造のみといえよう。従つて土地を集約的に利用しなければならぬ都市の中心部の建築は本構造に限られてくる。

日照率の小さい地方 (鋼筋「二」三) 高緯度の地方の高層建築では日照を満足させる南北間隔は計算によれば相當大きいものとなるが、一方之等の地方では冬季曇天・降雪がつゞき、殆んど日を見ずに過す地方が多い。この様な地方ではこの間隔は幾分緩和してもよいのではないかと思われる。

メートル整數制 (鋼筋「二」一) メートル整數制は用材の市場規格や大工の習慣にしばられてゐる木造よりも新しく自由に設計される鋼筋コンクリート構造に於て實現が早い。又木造に比べて壁厚の大きい本構造では、メートル整數制による居住性の増加もいちじるしい。

高層共同住宅 (鋼筋「二」二) 共同住宅で高層にすることはこの構造の特性より當然のことで、資材の能率的な使い方でもある。更に今後の國民住宅としてもこの方向は正しい。

平面計畫と構造計畫 (鋼筋「二」三) 凡そどのような構造物でも、その平面計畫をたてる場合には、構造のことを常に念頭におき、構造的に強く安全なように柱や壁等を配置しなければならぬが、殊に床版・壁体が構造主体と考えられる版構造の場合は、壁を耐力的に配置するよう心掛ければならない。

建物の環境に適した家族構成 (鋼筋「二」四) 例えば都心部や驛前地區には子供の多い家族を入れる共同住宅は不適當で、獨身者向・小家族向の共同住宅が適するといふように、その立地によ

つて平面の規模が決つてくるのである。

將來の改装 (鋼筋「二」五) 恒久的なこの構造では將來の改装は好ましくなく、設計當初に適正な家族の規模を想定して、平面計畫をしなければならぬが、これができない場合は將來の改装計畫はあらかじめ考へておかねばならない。

室内空間の利用率 (鋼筋「二」六) 木造に比べて壁が厚く、殊に梁・柱の骨組構造にした場合に、それ等の凸出は無駄な凹部をつくり易く、室内空間の利用率を低下させる。鋼筋コンクリート構造では特に間取りの簡明なことが望まれる。止むを得ずできた凹部は物入れとかパイプダクトにうまく利用して平面を整理するとよい。

住居部分の隔離 (鋼筋「二」八) 外部より直接に通ずる住宅専用の出入口や階段を設け、住宅路も店舗・事務所等の一般通路と別に計畫する。

平面・立面の統一 (鋼筋「三」一) 高層共同住宅という本構造の建方の方針からも、各階雑多な平面と、それに伴うまちまちの立面は避けなければならないが、之は假枠の規格化等に影響し、建設能力を左右する。

構造計算と施工 (鋼筋「三」三) 大工の経験と腕で一應建てられる木造とは異り、建築技術者が高度の建築技術を駆使するこの構造では、構造計算を無視したいゝかげんな設計や施工はあまり

見られないが、最近の高知や福井の震災では鋼筋コンクリートのビルディングの倒壊が非常に人目を惹いている。この原因の一つにやはり設計の悪さが数え上げられている。

「日本建築規格 建築三〇〇一—建築物の構造計算」は日本建築學會の構造計算標準委員會により作成されたもので、これまでの臨時日本標準規格では、資材節約の關係から荷重・外力の値を比較的低位にとり、許容応力度を相當高値に抑えたが、この新しい構造計算では新しく長期荷重に對するクリップ變形を考え、許容応力度をクリップ限度に抑えたことと、短期荷重には従來のように材料の安全率にたよることを止め、當初より豫想される最大値をとり、許容応力度として降伏點を採用することとが特徴となつてゐる。

「コンクリート及び鐵筋コンクリート標準仕様書」は建築學會の標準仕様調査委員會により作成されたもので、この構造の施工に關する標準となるものである。

鋼筋コンクリート造住宅の居住性 (鋼筋「三」四) この構造の主要な材料であるコンクリートは熱傳導率(壁体を熱が流れる度合を表わすもの)も熱容量(壁体そのものに熱が蓄積される度合を表わすもの)も共に大きく、この爲夏季における屋根面及び西側壁面よりの焼け込み、室内温度の時間的なズレ(日中壁体に蓄積された熱が夕方・夜間に室内に放出され蒸し暑い)、春季及び冬季採暖時の壁面の結露など、不愉快な問題が起る。前者に對しては最上階に天井をはり天井と屋根版の間に通氣をはかること。間取りによつて西側壁面を逃げることに、後者の結露對策としては壁表面(室内側)に防露材を貼付けることが考えられる。防露材の厚さはテックス—〇、七種、プレートン板—一、二種、杉板—一、二種などで、壁体との間に空氣層を残さぬ方がよい。

居室の疊敷 (鋼筋「三」五) 疊は木造住宅にふさわしい材料で(尤も木造住宅に於ても疊は徐々に追放されているが)鋼筋コンクリート造ではその構造・材料に則した別の新しい住い方を考えなければならぬ。しかし住生活の合理化が急に實現できない現状では、やはり過渡的に疊敷が行われることも止むを得ないであろう。コンクリートの床版上に疊をぢかに置くことは、疊が蒸れていたみ易いから、根太床を設けて床版より離すことが必要である。

窓廻りの雨仕舞 (鋼筋「三」七) コンクリートと一緒にスチールの窓枠を打込むことが理想的であるが、後から取付ける場合には、取付部分より雨水が浸み出ることがよくある。又窓上に庇などの凸出部を設けることも雨仕舞上必要である。最初よりコンクリートの凸出部を設けることが一番よいが、後より取付ける庇には、なるべく輕量不燃性のもので、雨仕舞が完全にできる取付工夫をしなければならぬ。

換氣 (鋼筋「三」八) 隙間の多い木造住宅と異り氣密なこの構造では、特に換氣設備を考えなければならぬ。即ち冬季採暖時に毎時二—三回を確保しなければならない。その方法として欄間窓を設けるのがつとり早い、この他に屋上まで抜けた換氣筒とか、隨時調節のできる換氣孔を設けることもよく。

鋼筋コンクリート造住宅の設備 (鋼筋「四」) この構造の特性上、設備は木造に比し遙に機械化

された高度のものが要求される。設備の不完全な鋼筋コンクリート高層共同住宅というものは考えられない。

昇降機 (鋼筋 [四] 一) 共同住宅の形式——廊下式と廣間式——によつて昇降機の型式・大きさ等が異なるが、普通は押ボタン式の自動昇降機で小型のものが用いられる。二人用ならば函の内法として九〇糎×九〇糎、シャフトの内法として巾一〇八糎、奥行九八糎あればよい。現在昇降機の設備が困難な場合にも、五階建以上の共同住宅では、將來設備しうるようにシャフトを設けておく。

暖房用配管 (鋼筋 [四] 二) 本構造では機械的な暖房設備がどうしても必要である。之には温水暖房・蒸氣暖房・溫氣炉暖房(炉によつて温めた外氣を管により各室に送り込むもので換氣を同時に行いうる)・構築暖房(床・壁面・天井より放熱させるもの、パネルヒーティング)等がある。現在之等を設備することが困難な場合も、將來を考へて配管のダクトを設け、ボイラー室などを豫定しておくことは大切なことである。

配管と故障時の修理 (鋼筋 [四] 四) 配管を集約することは經濟的であり、凹部の利用により室の利用率と美觀を高めることにもなる。又コンクリート中の配管はなるべく避けてパイプダクトに收め、故障時に容易に修理できるようにすることも考へなければならぬ。

揚水設備 (鋼筋 [四] 五) 敷地が高台等で水壓が十分でない場合は、動力により一度高架水槽(屋上水槽)に揚水し、その水壓により各室に給水することを考へねばならぬ。

ダストシュート (鋼筋 [四] 七) 塵芥處理のため階段室の一侧とか、台所に近い所にダストシュートを是非設けたい。シュートはコンクリート製又は鐵製で、大きさは二—三階の場合四〇糎×四〇糎、四—六階の場合五〇糎×五〇糎、七—八階では六〇糎×六〇糎位が適當である。投入口は普通三〇糎×四〇糎である。ダストシュートは臭氣が室内に逆流したり、途中でつまつたりしないような、完全な、衛生的なものとしなければならぬ。

階段、廊下など (鋼筋 [四] 八) 共用される階段や廊下の巾員・個數・構造はその建物の規模・階數・居住人員等で異なるから、一概に標準を定める譯にはゆかず、設計者の良識によらねばならぬ。パラペット・手摺等は墜落の危険防止の爲に高さを適當に(〇・八一—〇米)とすること。居室の窓には簡単に隨時に取付けうる様な手摺を工夫するのもよい。

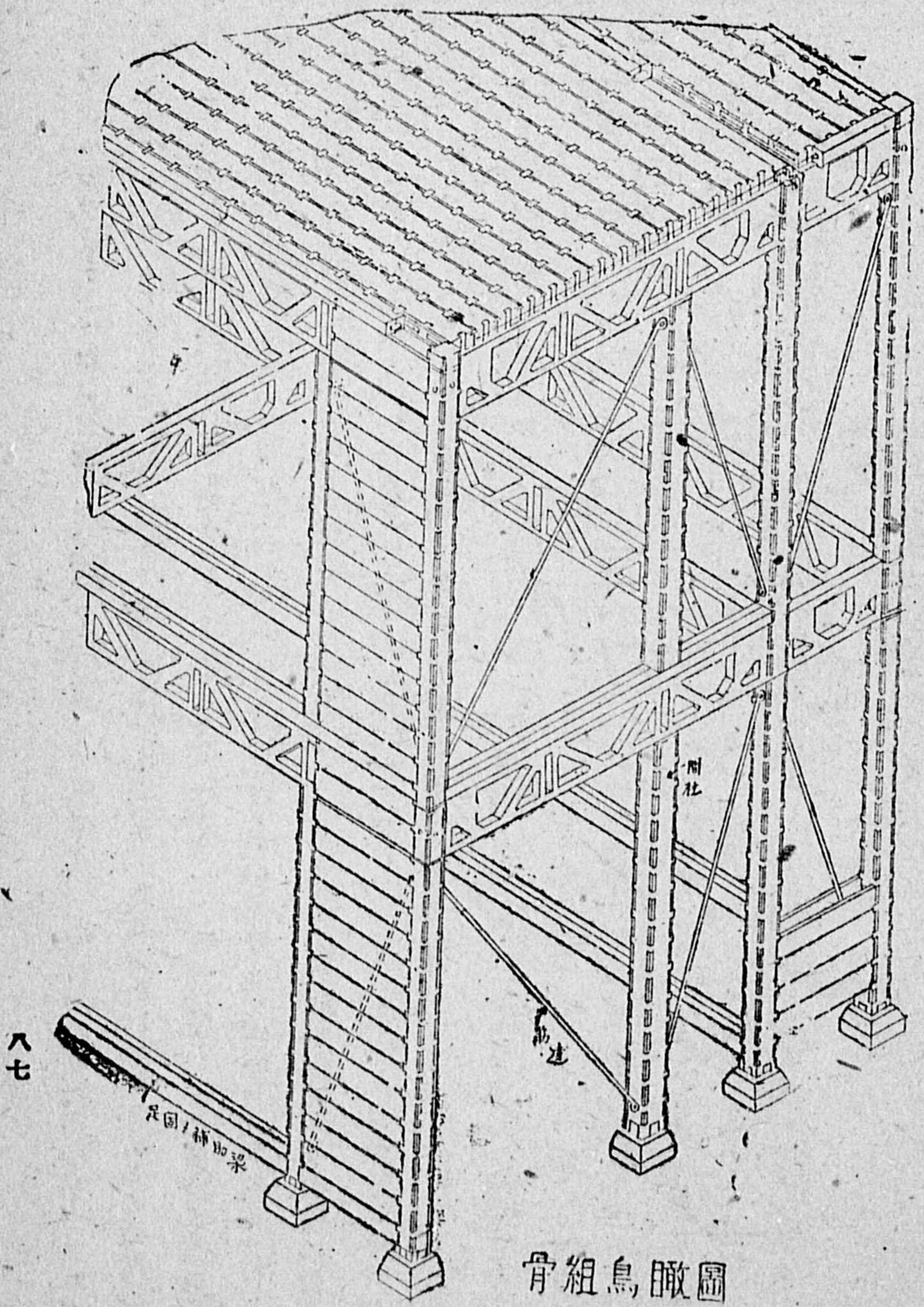
避難設備 (鋼筋 [四] 九) 特に火災時の避難の爲、屋外避難階段・防火扉・階段室の完全防火區劃などを考へておかねばならぬ。

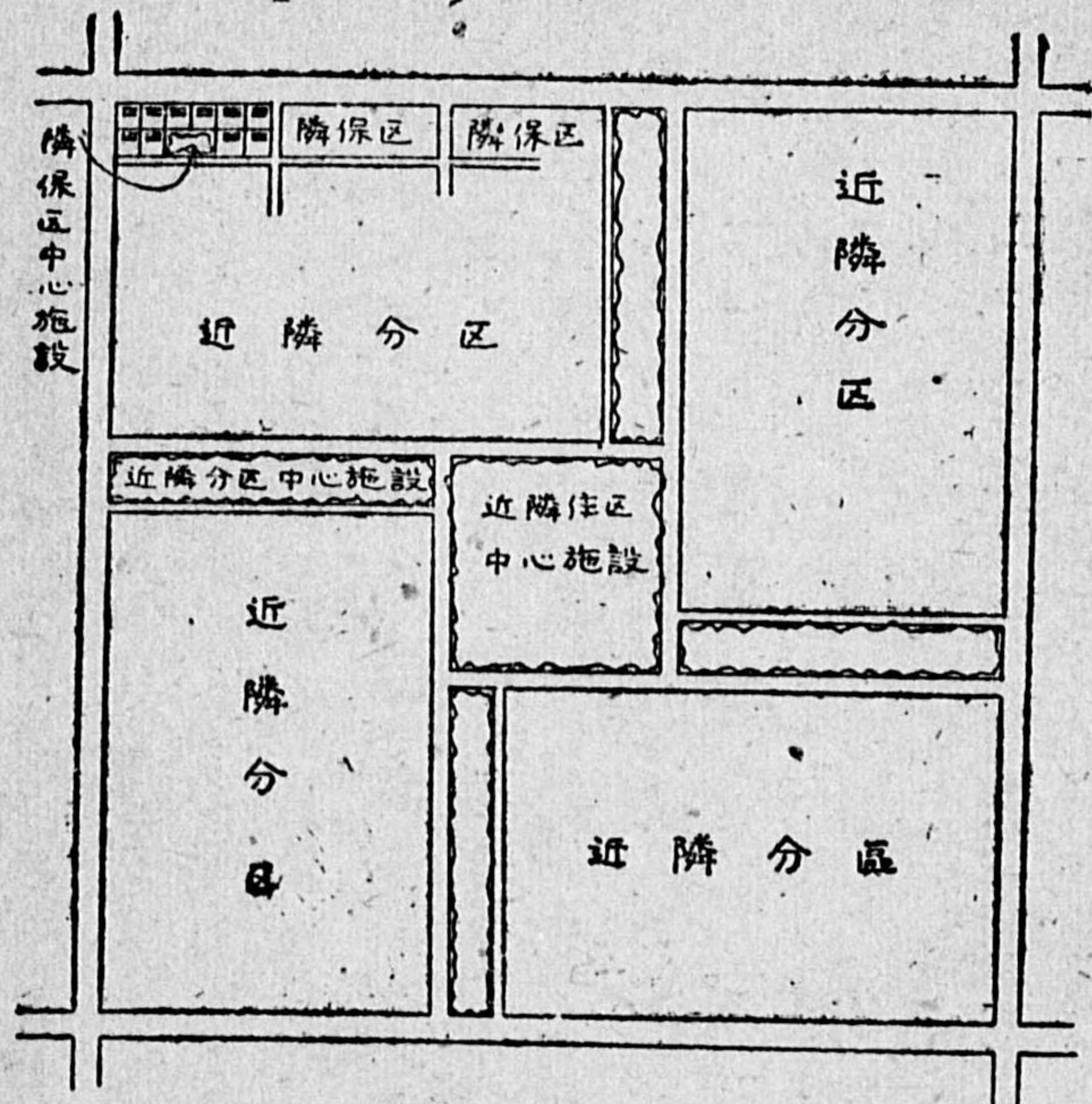
附 簡易耐火構造について

資材の節約、現場施工の簡易迅速などを目標とした耐火耐震構造として、組立式鋼筋コンクリート造・コンクリートブロック造・石造・土造・アツシユコンクリート造・鋼骨不燃被覆構造等色々の新構造が登場したが、そのうち、國の計畫住宅として、若干實施され、普及の段階に入らうとしている二つの構造について説明する。

工大式組立鋼筋コンクリート造 基礎・柱・梁・床版等主体はすべて工場生産の軽量の鋼筋コンクリート製部品で、之を現場で繋結金物で組立てるもので、木造の各部材を鋼筋コンクリートでそのまま置き換えたものと考えられる。工作の簡易化、運搬時の堅牢性、施工の簡易化（假杵不要）が考えられており、建増・解体・移築等が容易である。各部材は振動詰コンクリートにより製作され、鉄筋量は特殊の強度計算法により危険でない範圍で最少量に節約されている。在來の鋼筋コンクリート造に見られる室内氣候上の缺陷は、輕量コンクリート版の二重壁により概ね解消されるし、この中空部は配線・配管に利用される。

第八圖 工大式組立式鋼筋コンクリート造

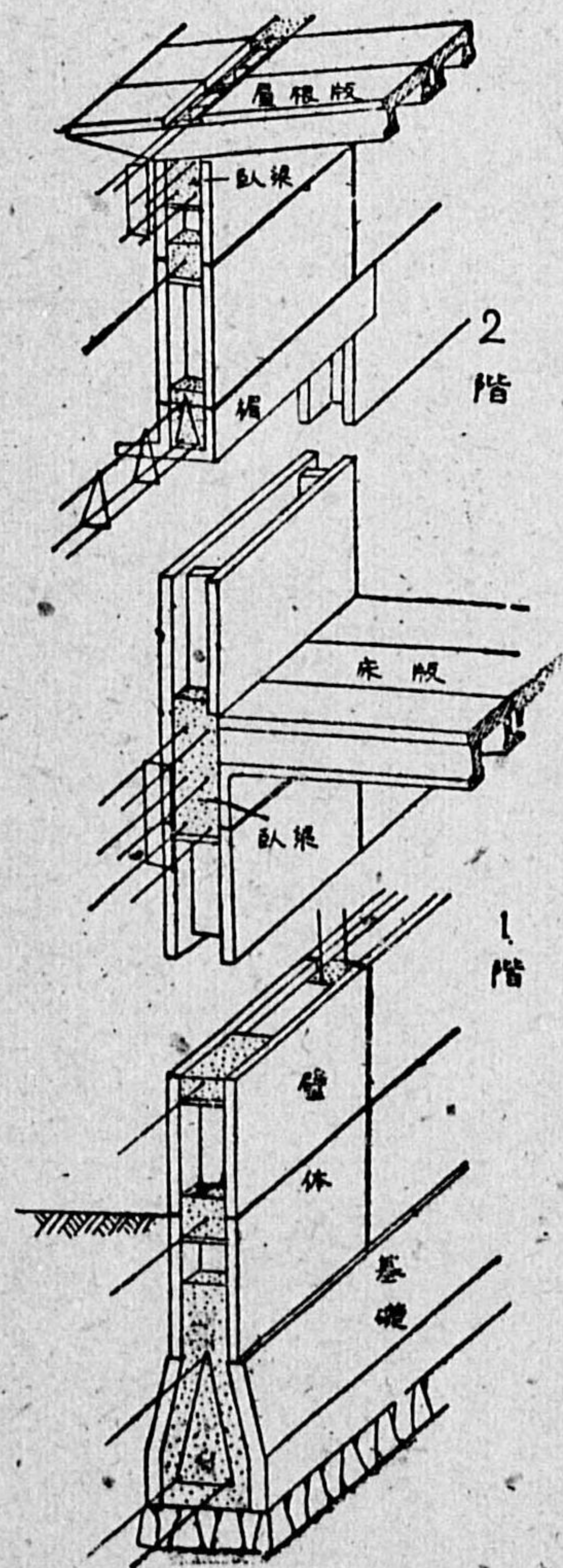




第十圖 近隣住区の模型圖

住宅を集團的に建てて、狭い各戸にとれなかつた色々な設備——浴場・洗濯場・子供の遊び場・集會場・煖房設備など——を共同で持つことができれば、我々の生活は同じ經濟條件の下でもどれほど豊かに、便利に、楽しくなることだらう。生活の近隣共同化、これはアメリカではコミュニティといわれ、市民生活の單位としてデモクラシーの基盤となつてゐる。我が國の都市生活も今後この方向に進むことと思われるが、この基準はその考え方を實現する爲の技術的なよりどころを與えるものである。

III 一團地住宅基準



第九圖

佐々木式コンクリートブロック造

佐々木式コンクリートブロック造 四五浬×九〇浬×二五浬〜二〇浬のかなり大型の中空コンクリート壁体ブロック（工場製品）を目地部に水平・垂直に鋼筋を入れながらコンクリートで連結し、積み上げてゆくもので、假柱不要で施工も早く、挿入された鋼筋により壁体としての靱性も高められている。床版・屋根版（緩勾配又は圓型屋根）も工場生産による軽量なものである。従来ブロック構造は耐震上根本的に不安があつたが、この構造については現在建設省建築研究所で構造委員會が組織され、この研究に當り、二階建を實施する段階に達している。

一團地住宅地區の構成 (一團 [一] 一團地住宅地區とはどんなものか、どういう風に構成されるか、一團地の模型圖を示して理解のたすけにしよう。実際にはこの模型圖のように幾何學的な團地は少いが、複雑な地形の場合も、既存の住宅地を一團地化する場合も、これと同じ考え方で地區を整頓し、住宅を配置し、施設をつくつてゆけばよい。大きい土地が取得され、新しく一團地に設計する場合は勿論のこと、小規模の住宅地の建設でも既存の建物や施設とのつながりを考えて、一團地に纏め上げてゆくことは最も現實的な重要なことである。

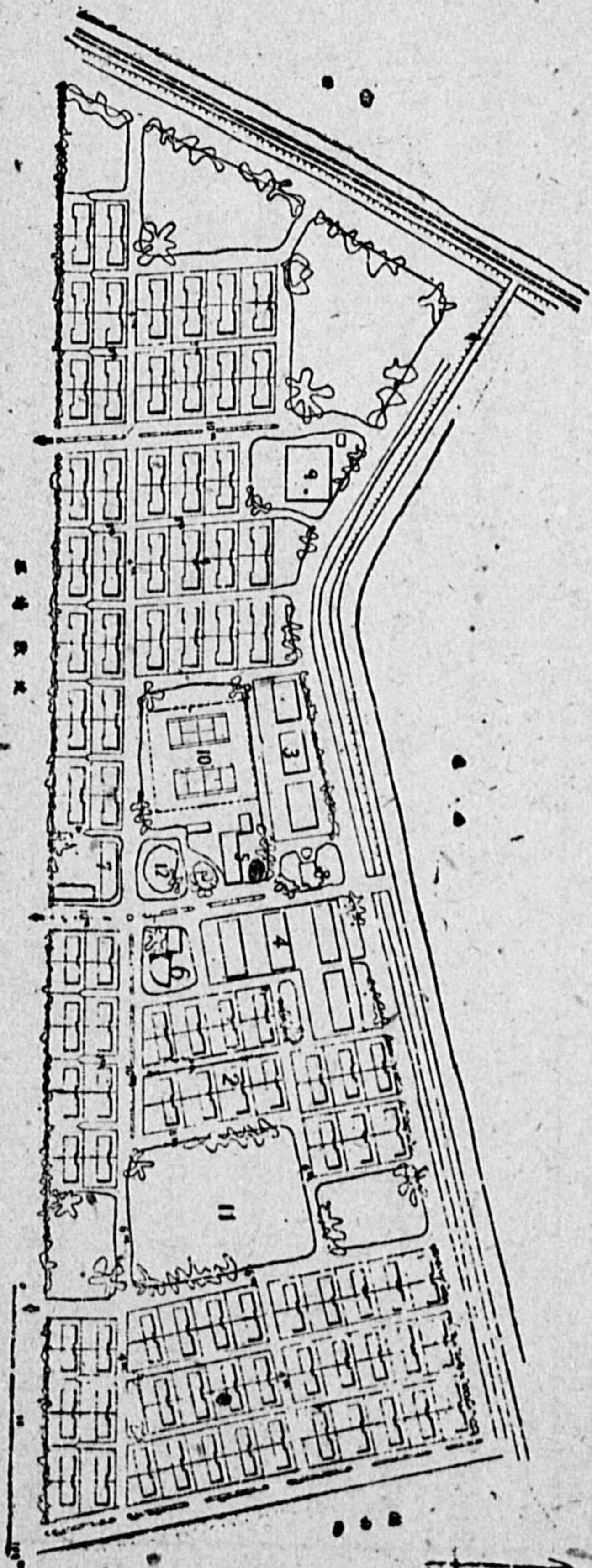
都市の三地域 (一團 [一] 二) 都市を土地の利用度より三つの地域に分け各について一團地の規模を考えた。一團地はその構成人員によつて區分するから、都市中心部などでは住宅は高層共同化して團地面積は小さくなり、郊外などでは低層獨立化によつて大きい團地面積を要する譯である。

一團地住宅の敷地 (一團 [二] 一・二) 住宅は環境が大切なことは屢々のべて來たが、一團地住宅地の選定には特にその團地住宅の性質とよく合つた土地を選び、その機能を十分發揮させねばならない。例えば工場などの勞務者住宅の團地の場合には職場への通勤交通に重點をおき、又一般住宅の團地計畫でも通學・通勤・購買等の便を考え、あまり不便で僻遠の地は避ける。しかし工場や交通の騒音・煤煙・振動などに煩わされない、住宅地としての良い環境を選ぶことは勿論である。

通學交通と幹線道路 (一團 [三] 三) 近隣住區の中心は小學校である。住區内の兒童が交通の

第十一圖 一團地住宅地區の一例

山口縣某工場の社宅計畫で近隣分區に相當する



1. 新築住宅(職員用)
2. 同(工員用)
3. 既存住宅
4. 同
5. 生活協同組合事務所
6. 集會所
7. 日用品配給所
8. 共同浴場(既存)
9. 屋外變電所(既存)
10. テニスコート
11. 少年公園
12. シャワーブーム

第十一圖 設計の説明

工場を南に控えた東西に長い敷地を、中心施設を容れる中央緑地帯、少年公園を持つ防火緑地帯で三分し、鐵道沿線にも綠地を配した。中心施設より東半分を工員住宅地、西半分を職員住宅地において、工場への通勤路を三ヶ所にとつた。いわば帯状住宅地である。近隣分區に相當する規模のもので、中心施設としてもそれに適わしいものを設けたが、當然とるべき託兒關係、診療關係施設は工場敷地内に既設のものがあるため設けていない。

收容人員	1050 人
住宅敷地に對する人口密度	355 人/ha
計畫地に對する人口密度	160 人/ha

住宅	210 戸
職員住宅坪	70 戸
工員住宅坪	112 戸
既存住宅	28 戸

敷地	面積	百分比
住宅用地	6.6 ha	100
公共用地 (道路を含む)	3.0 ha	45
	3.6 ha	55

危険にさらされることなく通學できるためには、通學交通と幹線道路との交叉は避けなければならぬ。これには先ず敷地の選定にあつて、幹線交通で分割されない纏つた團地をとる様な考慮が必要であるが、止むを得ない時は通學區を分けるとか、できれば道路の立体交叉を考えたい。

一團地住宅の外形・色調 (一團 [三] 三) 屋根の形・色、外壁仕上や庇の構造、建具の意匠などは統一したいが、あまり劃一的に同じ形のもがズラツと並ぶことも面白味がなく、全体の調和を亂さない程度に少しの變化を持たせた平面・立面の組合せ、調和色による外壁の色彩の變化などは考えられてよい。

住宅の集團的機能 (一團 [三] 四) 一團地住宅として設計する場合、各戸の建築面積は大凡限られておるから、住宅の共同化しうる部分はつとめて共同化した方が結局各戸の居住性も増すし、優れた設備を持つこともできるわけである。敷戸で一つの生活單位をつくり、その中のあるものは作業室付、あるものは浴室付などにしてこの單位全体ではじめて一つの完全な住生活が営めるような住宅群もこの考え方の一例である。

建設の合理化 (一團 [三] 五) 工場加工による大量生産方式は設計・構造が統一されている一團地住宅の建設の迅速化・合理化に最も適している。大團地の建設には現場附近に工場を假設し、そこで部材を生産或は加工することがあるが、之は加工された部材の運搬距離を短くし、破損も少

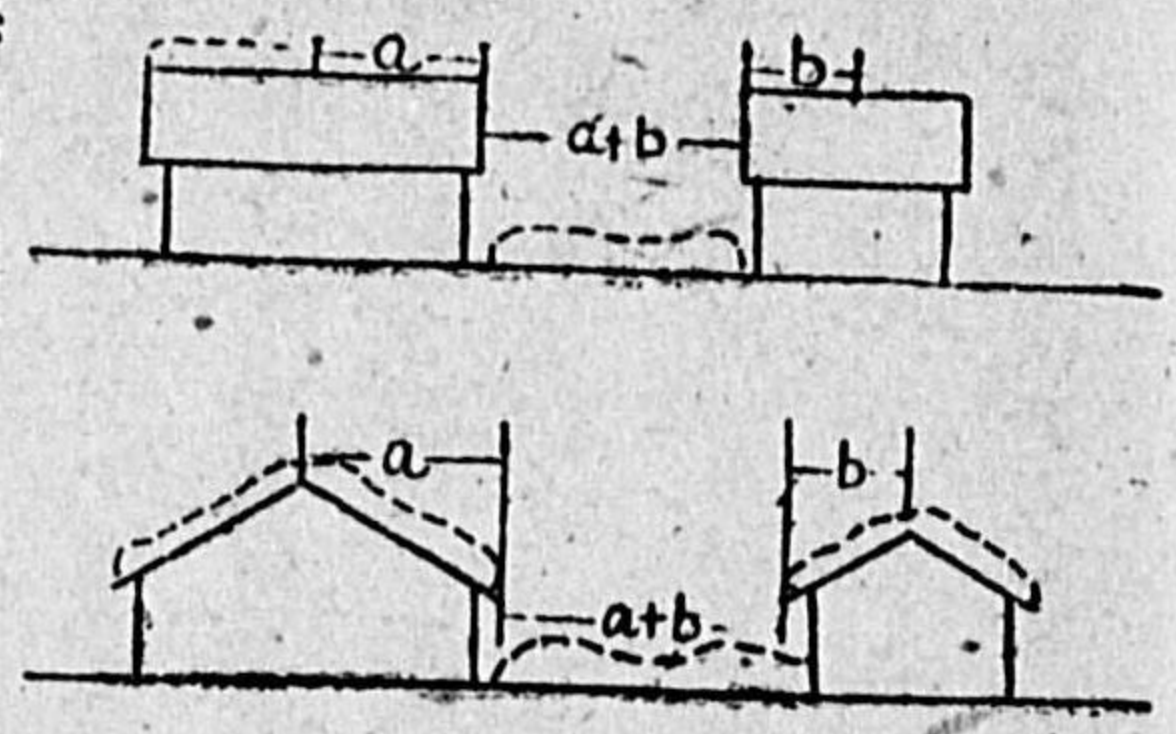
くなるから、特にコンクリートブロック造などの場合によい。しかしあまりに高度の機械設備を要する場合にはこの方法は實現できない。

防災 (一四) (三) (六) 個々に建てるより一團地に建てる方が全体的に防災計画——例えば防火帯・緑地・隣棟間隔・道路など——を樹て易いが、それだけに一層最初の設計を慎重にし、防災に萬全を期さなければならぬ。防災の考慮を缺いた團地は、災害に際して一戸の場合よりも危険性が遙に多い。

住宅の開放性 (一四) (三) (七) 開放とは外氣に面すること、南北解放とは日當りと通風のための考慮である。一戸建は四面、二戸建は三面、長屋建は二面開放である。中廊下式共同住宅(獨身者向)で、晝間の日當りを犠牲にしても全部の住室がなるべく同じ様な環境になることが望ましい時には(南北開放では南側室と北側室とでは差が甚しい)、東西二面開放が考えられる。特に夏季西恒風のある所では東西開放は風通しがよくてよい。

雪處理 (一四) (三) (八) 多雪地では屋上積雪を處理することは大きい問題であるが、之には住宅の周圍に空地が十分なければいけない。普通相隣る建物の屋根面の半分づつの和だけの間隔をとれば十分といわれる。市街地などでは屋根のつゞいた連續建にして家の前後へ雪を下すとよい。

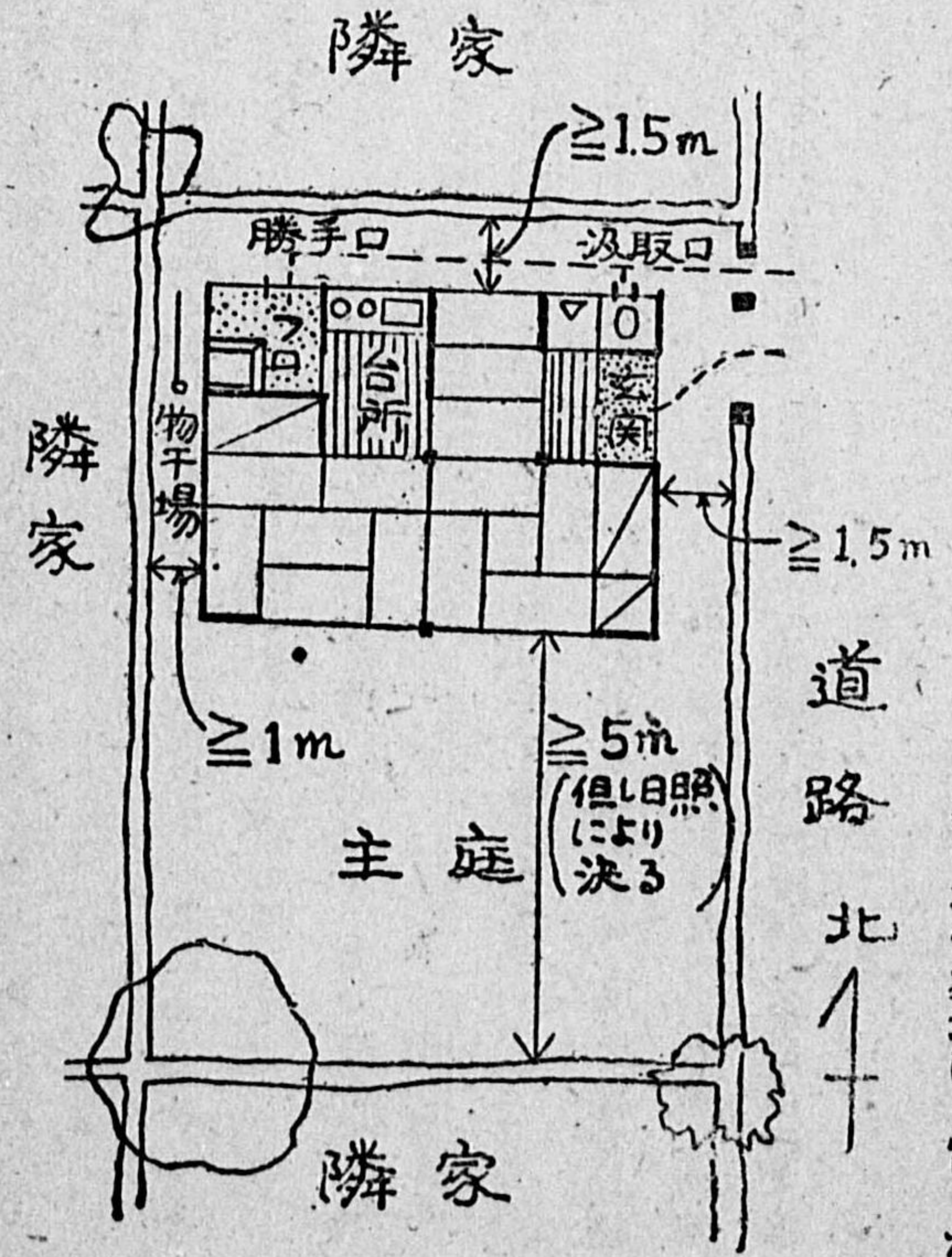
防火上の最小單位 (一四) (三) (八) 床面積一〇〇平方メートルを防火の最小單位として、これ以内な



第十二圖 屋上積雪の處理と隣棟間隔

悪い。従つて北側は勝手廻りの作業に必要なだけの廣さをとつて日當りのいい南側敷地を廣くとつた方が有利である。この際北側の家の日當りを考えることは勿論であるが。東西の空地は隣家との環境、道路の状況などによつて

第十三圖 普通住宅周圍の空地



らば延焼止むなしという考え方である。これでゆけば一戸の床面積五〇平方メートル以下の小住宅の團地では、二戸建にするか二戸宛近接させて敷地の集約利用をする方が好ましいわけである。

敷地内空地の有効利用 (一四) (三) (九) 家の北側空地は日當りが

違うが、一方に片よせて空地の集約利用をはかつたり、将来の建増しの餘地を残しておく方がよい場合が多い。

主庭（南の庭）は建物に日當り・通風・独立性・景觀等を與える爲五米以上の奥行が必要である。これは劃地の設計の際に考えることで、あまり南北に浅い劃地をとつてはいけない。

建物の配置と美觀・独立性（一團「三」一〇）高低の多い土地に階段狀に建てられた住宅、あまり不規則でないチグザグな見通しはその團地に變化に富んだ美しさを與える。又一直線に見通しがきかないことや、隣家の壁面が衝立の代りになることは各戸に独立性を與える。

寒冷多雪地の出入口（一團「三」一二）これ等の地方では冬季吹雪の吹溜りによつて家の周圍が埋れ、除雪や壓雪によつて道を開かねばならない。この勞力を少くする爲にはなるべく多くの家で使える冬季通路を考え、それに應ずる出入口や住宅配置を考える。出入口は吹溜りや屋根の下し雪に邪魔されない妻側に設けるのがよい。

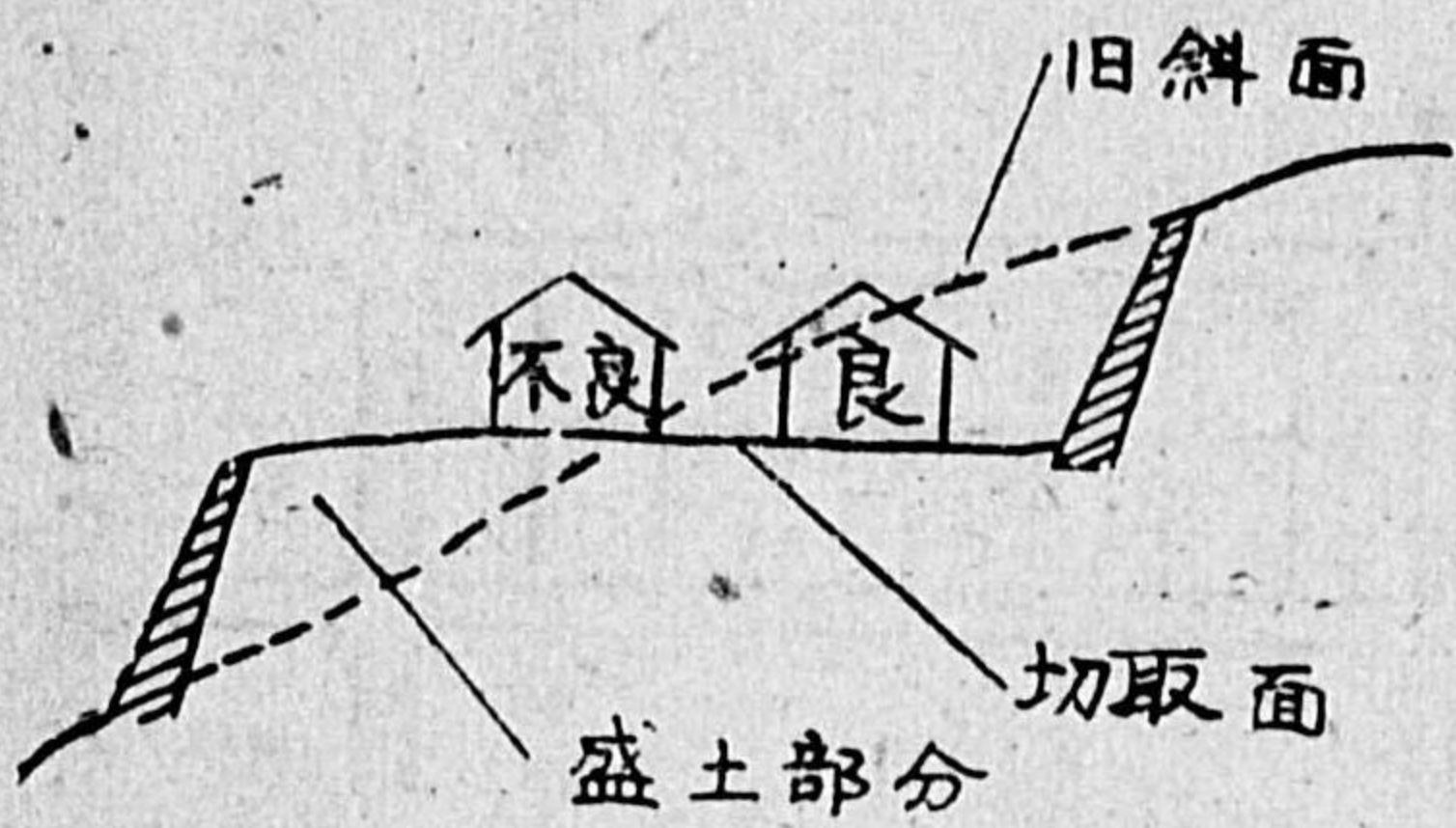
塙（一團「三」一三）住宅各戸がめいめい板塙やコンクリート塙などを高々とめぐらすことは、通風や日當りを妨げ、防災的にもよくなく、又一團地の美觀をそこなう。常緑樹の低い生垣で統一するのがよいが、樹種は變化させた方が面白い。庭木・造園計畫なども近隣の景觀・日照を害しないように注意したい。

一般施設と中心施設（一團「四」一）一般施設とは一團地住宅地區の區分に関係なく各戸宛あるいは數戸宛に設ける附帶施設、中心施設とは一團地の各區にそれぞれ特有な、その地區の中心となる公共施設である。前者は必ず設けなければならないが、後者のあるものは現在の建設事情では敷地保留のみでよいものもある。

施設の配置（一團「四」二）各施設の誘致距離（施設とその利用者との最遠距離）を考え、地區内に平均に配置する。この場合直線距離ばかりでなく、道路・障礙物などを頭におかなければならぬ。

施設の公共性と防災（一團「四」三）災害の場合公共施設で多數の人命が失われた例は多い。多くの人が使う建物ほどその防災・衛生には萬全を期さなければならぬ。建物の設計は構造計算に則ることは勿論、廣い周圍空地をとり、避難徑路を考えておかねばならない。

急勾配地（一團「五」二）急な斜面を住宅地に造成する時の注意である。この場合盛土部分は土留によつて崩落しないようにし、建物は切取面に配置し、背後の崖に對しても崩壊のおそれのないようにしておく。



第十四圖 急勾配地の敷地造成

劃地と街廓

(一團) [五] 四—一(一)

劃地(ロット)とは各戸の宅地、街廓(ブロック)とは道路に圍まれた一團の劃地である。一團地を新しく設計する場合、先ず地

區が選定されると、道路計畫、施設の配置をし、次に街廓をつくり、それを更に劃地に割るといふ順序になる。その團地の收容人員と、それを容れる住宅の規模・戸數、必要な施設などについてはその前にきめておかねばならない。

劃地の配列 (一團) [五] 六) 圖によつて説明しよう。

A、東西に長い街廓に二列に配列した普通の劃地割。

B、南北に長い街廓に數列配列したもので、共同住宅などの場合能率

的で、いゝ環境

をつくること

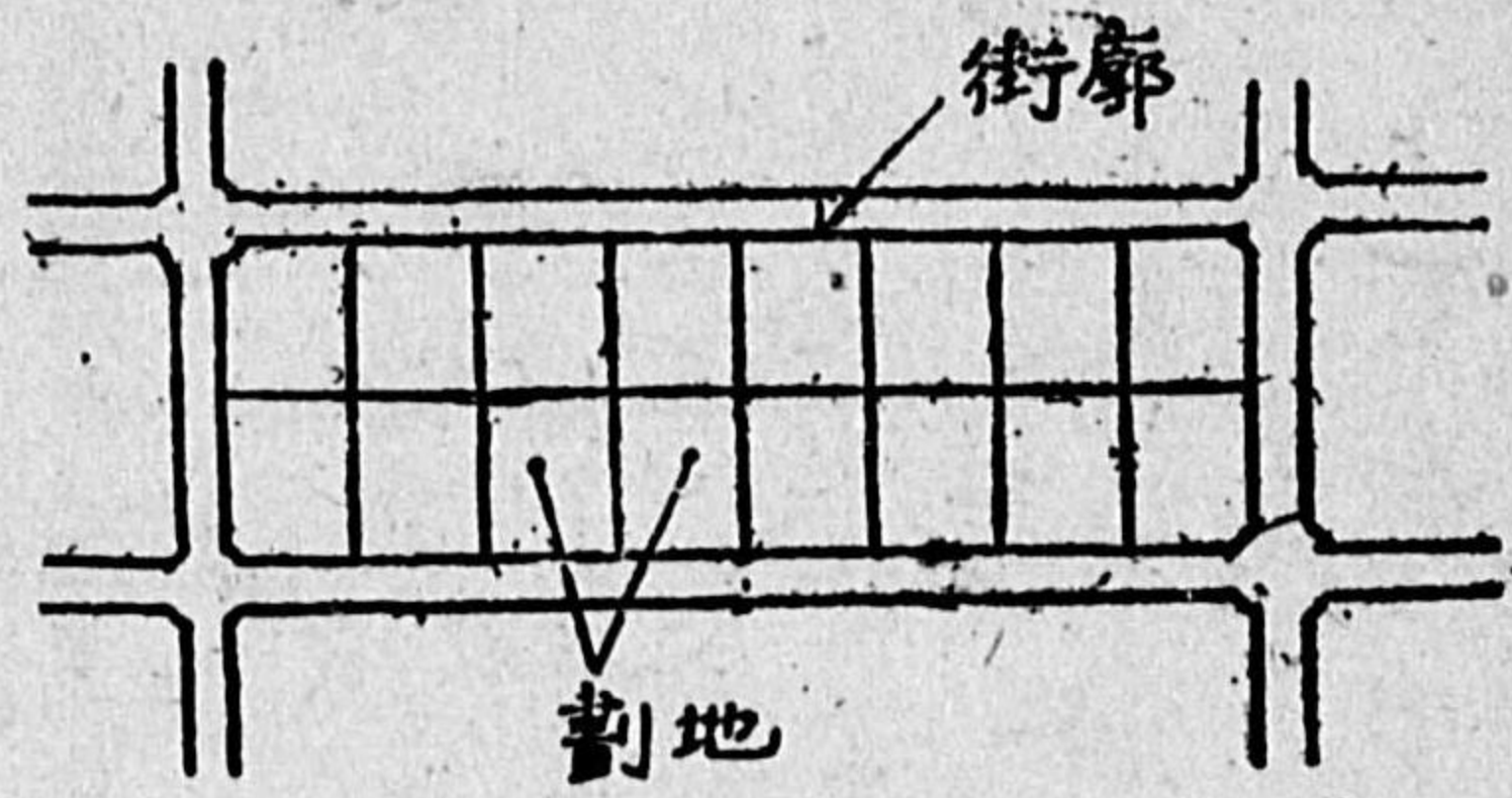
ができる。

一團 [五] 七) 圖に

よつて説明しよう。

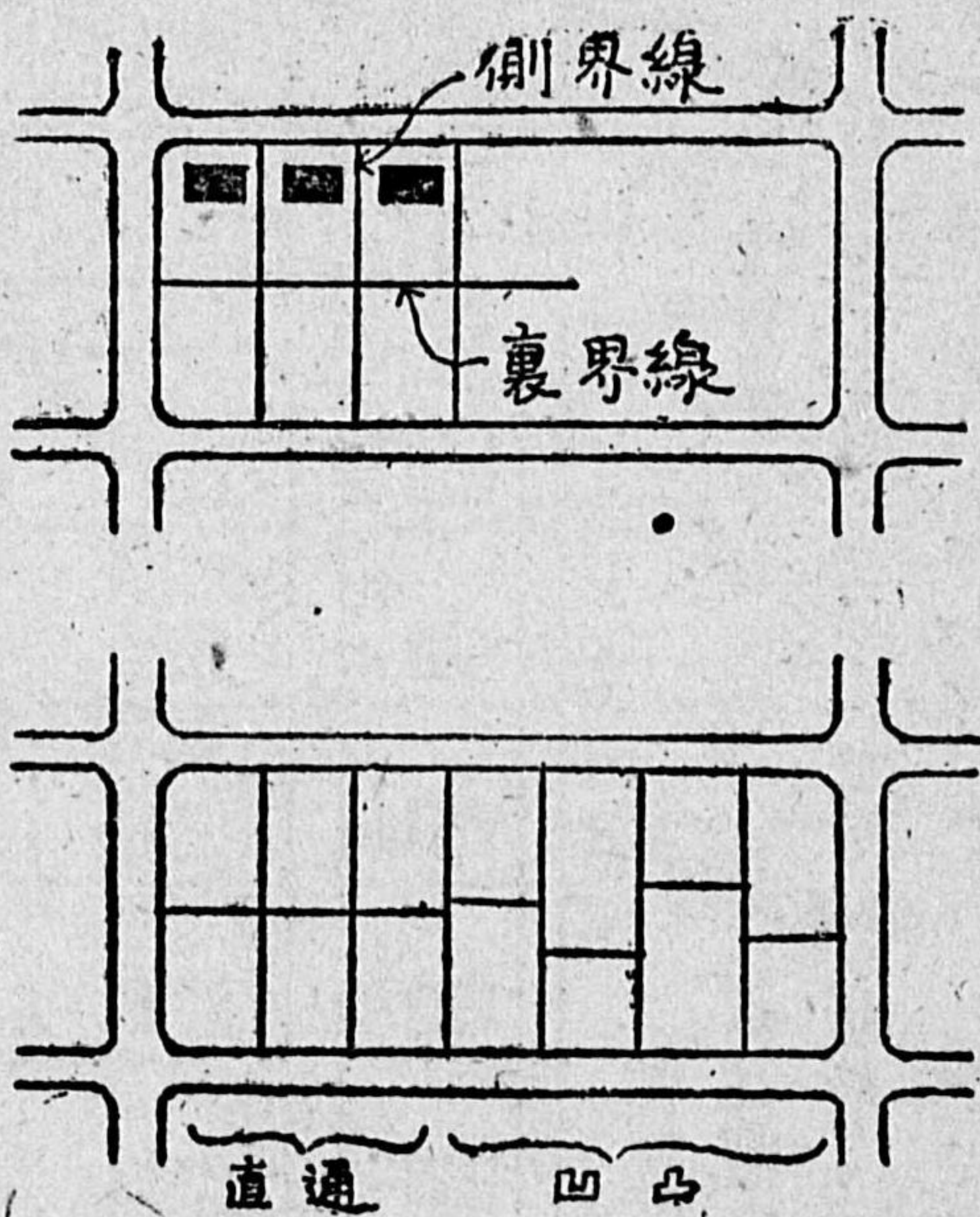
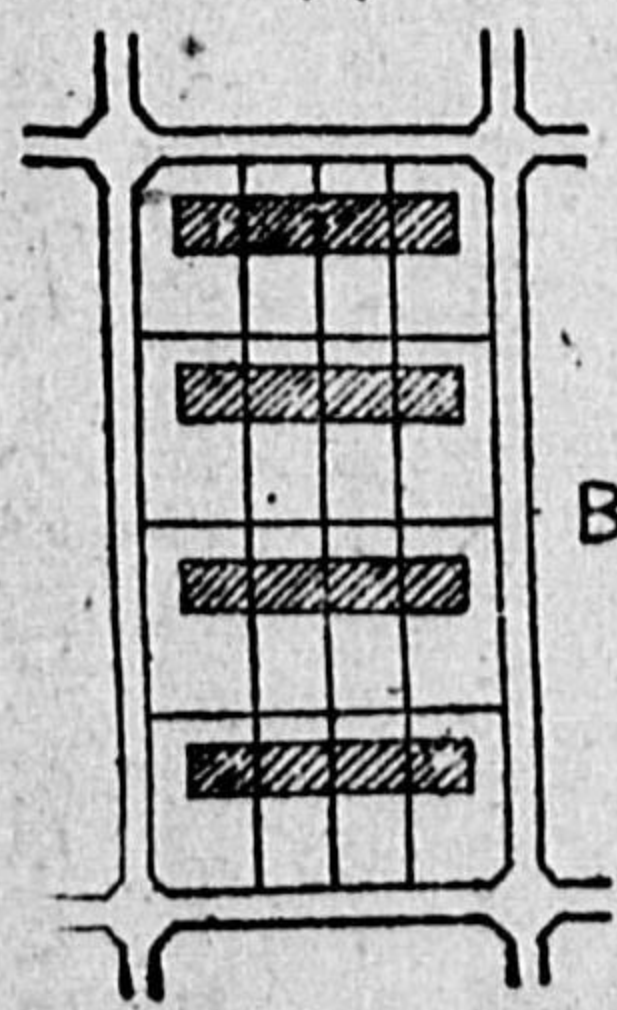
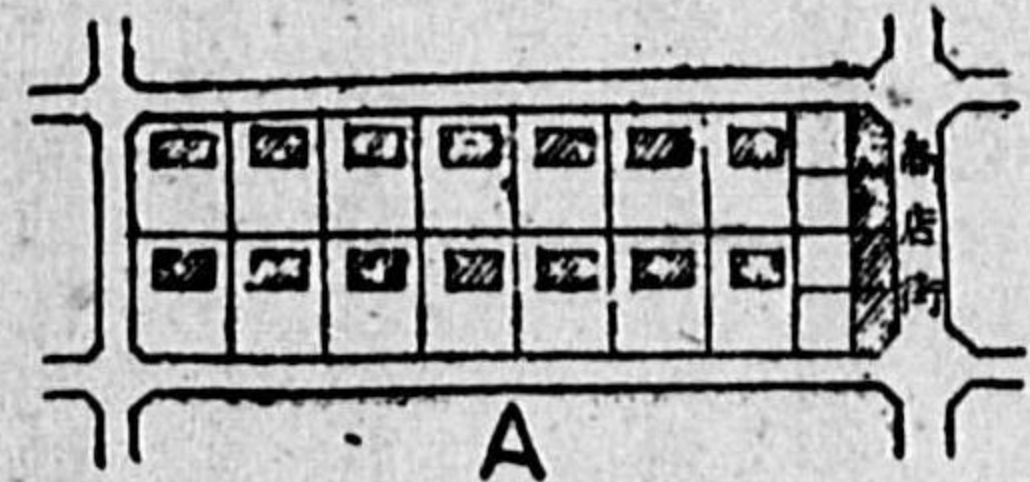
街廓の形と長邊の長さ (一團) [五] 八) 複雑

な形の街廓や鋭い菱形の街廓、長邊が長すぎる街



第十五圖 劃地と街廓

第十六圖 劃地の配列



第十七圖 裏界線と側界線

廓などは道路や劃地を複雑にし、交通を不便にし、防災上も面白くない。矩形又は之に近い形で長邊・短邊の均合のよい適度の大きさのものがよい。
街廓の向き (一團) [五] 九) 通常劃地の境界線は街廓の各邊に平行に、建物は劃地の境界線に平行に建てられる。さもなれば三角形の空地が出来たりして敷地の無駄が多い。

従つて建物を南面又は之に近い方向

に向けるため、街廓の長邊も東西又は南北方向に近づけなければならない。

住宅環境の保持

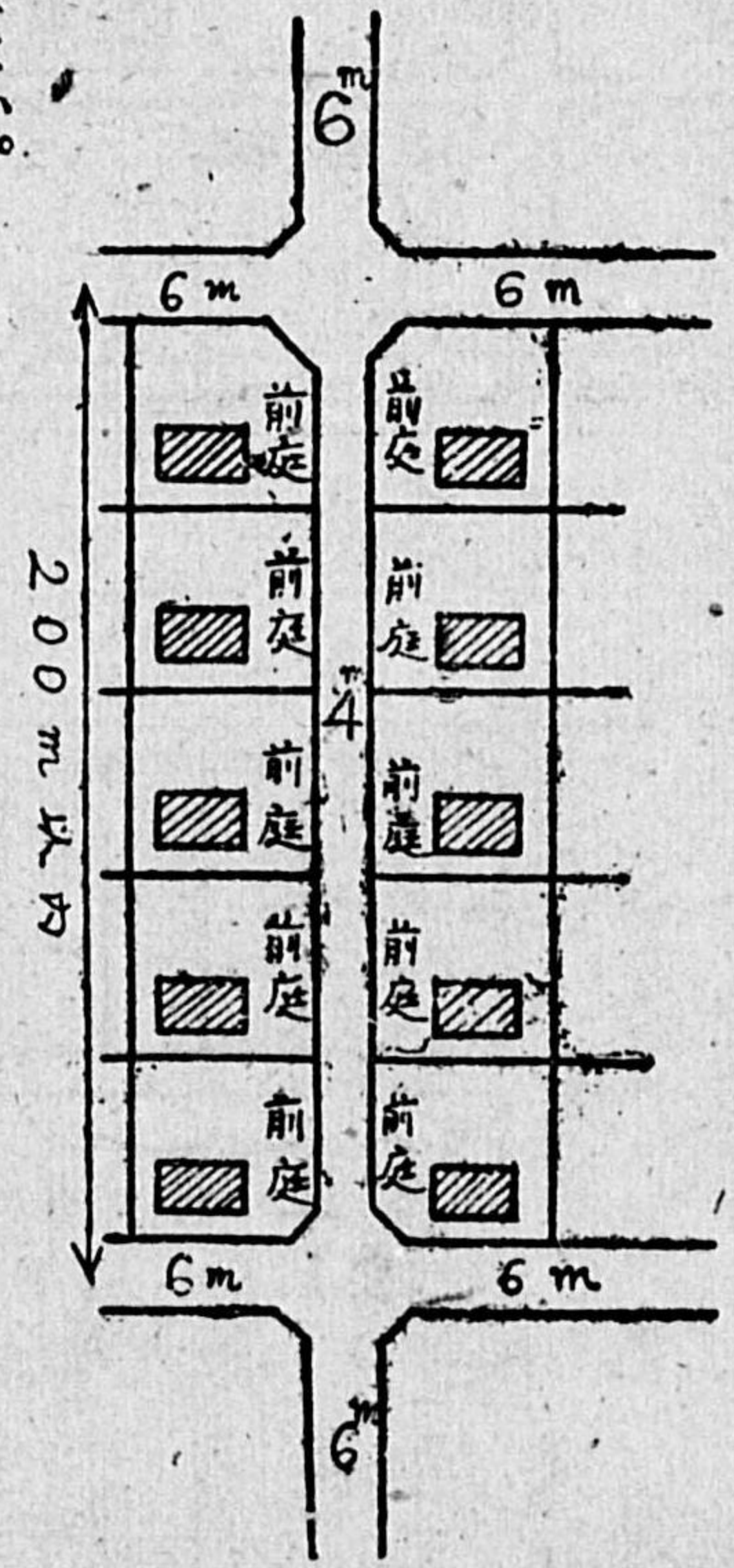
(一團) [五] 一〇) 各住宅敷地に通ずる住宅路と一般の通過交通用の幹線・補

助幹線道路との交叉をできるだけ少くすることは、各戸の環境が交通によつて亂されないためにも、年少者の交通事故防止のためにも考えなければならぬことである。鐵道・軌道・自動車専用道路・堤防・公園・學校敷地等と住宅劃地を綠地帯其の他によつて隔離することも同様の理由からである。

裏口通路 (一團 [五] 一一) 二面開放の長屋建・集合住宅などでは、災害時の避難や勝手用通路・汲取作業用通路として裏口通路を設けることは是非必要なことである。電柱を之に入れることは美観上のことである。

住宅路の巾員 (一團 [五] 一二) 六米は乗用車がすれちがいでできる巾員、四米は一方交通が

17473

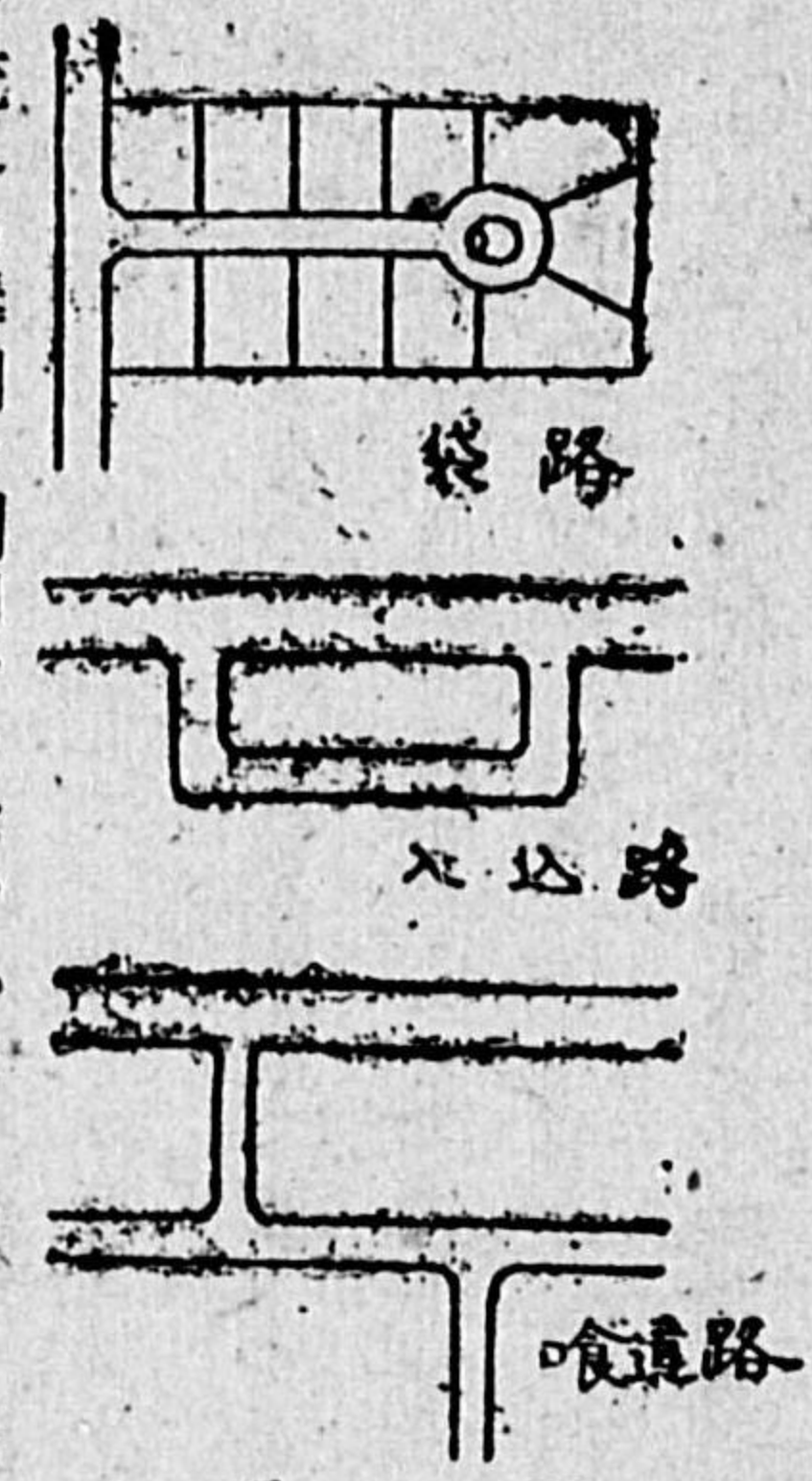


第十八圖 前庭のある場合の住宅路

きる巾員である。住宅路の巾員としては六米以上を原則とするが、前庭があり建物が後退している所では、部分的に(あまり長くなることはない)延長二〇米以内)四米道路を混じ

袋路・喰違道路 (一團 [五] 一三) 通過交通を避け住宅区の静かな環境を保つために、空地の多い地区の住宅路には袋路・入込路・喰違道路などを用いることがある。

第十九圖 袋路・入込路・喰違路



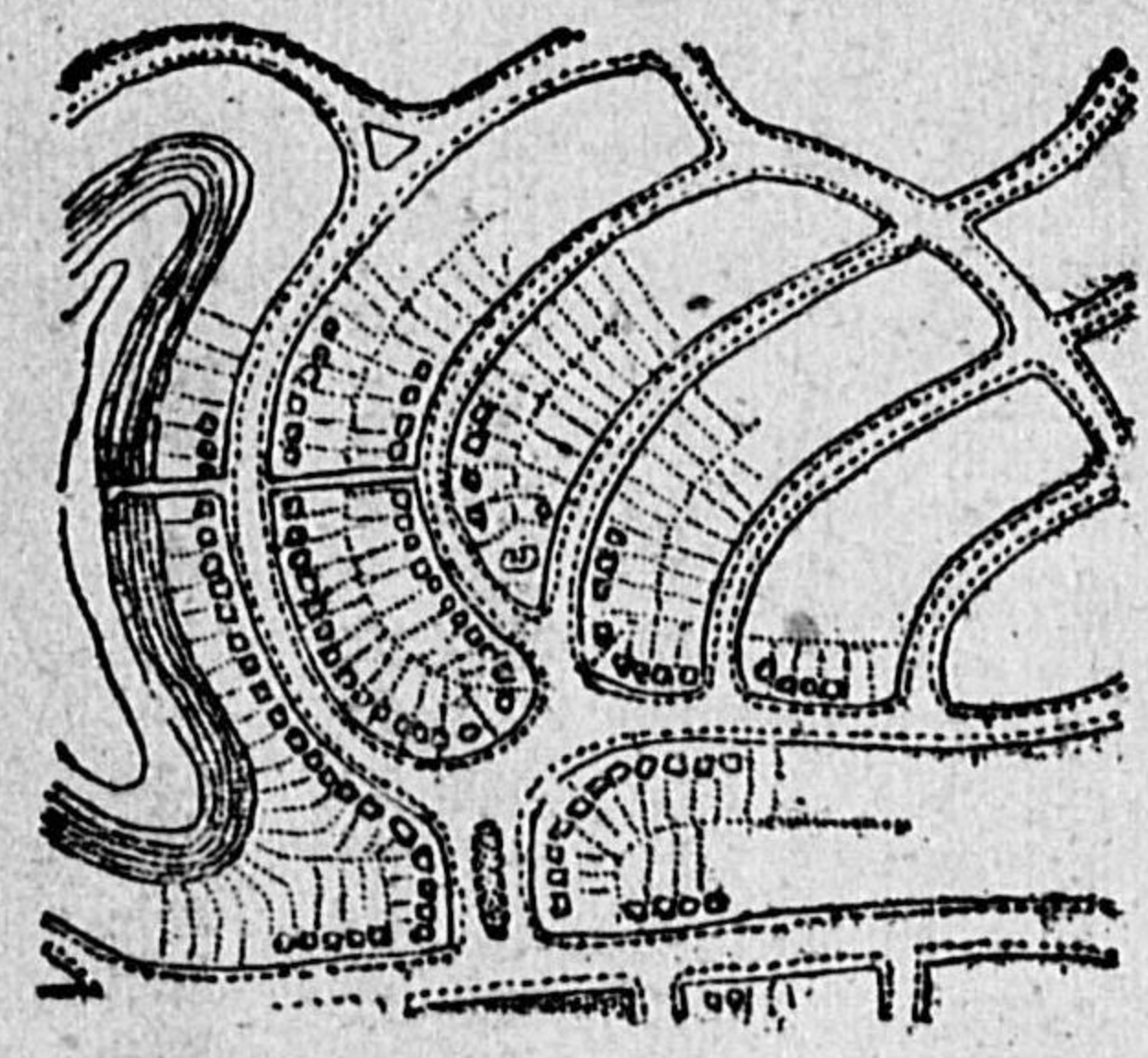
排雪専用路 (一團 [五] 一三) 多雪地に於て捨雪

専用に設けられる道路で、例えば雪溜用の空地と流雪溝とを結ぶものなどこれである。

流雪溝 (一團 [五] 一四) 多雪地における雪の處

分には流水を利用するのが最も能率的である。開渠のものとしては普通市街地の道路の両側・片側又は真中

を流れる溝川を利用するが、かなりの巾と深さと水量が必要である。暗渠のものは埋設の下水管を



第二十圖 地形に順應した道路

利用するもので、マンホールより雪を投棄する。多雪地の道路計画は之等の水利に沿つて樹てねばならない。

道路の風致 (一團 [五] 一五) 道路は切通しなどはなるべく避け、地形に従つて無理なくつくること

が道路造成費の節約になり風致を高める。平坦地の場合にも幾何學的な放射道路などはよくない。又遊歩道は地区内にうまく配置し、防火帯となるよう考える。

附圖 1 木造住宅の間取り——木造住宅一般について——

こゝに蒐めた一六の平面圖は現在普通に設計され、建てられてゐる木造住宅の間取りの代表的なものである。これ等を主として食事室と就寢室の取り方によつて分類してみると、八つの型になつた。考えられる平面型はこの他にもあろうし、又例示した平面は必ずしも良いものばかりではないが、木造小住宅の間取りをする場合に参考になればと思ひ、出してみたまでである。

各型を簡単に説明しよう。

A型 通り庭式の台所・食事室の部分——一家團欒の中心——と疊敷の寢室の部分にはつきり分れてゐるのは、日本古來の農村住宅の間取りで、素朴な感じがあらわれており、使い勝手もよ。

B型 A型の土間の部分を板で張りつめていつた型で、A型に對して全く近代的な型となつてゐるのは面白い。居間であり、食事室であり、時には接客もする大きい廣間式の空間がこの型の中心となつてゐる。

C型 B型の變形で、妻入となつたものである。

D型 C型の板張の部屋が寢室を二つに分割してゆく過程がこの型である。小住宅で獨立した

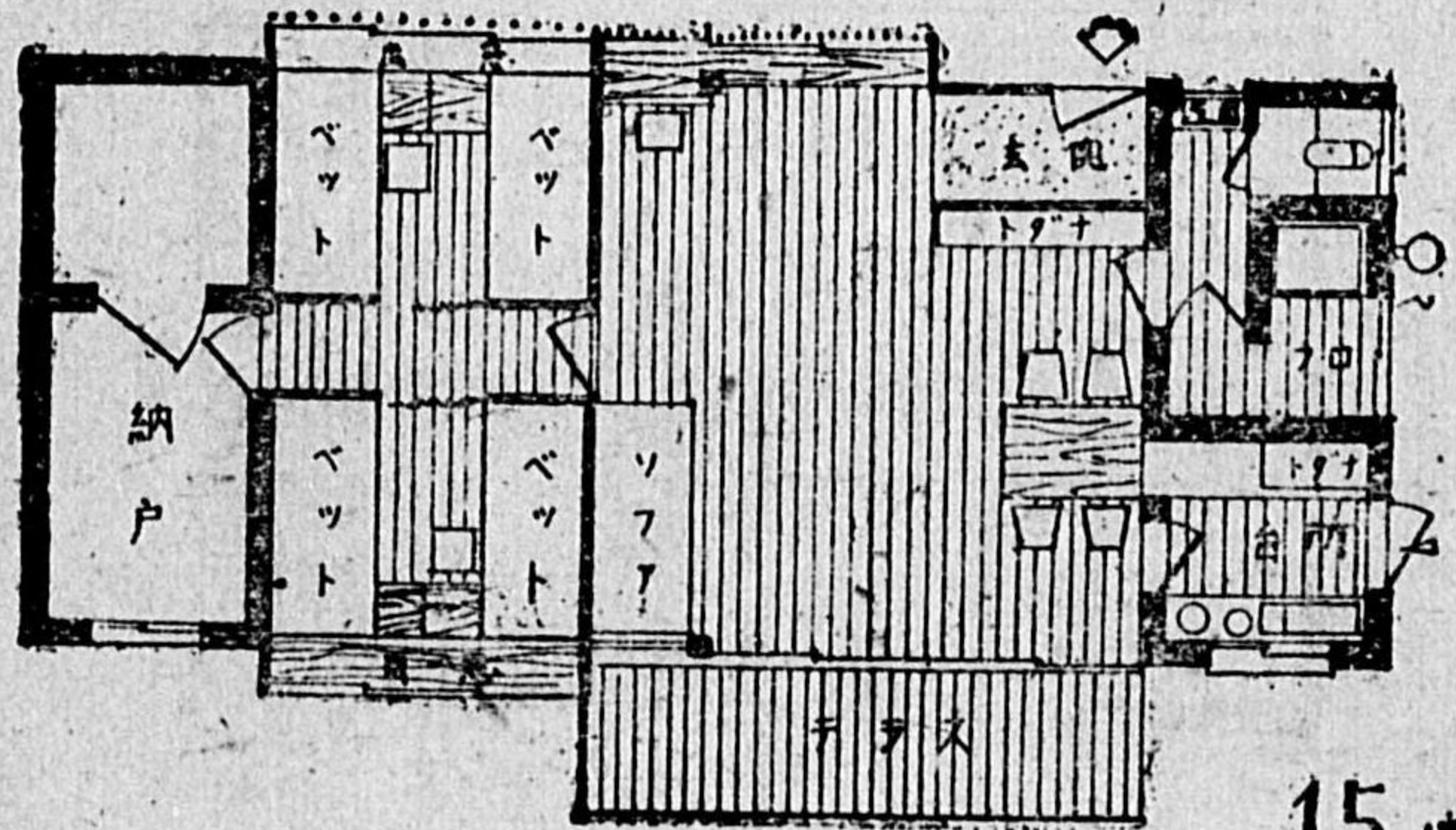
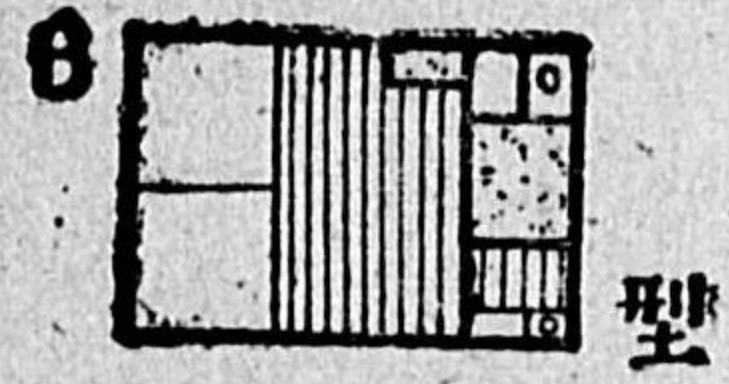
二寢室をとりうる點（中廊下などを使わずに）がこの型及び次のE型の大きい特徴である。

E型 D型の變形で、寢室を左右にきれいに分割したものである。この型では居間・食事室・寢室のすべてが南面してゐる。

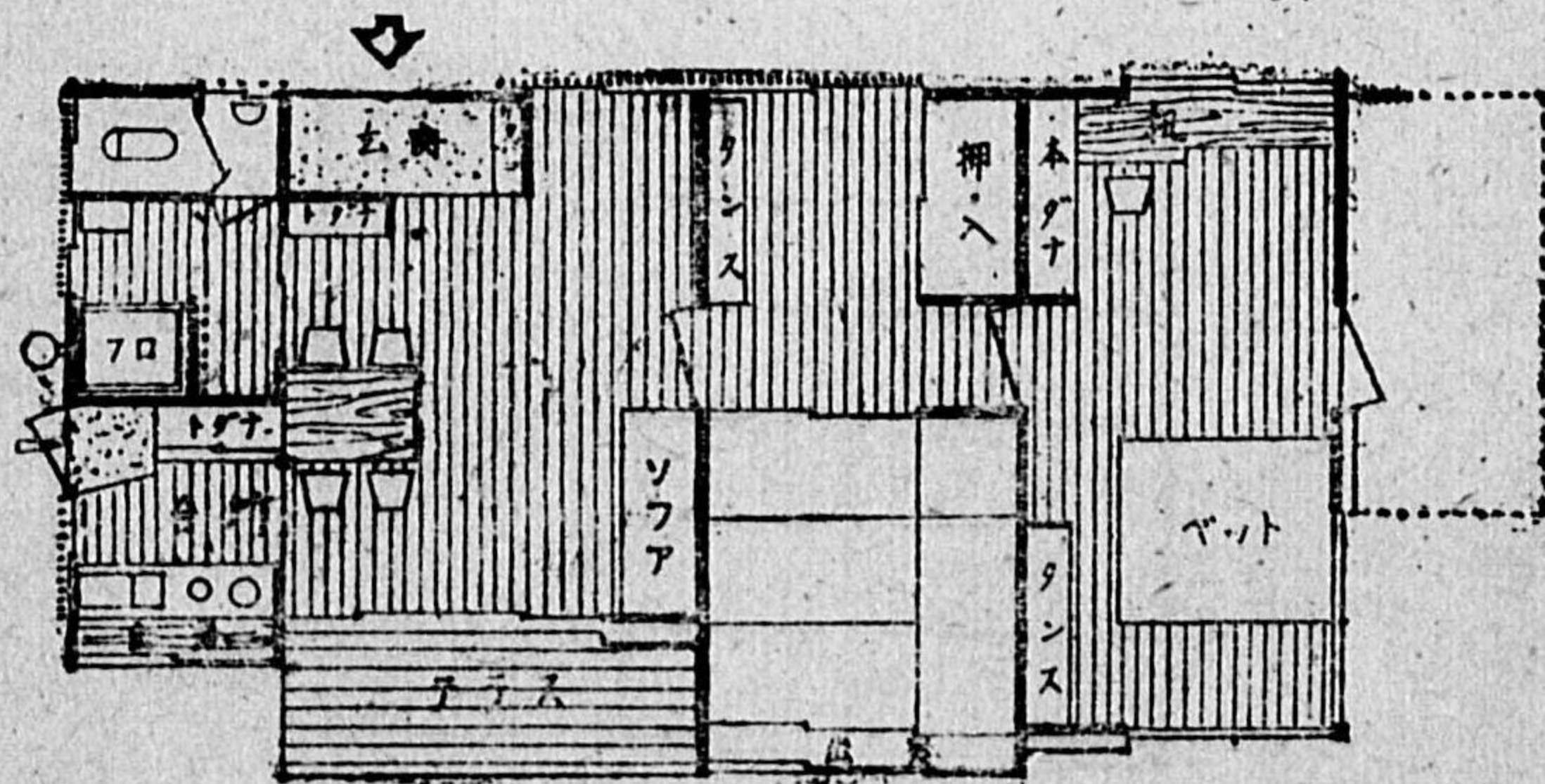
F型 E型の中央の居間・食事室が南面に大きく張り出して廣縁をつくつた型で、晝間はこの廣縁が最大限に活用されるわけである。

G型 F型の南北を逆にするとこの型になる。前の各型が最近の小住宅の合理化という考えに基く、新しい平面型であるのに對して、この型は明治以後の我が國の住宅に最も普通に見られ、最も一般に好まれてゐる型であることは興味深い。

H型 G型の短い中廊下を食事室（茶の間）にかえたのがこの型である。疊敷の部分は八つの型の中で最も多い。元住宅營團等の庶民規格住宅が主としてこの型であることは、疊敷||寢室という意味で多くの人を收容しうる點にも一つの理由があるが、一方食事と就寢の非分離、過密居住などの弊害を伴い易いことに注意しなければならない。

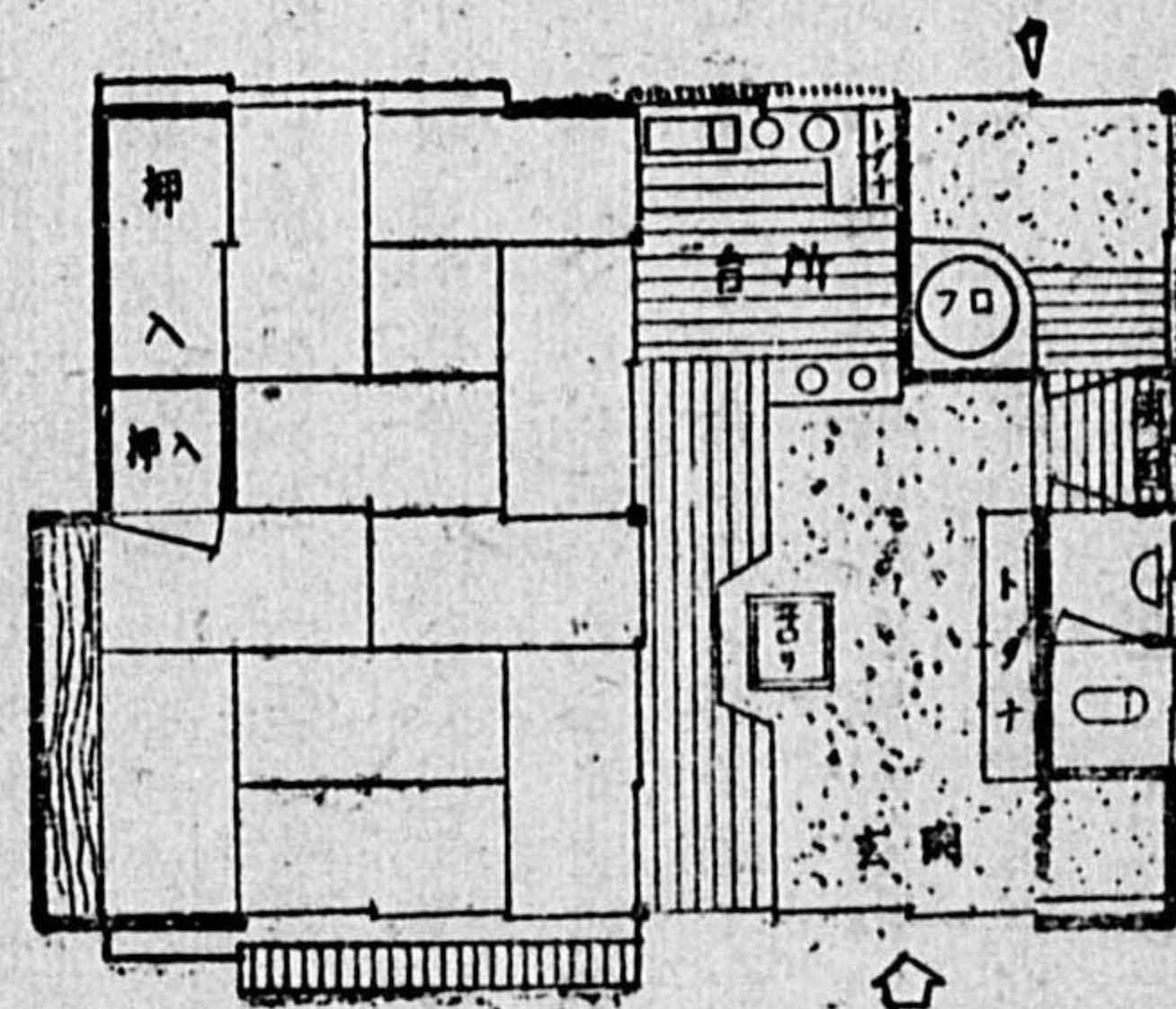
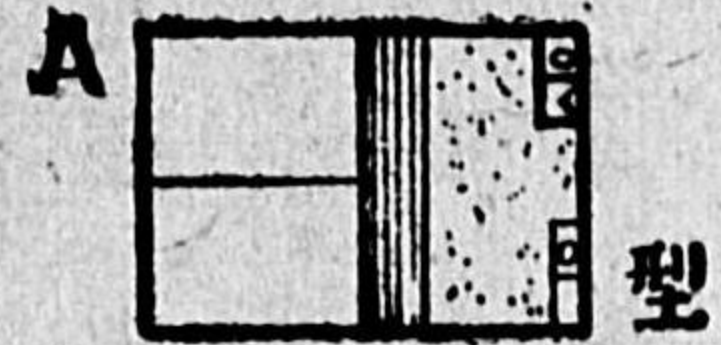


15 坪

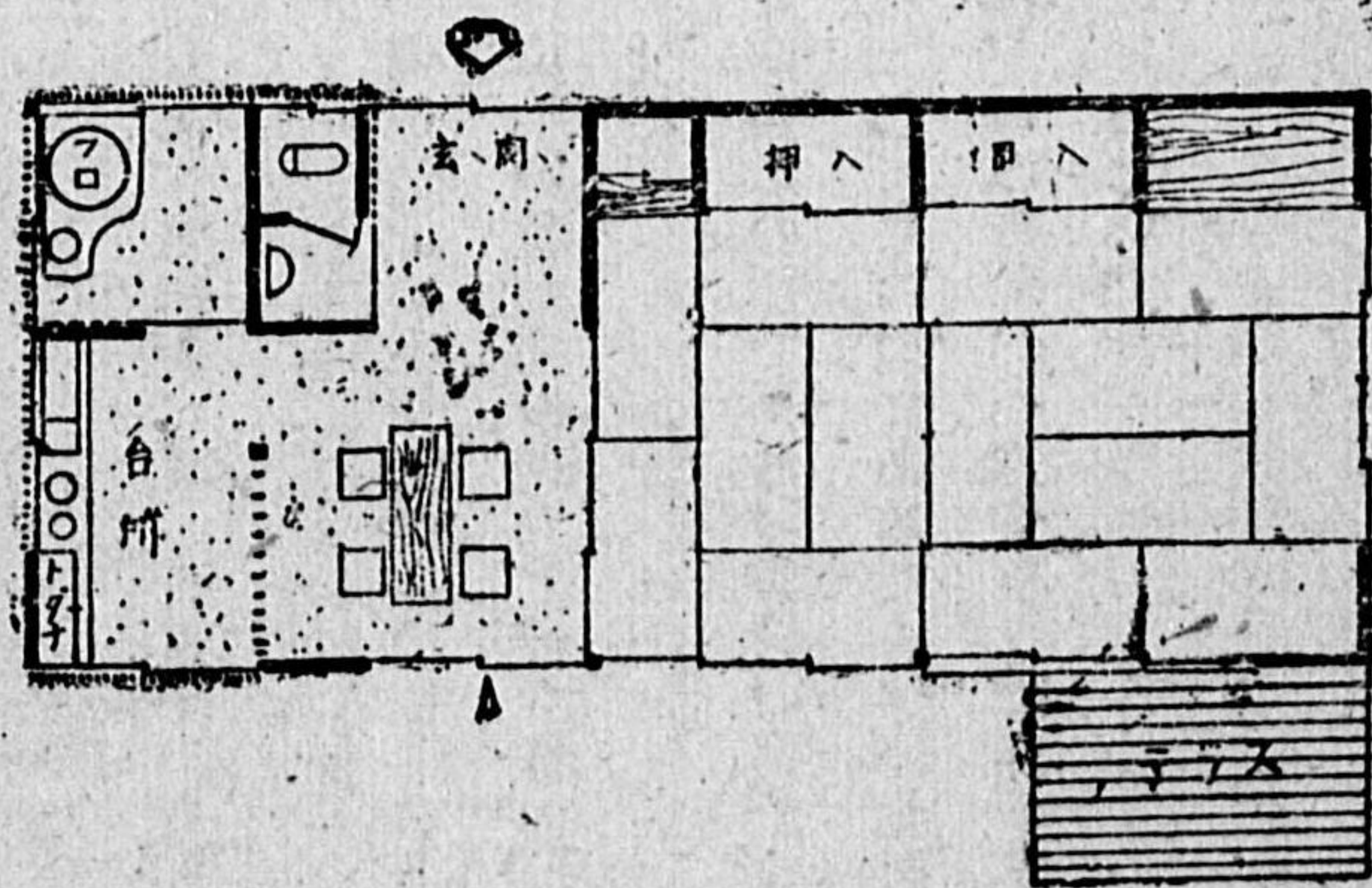


16.5 坪

10H

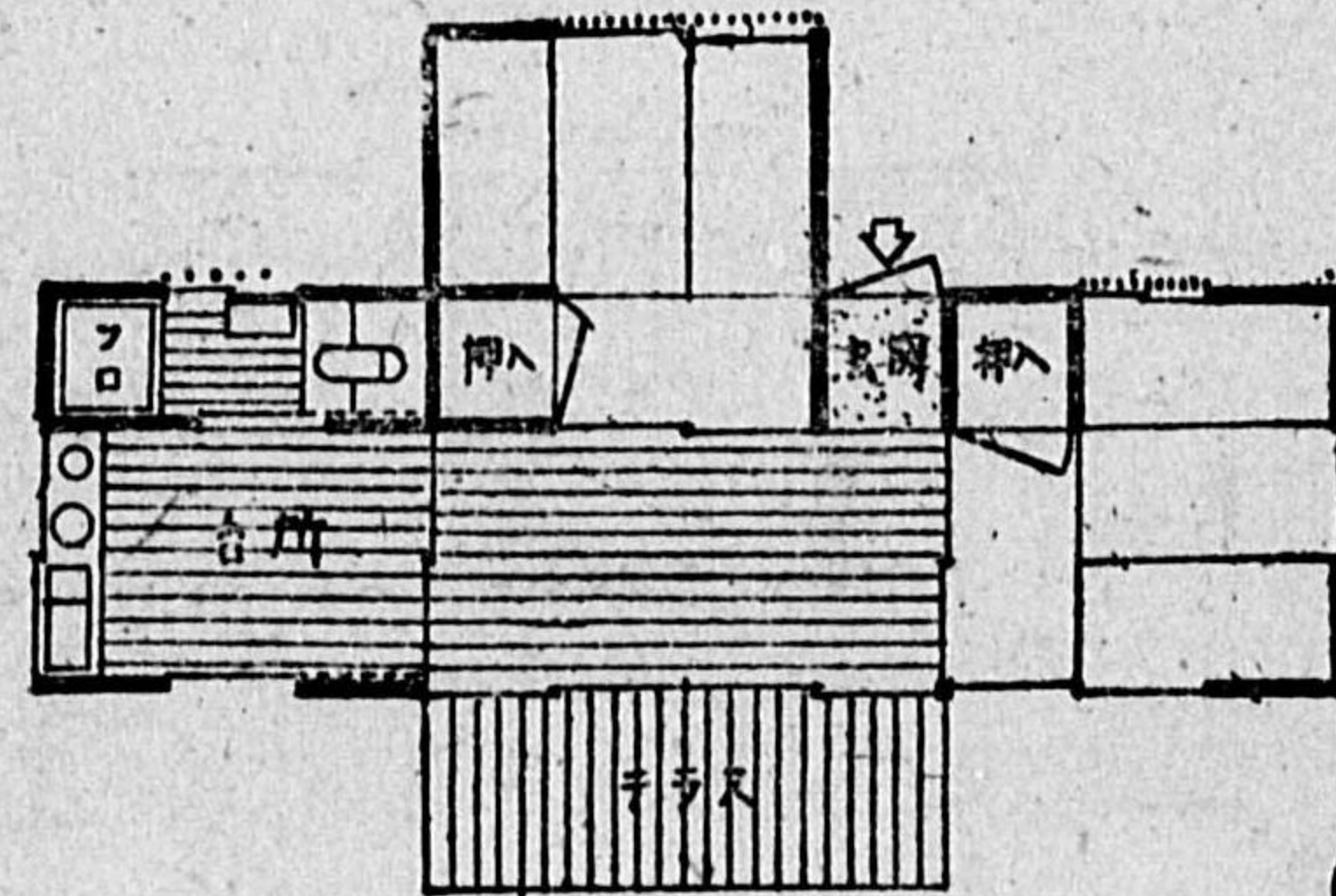
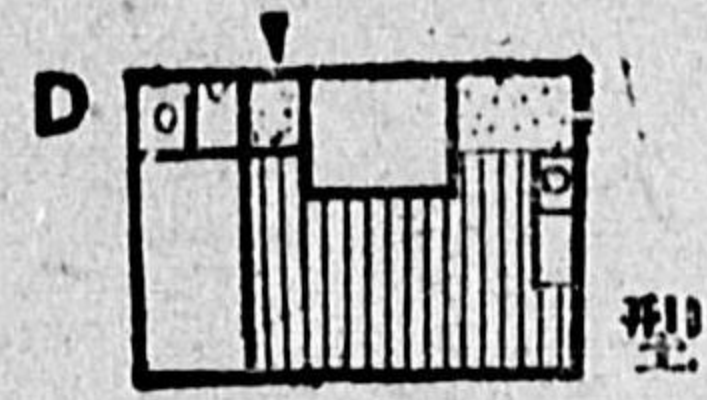


12 坪

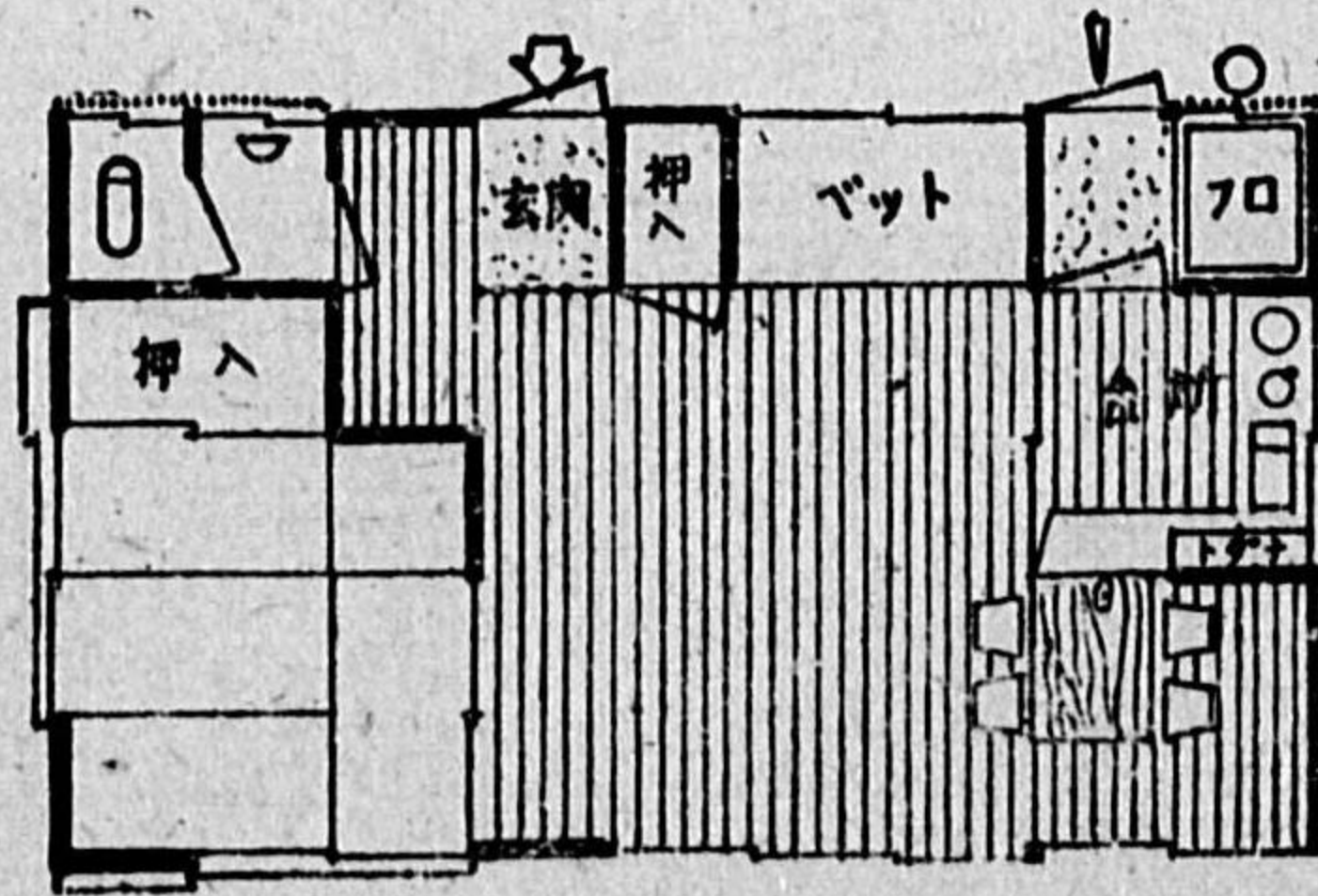


15 坪

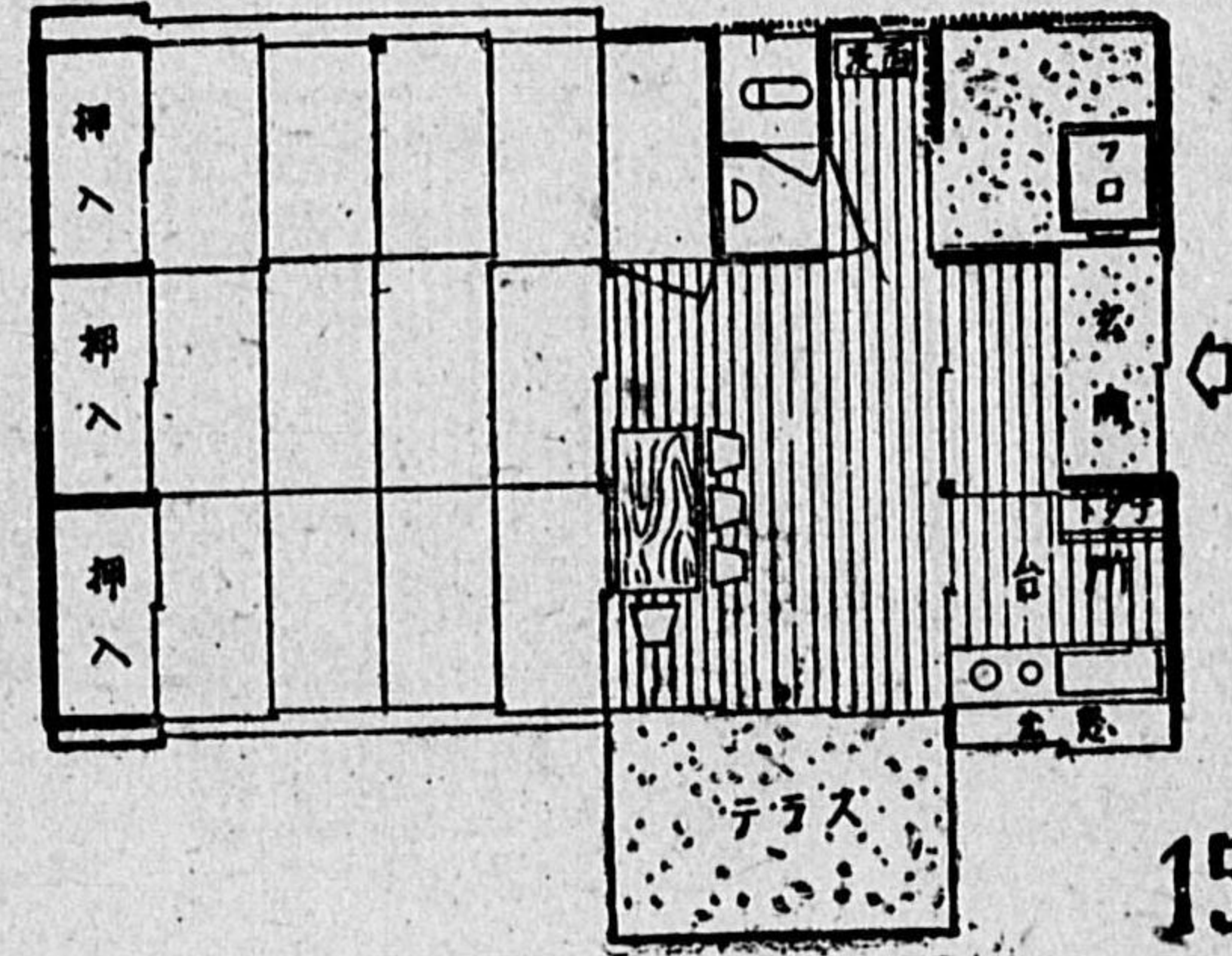
10H



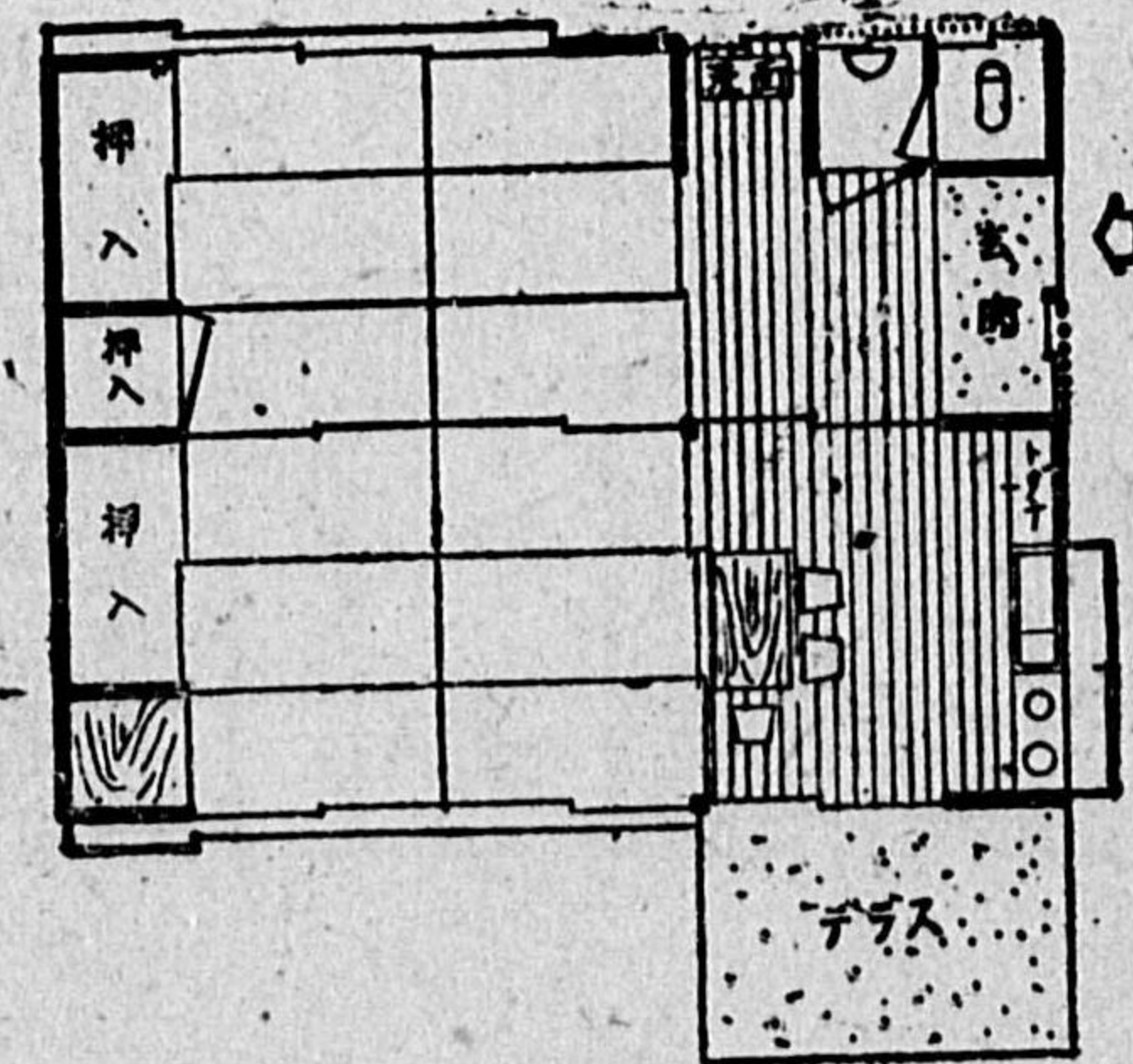
9坪



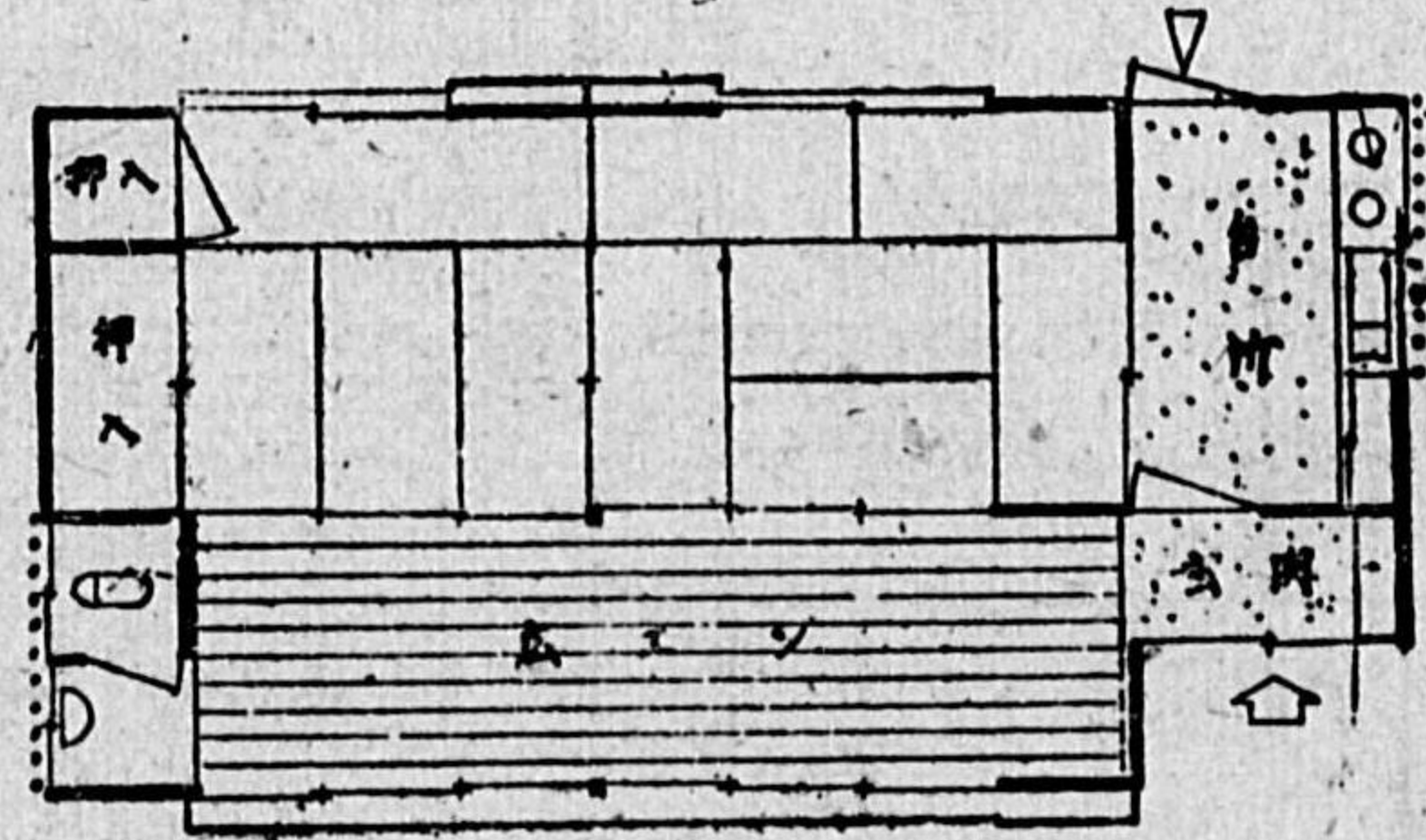
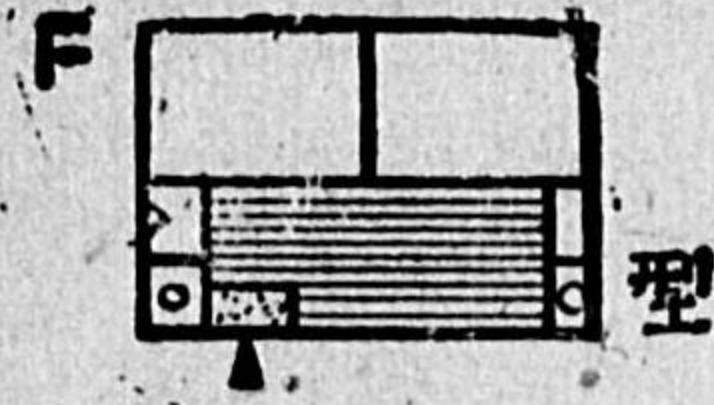
12坪



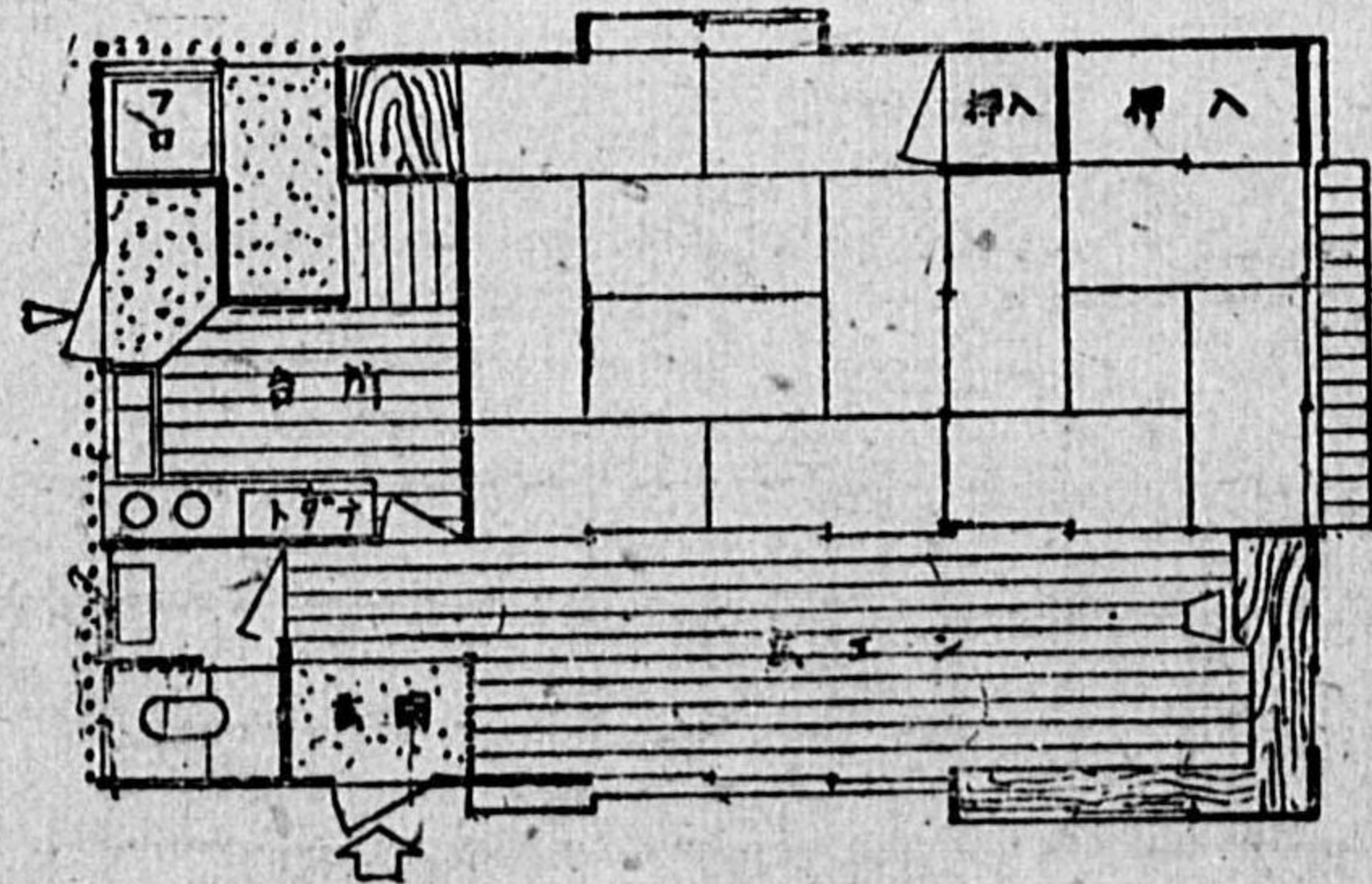
15坪



12坪

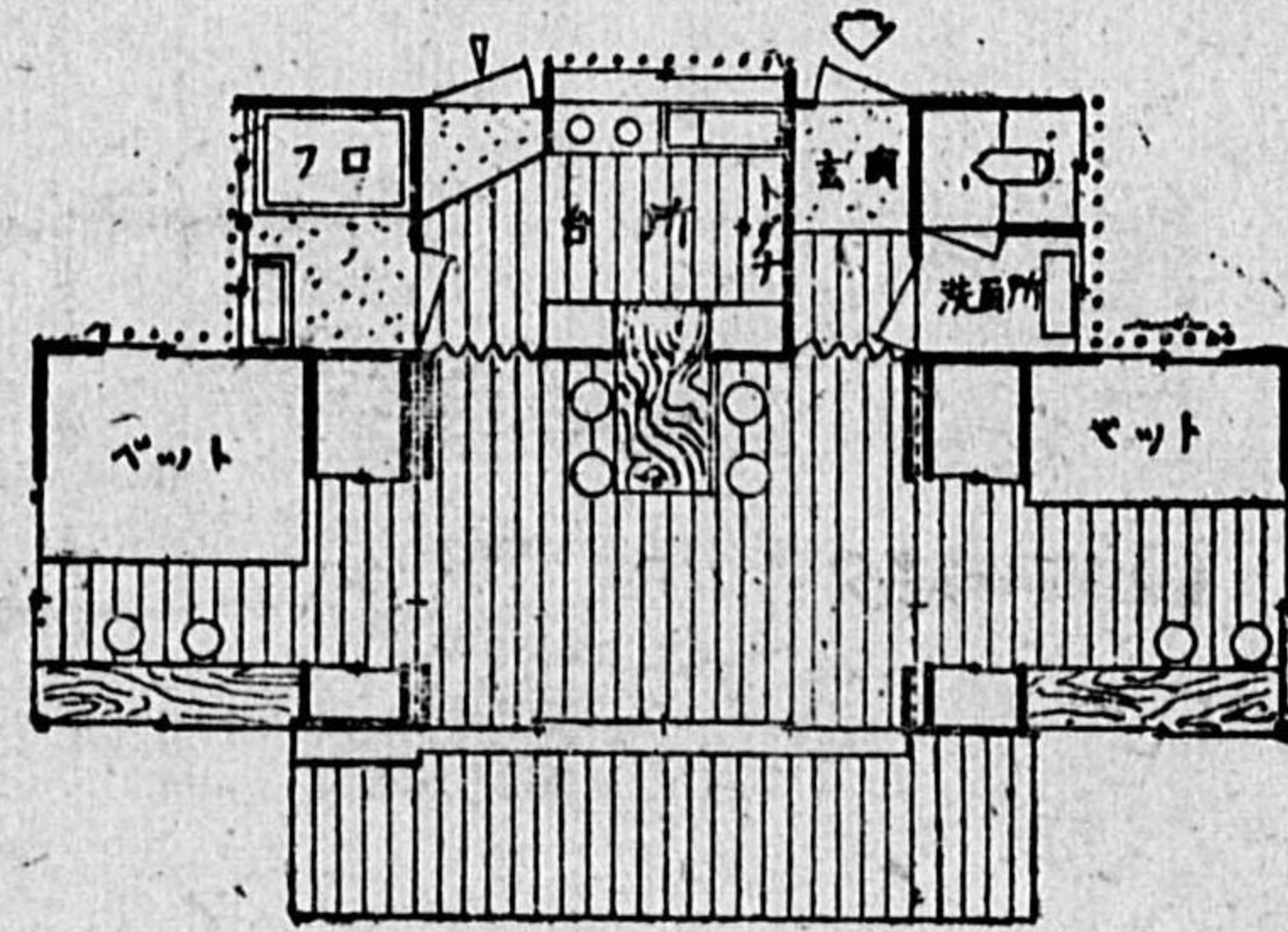
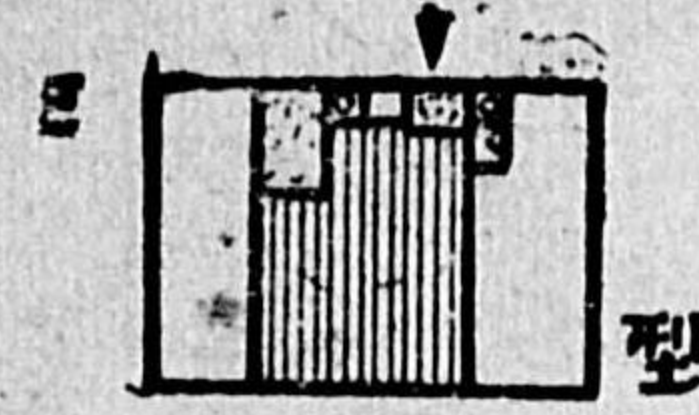


12坪

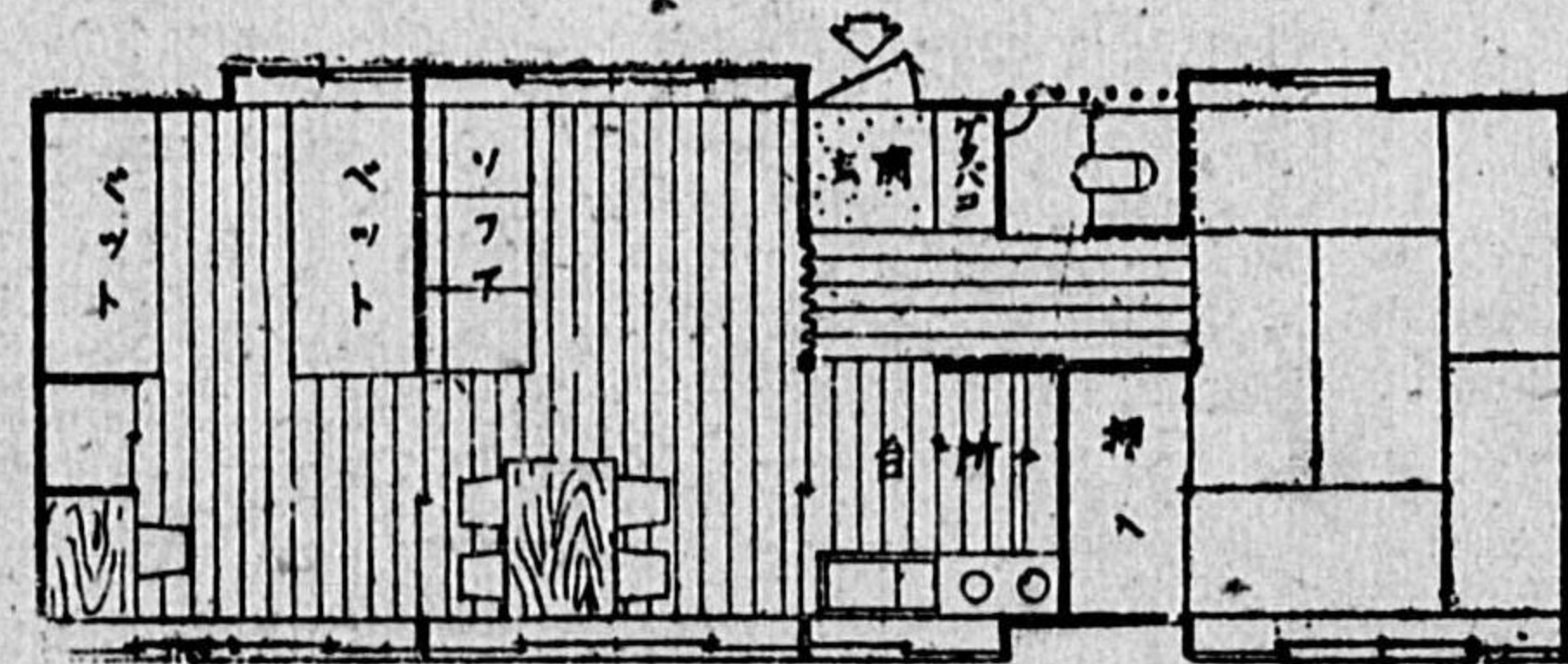


15坪

102

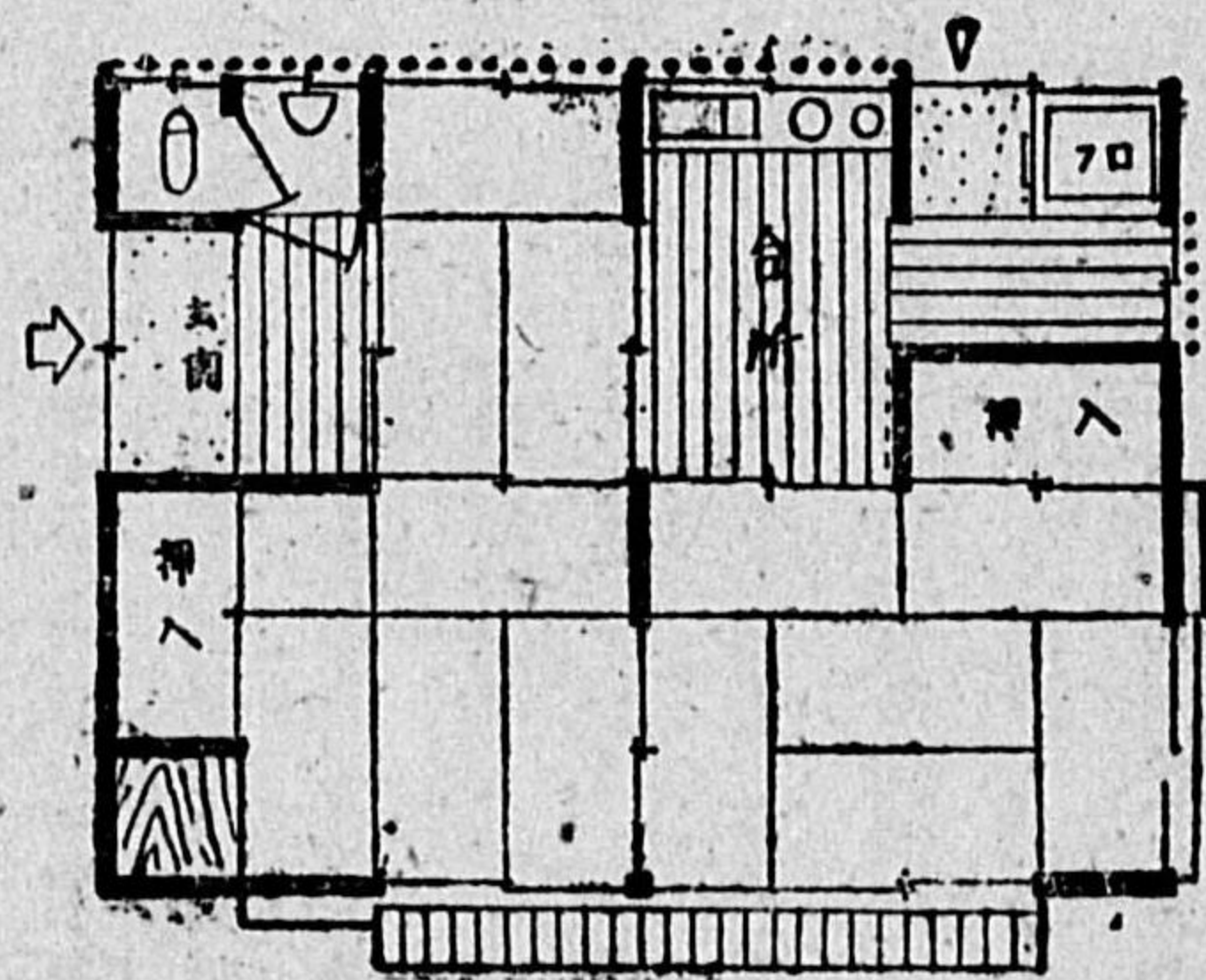
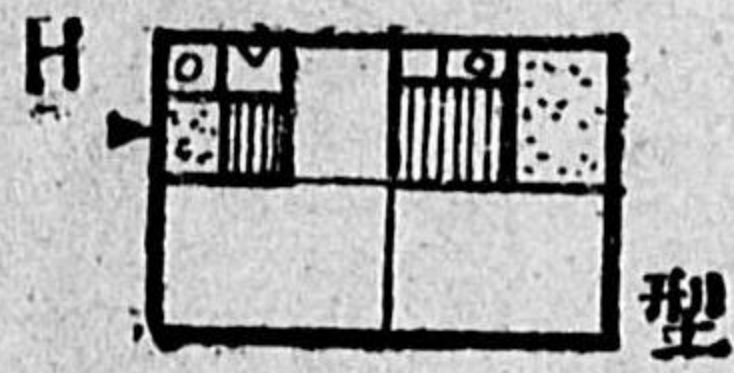


10.8坪

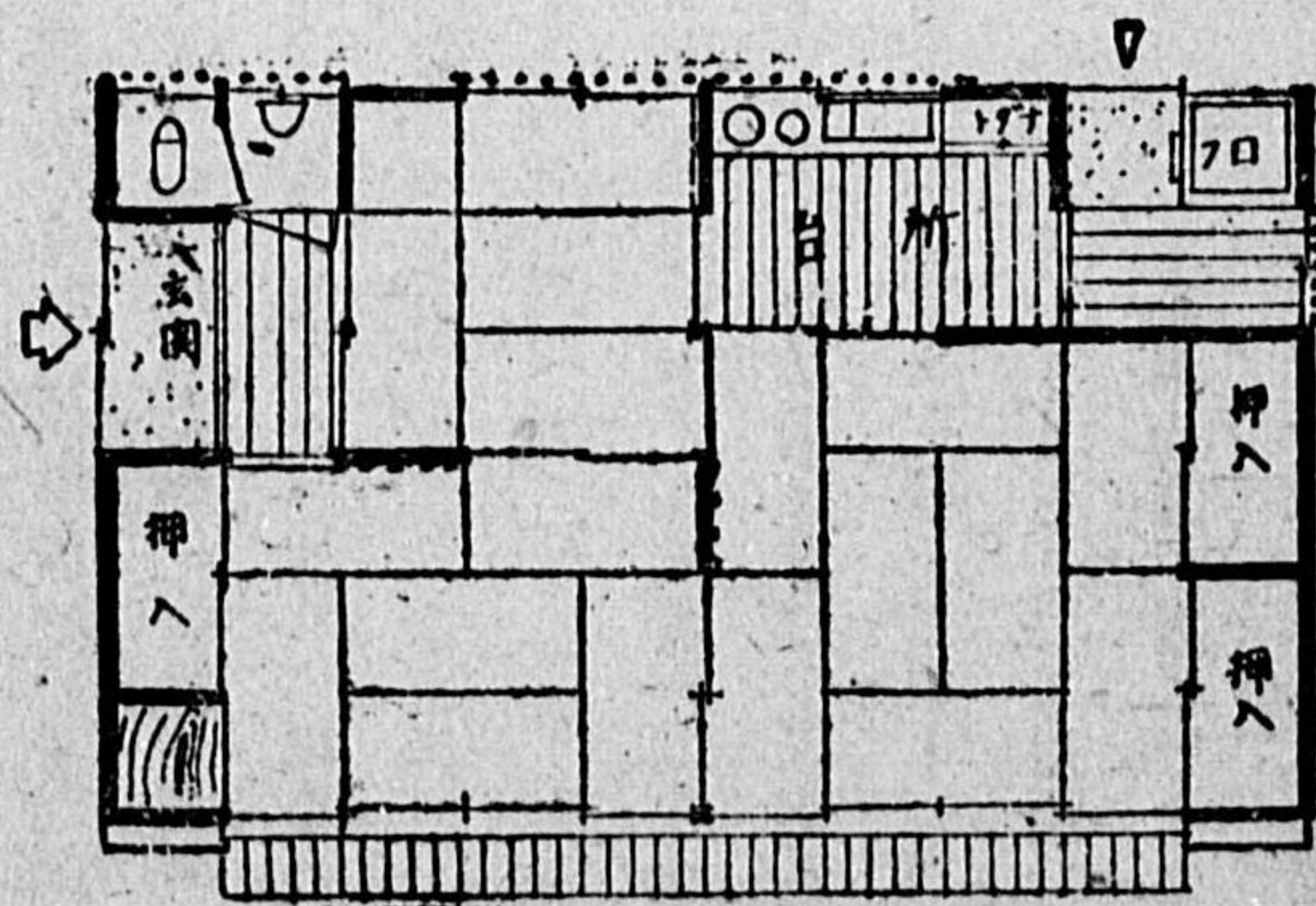


12坪

102

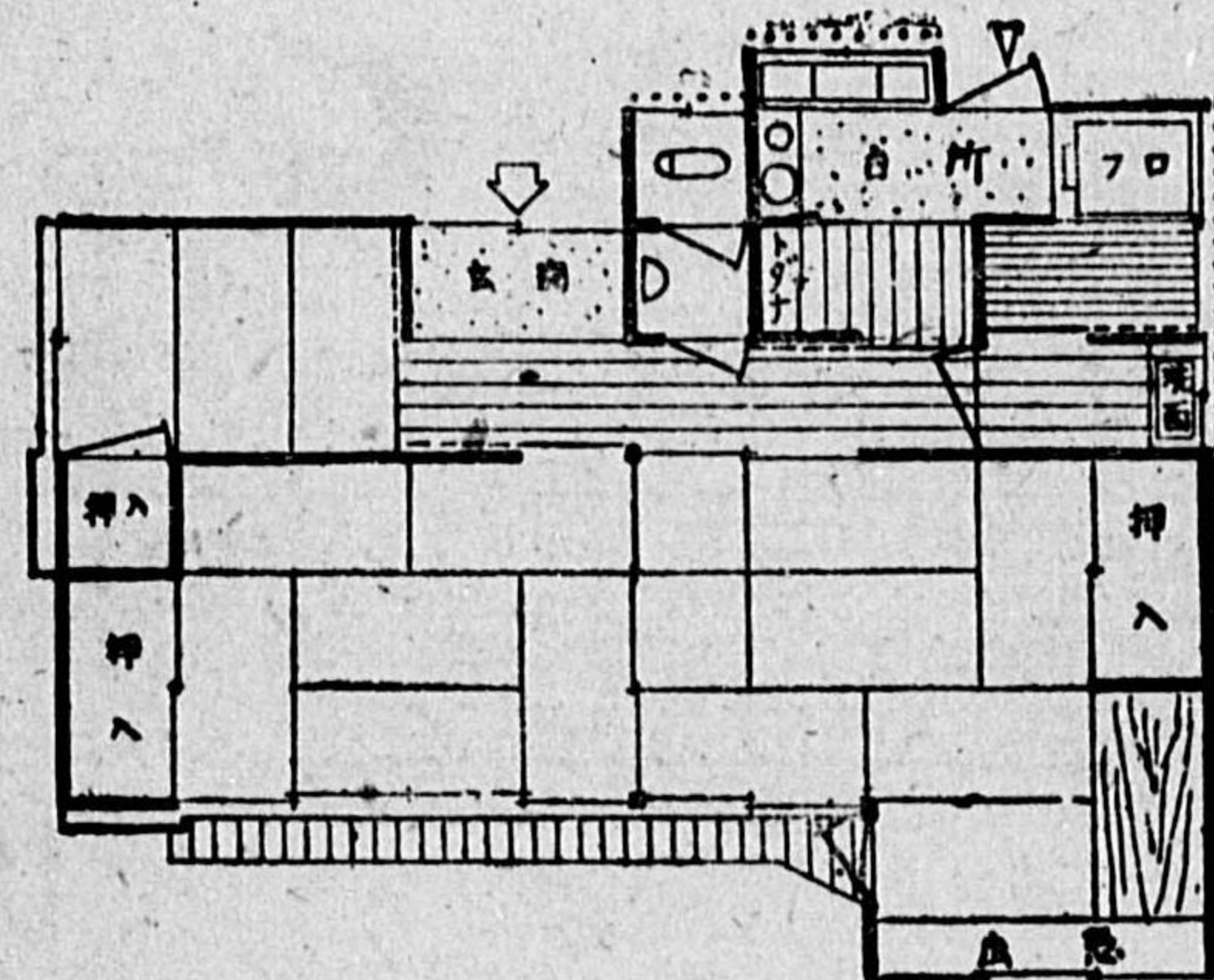
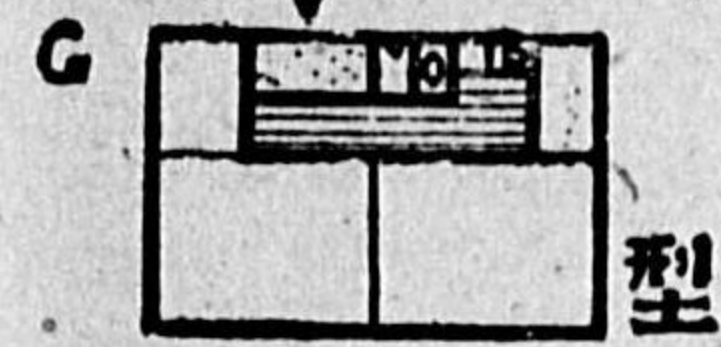


12坪

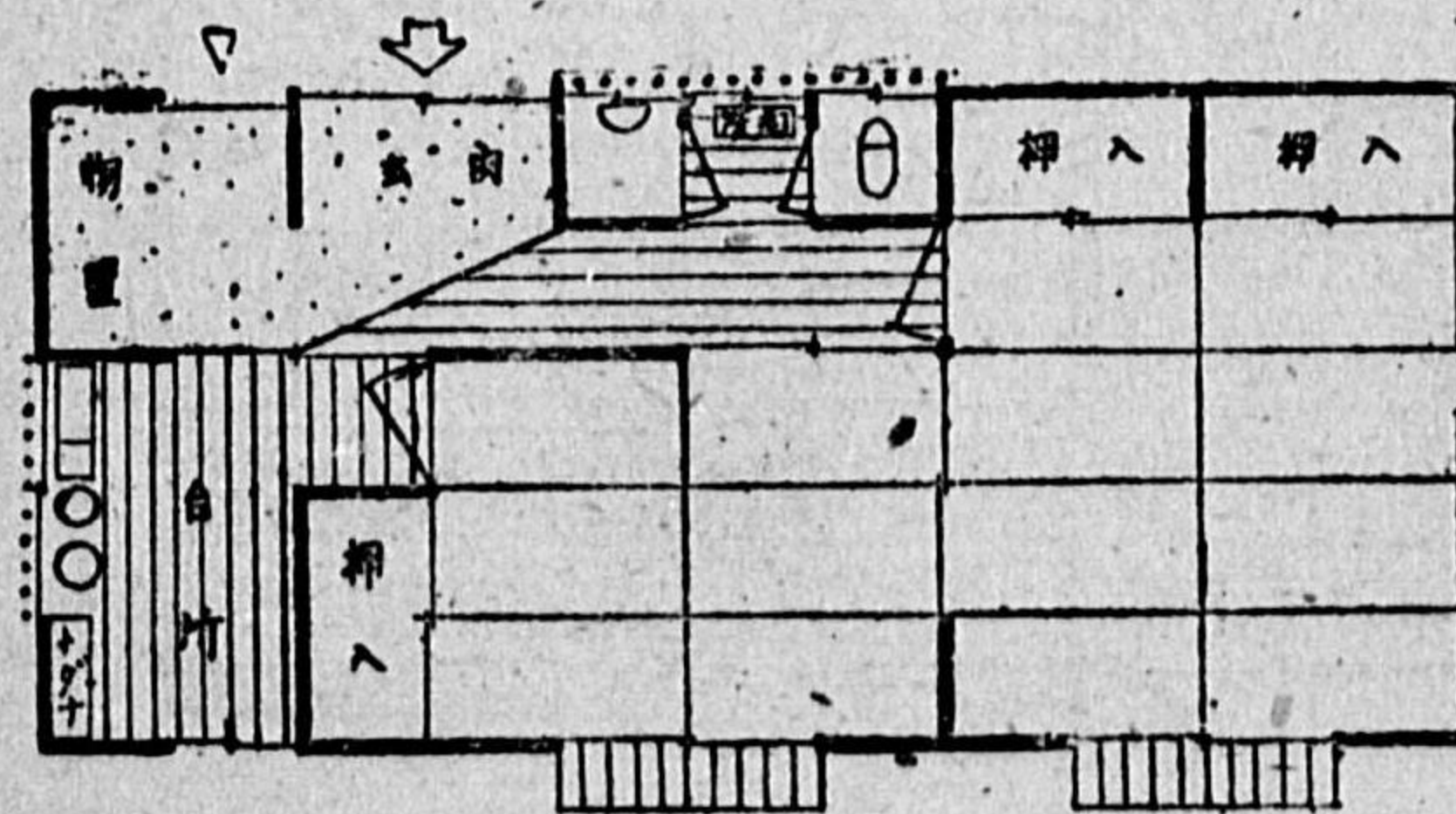


15坪

111



14.58坪



13.75坪

110

附圖 2 木造住宅設計基本圖 —— 計畫住宅の場合 ——

木造住宅設計基本圖としてこゝに一覽表に示すものは、貸家住宅・給與住宅・炭坑住宅など、國や公共團體・事業團體等によつて、主に團地經營的に計畫的に建設される住宅について、その考え方の一つの系統を示したものである。完成した規格としてではなく、限られた經濟條件の下で建設されるこの種計畫住宅に對する一つの設計態度という位の氣持で見ても戴きたい。これ以上の經濟的なしかも住み良い住宅が設計されることを期待するものである。

この設計の考え方は次の如くである。

1、**暖地型(第四地區) 寒地型(第一・二・三地區)**に大別し、更にメートル整數制と間尺制に分け、その各よつつき規模によつて1——6號までつくつた。1號は獨身者向の廊下式共同住宅(二階建)、2號は小家族向廣間式共同住宅(二階建)、3——6號は長屋・二戸・一戸建住宅で、暖地型では大体三〇・四〇・五〇・六〇平方米と一〇平方米おきにとり、寒地型では部屋をやゝ大きくしたとこと、屋内の物置をとつた爲、暖地型より夫々約五平方米増になつてゐる。

2、構造より間取りを決めていつた。即ち二米×三米(一間×一、五間)及び二米×二米(一間

×一間)という規則的な柱と梁による構造基本單位をきめ、それに各部屋を割り込んでいつた。この爲にやゝ無理な所もできたが、一方平面は簡明なものとなり、居住性を高めることにもなつた。又このような骨組の單純化・規格化は住宅の大量生産には是非考えなければならぬことである。

3、間取りは附圖1のG型とH型に該當する。前項の構造の基本單位による大量生産という點からも、又新しい住様式をすぐには實現できない計畫住宅という性質からもG型・H型がまあ穩當と考へられたのである。

4、間取りの細部については昭和二三年度住宅基準に従つた。構造その他についても勿論同基準によることを豫想している。食廢分離、就寢室の獨立性という點では、設計定員を決め、食事室の專用化(及び夜間の通路化)を計つたが、何分にも融通自在に使えるG型・H型であるから、定員以上に入居させないこと、住い方の指導をするなど、建設後の經營も計畫的に行われねばならない。しかし果して北面の茶の間で實際に食事が行われるだろうか。この設計の弱點はこのような所にもあるのである。

木造住宅 設計基本圖

2 棟屋
3 尺屋
4 尺屋

棟屋	面積 ㎡	間數	人員	棟屋	面積 ㎡	間數	人員	棟屋	面積 ㎡	間數	人員	棟屋	面積 ㎡	間數	人員
1m a	16	45	1	2	15	45	1	K1m a	16	45	1	K5 a	5	6	1
1m b	16	45	1	2	15	45	1	K1m b	16	45	1	K5 b	5	6	1
2m a	32	90	2	4	25	90	3	K2m a	32	90	2	K6 a	6	7	2
2m b	32	90	2	4	25	90	3	K2m b	32	90	2	K6 b	6	7	2
3m a	48	135	3	4	35	135	3	K3m a	48	135	3	K7 a	7	8	3
3m b	48	135	3	4	35	135	3	K3m b	48	135	3	K7 b	7	8	3

4m a	64	180	4	5	45	180	4	K4m a	64	180	4	K8 a	8	9	4
4m b	64	180	4	5	45	180	4	K4m b	64	180	4	K8 b	8	9	4
5m a	75	225	5	6	54	225	5	K5m a	75	225	5	K9 a	9	10	5
5m b	75	225	5	6	54	225	5	K5m b	75	225	5	K9 b	9	10	5
6m a	90	270	6	7	63	270	6	K6m a	90	270	6	K10 a	10	11	6
6m b	90	270	6	7	63	270	6	K6m b	90	270	6	K10 b	10	11	6

17473

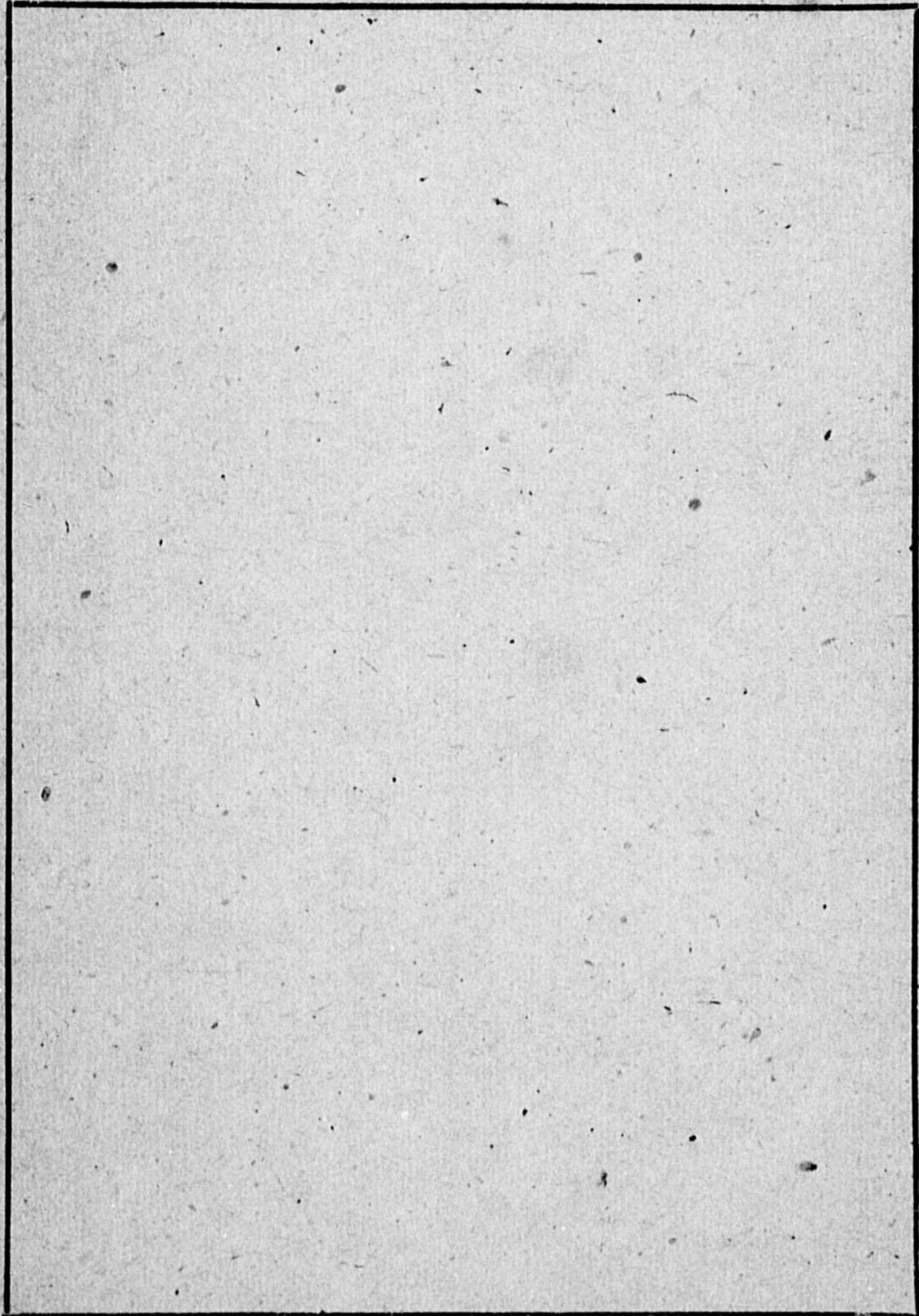
通信欄

宛先・東京都千代田区霞ヶ関一ノ二
建設省建築局住宅企画課

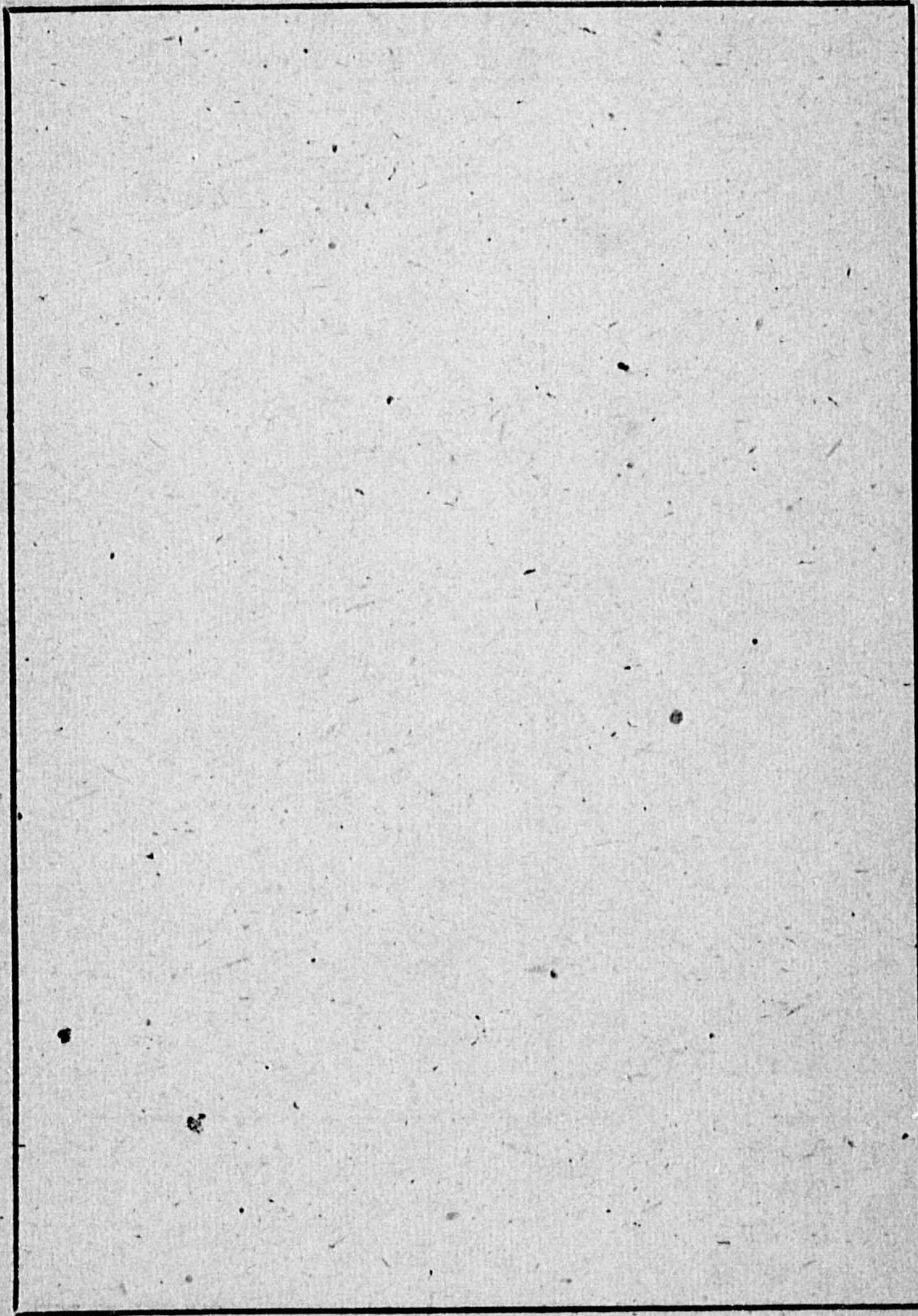
.....(切取線).....

發信者

住所
勤務先
氏名
職業



.....(切取線).....



★建設省住宅基準★

昭和二十三年十二月十五日發行

非賣品

發行者 建設大臣官房弘報課

印刷所 三洋工業株式会社

東京都品川區南品川一ノ二二

發行所 建設省大臣官房弘報課

東京都千代田區區ヶ崎一ノ二

(50.00)

24年 4月 8日

15


2

24.11.15


24.11.15

711W-14



終